

阿賀野市地域防災計画 (案)

【一般対策編】

阿賀野市防災会議

目 次

一般対策編	1
第1章 総則	2
第1節 計画の趣旨・基本方針	2
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	6
第3節 阿賀野市の自然条件	12
第4節 阿賀野市の社会的条件	16
第5節 阿賀野市の既往の主な災害	21
第2章 災害予防	24
第1節 防災教育・訓練計画	24
第2節 自主防災組織育成計画	31
第3節 災害に強いまちづくり計画	35
第4節 建築物等災害予防計画	40
第5節 道路の災害予防計画	43
第6節 鉄道施設の災害予防計画	46
第7節 土砂災害予防計画	47
第8節 河川災害予防計画	50
第9節 農地・農業用施設等の災害予防計画	54
第10節 防災通信施設災害予防計画	56
第11節 公衆通信施設災害予防計画	59
第12節 電力供給施設災害予防計画	59
第13節 上水道施設災害予防計画	60
第14節 下水道施設災害予防計画	62
第15節 原子力災害予防計画	65
第16節 危険物等施設災害予防計画	69
第17節 火災予防計画	72
第18節 孤立防止対策	79
第19節 水防管理団体の体制整備	81
第20節 廃棄物処理体制の整備	83
第21節 救急・救助体制の整備	84
第22節 医療救護体制の整備	88

第 23 節	避難体制の整備.....	91
第 24 節	災害時要援護者の安全確保計画.....	100
第 25 節	食料・生活必需品等の確保計画.....	107
第 26 節	文教施設における災害予防計画.....	109
第 27 節	文化財の災害対策.....	114
第 28 節	ボランティアとの協働体制整備計画.....	116
第 29 節	事業所等の事業継続.....	119
第 30 節	行政機関等の業務継続計画.....	121
第 3 章	災害応急対策.....	122
第 1 節	災害対策本部の組織・運営計画.....	122
第 2 節	職員の配備体制及び動員計画.....	134
第 3 節	自主防災組織による応急対策計画.....	139
第 4 節	防災関係機関の相互協力体制.....	142
第 5 節	気象情報、洪水予報、水防警報等伝達計画.....	147
第 6 節	防災通信施設応急対策.....	156
第 7 節	被災状況等情報収集伝達計画.....	160
第 8 節	広報計画.....	164
第 9 節	住民等避難計画.....	173
第 10 節	避難所運営計画.....	179
第 11 節	孤立地域対策計画.....	185
第 12 節	自衛隊の災害派遣計画.....	188
第 13 節	輸送計画.....	194
第 14 節	警備・保安計画.....	198
第 15 節	交通対策計画.....	200
第 16 節	消火活動計画.....	204
第 17 節	救急・救助活動計画.....	208
第 18 節	医療救護活動計画.....	211
第 19 節	防疫及び保健衛生計画.....	214
第 20 節	こころのケア対策計画.....	221
第 21 節	廃棄物処理計画.....	223
第 22 節	トイレ対策計画.....	227
第 23 節	入浴対策計画.....	229
第 24 節	食糧供給計画.....	230

第 25 節	生活必需品等供給計画	234
第 26 節	災害時要援護者の応急対策	237
第 27 節	文教施設における応急対策	241
第 28 節	文化財応急対策	248
第 29 節	障害物の処理計画	249
第 30 節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	252
第 31 節	愛玩動物の保護対策	255
第 32 節	災害時の放送	256
第 33 節	公衆通信施設応急対策	257
第 34 節	電力供給施設応急対策	257
第 35 節	ガス供給対策	258
第 36 節	給水・上水道施設応急対策	259
第 37 節	原子力災害応急対策	267
第 38 節	危険物等施設応急対策	273
第 39 節	道路及び橋梁施設の応急対策	277
第 40 節	鉄道施設の応急対策	280
第 41 節	治山・砂防・河川施設の応急対策	281
第 42 節	下水道施設の応急対策	285
第 43 節	農地・農業用施設等の応急対策	288
第 44 節	農林水産業応急対策	291
第 45 節	商工業応急対策	295
第 46 節	応急住宅対策	296
第 47 節	ボランティア受入れ計画	300
第 48 節	義援金品の受入れ・配分計画	302
第 49 節	義援物資対策	304
第 50 節	災害救助法による救助計画	305
第 4 章	復旧・復興	315
第 1 節	民生安定化対策	315
第 2 節	融資・貸付・その他資金等による支援計画	319
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	323
第 4 節	災害復興対策	326

一般対策編

第1章 総則

第1節 計画の趣旨・基本方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

大規模な災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、市域及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

2 計画の性格及び構成

この計画は、阿賀野市防災会議が策定する阿賀野市地域防災計画のうち、次に掲げる風水害等に関する計画であり、本市地域における風水害等の対策に関し、以下の6点等の総合的かつ基本的な性格を有するものである。

- (1) 市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民等がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携する体制
- (2) 市対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防及び自主防災組織の育成整備に関する計画
- (3) 気象予報の収集伝達、ICTツールを利活用した災害情報等の収集、避難、避難所運営、水防、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- (4) 災害時要援護者(高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等)対策の一層の充実
- (5) 災害復旧に関する計画
- (6) その他災害対策に必要な計画

一般災害対策編の構成は、次のとおりとする。

- (1) 総則
- (2) 災害予防計画
- (3) 災害応急対策計画
- (4) 災害復旧・復興計画

なお、阿賀野市地域防災計画は、「一般災害対策編」、「地震災害対策編」、「雪害対策編」及び「資料編」で構成する。

3 他の計画との関係

この計画は、本市地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、県の策定する「新潟県地域防災計画風水害対策編」や「新発田地域振興局地域整備部水防計画」、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図るものとする。

また、水防法(平成13年6月13日法律第46号)に基づく「阿賀野市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日(緊急を要するものについてはその都度)までに、計画の修正案を阿賀野市防災会議に提出するものとする。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整えるものとする。

防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- (1) 必要に応じた計画に基づくマニュアル(実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。)の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- (2) 計画、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他の計画(開発計画、投資計画等)の防災の観点からのチェック

6 災害に強いまちづくりのビジョン

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、阿賀野市及び防災関係機関は、防災

体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の強化を図る。

また、災害情報の伝達や、相互の連絡機構が活用できる状態を確保するために、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策について検討する。

(1) 水害予防対策

阿賀野川をはじめとする市内を流れる河川・水路のはん濫・浸水災害の防備に向け、治水対策を進めるとともに、市街地をはじめ災害発生の危険度の高い中小河川について、阿賀野川沿線の水防整備との整合を図りながら整備を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川・水路の整備に努める。

また、内水面の浸水対策として、上流部における遊水池機能の配備を検討するとともに、水路における適切な貯留、放流等の調節を行い、下流地域の内水害防止対策を検討する。

(2) 火災予防対策

「ダシ」と呼ばれる季節風等による火災の拡大を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化を図る。

また、市街地の不燃化対策として、準防火地域の指定などに基づき、都市の不燃化及び延焼の拡大防止に努めるとともに、地区計画制度などの導入による適正な市街地更新活動を誘導するなど、災害に強く、安全で快適なまちづくりを推進する。

さらに、本市は木造建築物が多いことから、建造物防災対策も状況に応じて行う必要があり、都市の不燃性及び建築物の安全性確保等の必要性から、地震や火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物の建設を促進する。

(3) 地震災害予防対策

本市域の南西から北東方向には、県下において最も規模の大きな活断層とされている月岡断層が確認されており、直下型地震発生の可能性を含めて、地震に起因する災害は複雑多様であると考えられる。

地震動による建物の倒壊等の災害や、二次災害となる火災の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、避難地、避難路の設定及び生活保護のための措置等平常時の予防対策に取り組んでいく。

特に、高齢者等の要援護者の避難支援などに留意し、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

7 災害に強いまちづくりの基本方針

(1) 災害に強く、豊かな地域社会を創造する防災環境の整備

五頭山系を背後に阿賀野川水系を中心とした利水のもと、新潟平野の扇状地に穀倉地帯が広がる本市の立地環境を活かしつつ、水原地区や安田地区の市街地や笹神南部の温泉地区の特性に配慮した防災環境を備え、集落地内の細街路や用水路等を考慮した防災空間が配置された、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 水害・震災・土砂災害対策などの総合的な防災対策の推進

本市は、阿賀野川の扇状地や月岡断層などの災害を誘発するさまざまな立地要因を持っており、今後とも水防事業や砂防事業など、総合的な治山治水事業に取り組んでいくことにより、より一層の災害予防対策を講じるとともに、自然災害の脅威を認識しつつ、避難・警戒体制に万全を期していく。

(3) 被災時の迅速かつ柔軟な防災体制の確立

災害による突発的な事態や、非常時における想定外の局面において、迅速かつ柔軟に対応できる防災体制の確立を図るとともに、行政職員の初期初動体制の整備、情報収集体制の充実強化や情報伝達手段のバックアップなど、多角的な見地から被災時に備えた対策を講じていく。

また、国や県はもとより、周辺市町村を始め、相互応援協定締結自治体などとの連携体制の維持確認に努め、強固な防災体制の確立を目指す。

(4) 高齢者や障害者など災害時要援護者に配慮した支援体制

少子高齢化が進展する本市の社会的な実状を踏まえ、災害時に最も被害を受けやすい住民の安全と安心を確保できる支援体制づくりを進めていく。

このため、高齢者や障害者などのいわゆる災害時要援護者といわれる住民の情報把握に努めるとともに、被災時の救援・避難活動に活かすことのできる防災情報システムの確立を図るなど、事前の情報管理を図っていく。

(5) 市民の自主的・主体的な防災活動への取り組み促進

災害時においてその被害を最小限にとどめるため、市民・事業所・行政が三位一体となった防災活動の展開が求められる。

本市では、あらゆる機会を活用し、三位一体の防災活動を展開するための知識の普及や実践訓練などを進めるとともに、防災活動の原単位となる自主防災組織の育成とネットワークづくりを進めていく。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民

(1) 阿賀野市

阿賀野市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本市地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

(7) 企業

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業

務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

企業は地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、地域の防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

2 各機関の事務又は業務の大綱

阿賀野市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、新潟県、阿賀野市、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて阿賀野市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
阿賀野市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市防災会議に関すること。 ・ 市内における公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること。 ・ 災害予警報等情報伝達に関すること。 ・ 被災状況の情報収集に関すること。 ・ 災害広報及び避難勧告、避難指示に関すること。 ・ 被災者の救助、救護に関すること。 ・ 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 ・ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 ・ 消防活動及び浸水対策活動に関すること。 ・ 被災児童、生徒に対する応急の教育に関すること。 ・ 災害時要援護者に対する相談、援護に関すること。 ・ 公共土木施設、農地及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 ・ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること。 ・ 水道事業等の災害対策に関すること。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県防災会議に関すること。 ・ 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施について総合調整に関すること。 ・ 災害予警報等の情報伝達に関すること。 ・ 被災状況に関する情報収集に関すること。 ・ 災害広報に関すること。 ・ 避難の勧告・指示に関すること。 ・ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 ・ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 ・ 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 ・ 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。 ・ 被災児童、生徒に対する応急の教育に関すること。 ・ 災害時要援護者に対する相談、援護に関すること。 ・ 公共土木施設、農地及び農業用施設に対する応急措置に関すること。 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 ・ 緊急通行車両の確保に関すること。 ・ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・ 他の都道府県に対する応援要請に関すること。 ・ 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること。
新潟県警察本部 (阿賀野警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導、被災者の救出その他人命救助に関すること。 ・ 交通規制及び緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること。 ・ 行方不明者調査及び死体の検視に関すること。 ・ 犯罪の予防、取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指 定 地 方 行 政 機 関	北 陸 農 政 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備とその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・ 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関すること。
	新潟地域センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること。
	北陸信越運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送あつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
	北陸地方整備局 新潟国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道の改修並びに国道指定区間の管理、維持及び修繕に関すること。 ・ 国道の除雪及び災害復旧に関すること。
	北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿賀野川の維持管理及び災害復旧に関すること。 ・ 阿賀野川の洪水予報業務に関すること。 ・ 阿賀野川の水防警報に関すること。
	新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象、地象、水象等の予報及び警報に関すること。 ・ 気象、地象、地動、水象の観測結果及び情報の速報並びに発表に関すること。 ・ 阿賀野川の洪水予報業務に関すること。
	関東森林管理局 下越森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備による災害防止に関すること。 ・ 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・ 災害時における木材（国有林）の払い下げに関すること。
自 衛 隊		<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。 ・ 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること。
指 定 公 共 機 関	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防災管理に関すること。 ・ 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。 ・ 旅客の避難、救護に関すること。
	東日本電信電話株式会社 新潟支店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信設備の防災管理に関すること。 ・ 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること。
	東北電力株式会社 新発田営業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・ 災害時における電力供給の確保に関すること。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指 定 公 共 機 関	株式会社エヌ・ティ・ティ・ド・コム KDDI 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話の通信施設に関する防災対策及び復旧対策に関すること。 ・ 非常時におけるメール情報通信の確保と気象情報・安否情報などの伝達に関すること。
	日本郵便株式会社 信 越 支 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 ・ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
	日 本 赤 十 字 社 新 潟 県 支 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における医療救護に関すること。 ・ 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。 ・ 災害時の血液製剤の供給に関すること。 ・ 義援金及び救援物資の募集及び配分に関すること。 ・ 奉仕班の編成及び派遣並びに連絡調整に関すること。
	日 本 放 送 協 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象警報等の放送に関すること。 ・ 災害時における広報に関すること。
	東日本高速道路株式会社 新 潟 管 理 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 磐越自動車道の防災対策並びに災害復旧に関すること。
	日本通運株式会社 新 潟 支 社 新潟運輸株式会社 新 津 営 業 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における緊急輸送の確保に関すること。
指 定 地 方 公 共 機 関	新潟交通株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 ・ 災害時における被災地との交通の確保に関すること。
	株式会社新潟日报社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における広報活動に関すること。
	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ 21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会社 株式会社エフエム新津	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象警報等の放送に関すること。 ・ 災害時における広報に関すること。
	阿賀野川土地改良区 笹岡土地改良区 阿賀用水右岸土地改良連合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・ 災害時における農地、農業用施設の被害調査の実施に関すること。 ・ 農地、農業用施設の災害復旧計画の策定及び実施に関すること。

	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
その他の公益的事業を営む法人	北蒲みなみ農業協同組合 ささかみ農業協同組合 酪農にいがた農業協同組合阿賀野支所 下越農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物等の災害応急対策の指導に関する事。 ・ 被災農家に対する融資又はあっせんに関する事。 ・ 農業生産資材及び農家生産資材の確保、あっせんに関する事。
	水原商工会 安田商工会 京ヶ瀬商工会 笹神商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における物価安定についての協力、徹底に関する事。 ・ 救助、救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。 ・ 被災商工業者に対する資金の融資又はあっせんに関する事。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	阿賀野市建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における応急対策及び応急復旧の協力に関する事。
	新発田北蒲原医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会救護班の編成並びに連絡調整に関する事。 ・ 災害時における医療救護活動の実施に関する事。
	社団法人新潟県エルピーガス協会蒲原支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時におけるガスの安定供給の確保に関する事。 ・ ガス施設の防護管理に関する事。 ・ 住民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関する事。
	危険物関係施設 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における危険物の保安措置に関する事。
	自動車運送 事 業 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急急送の確保に関する事。 ・ 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関する事。

第3節 阿賀野市の自然条件

1 地形・地質の概要

(1) 阿賀野市の位置

阿賀野市は、新潟平野のほぼ中央に位置し、南側に大河阿賀野川が流れ、東側に標高1,000m級の山々が連なる五頭連峰を背にして形成された扇状地に6,500ha余りの水田が広がる穀倉地帯である。

県都新潟市から南東へ約20km、東は新発田市・東蒲原郡阿賀町、西は新潟市、南は五泉市、北は新発田市にそれぞれ接している。磐越自動車道と国道49号が南北に、国道460号と290号・JR羽越本線が東西に走り、大都市に近い自然環境豊かな地域となっている。

東西約18.5km、南北約15.3kmで、192.7k㎡の面積を有し、地目別に見ると、農地が73.2k㎡、宅地が12.1k㎡、山林64.8k㎡となっている。

(2) 地形及び地質

阿賀野市は、新潟平野のほぼ中央に位置し、市の南側に流れる阿賀野川の堆積物によって形成された三角州性低地、はん濫原性低地及び自然堤防・砂州の点在する低地が広がるとともに、東側には標高1,000m級の山々によって傾斜度30°以上の起伏のある五頭連峰が連なっている。

阿賀野市平野部の表層地質は、砂・泥からなる三角州性堆積物及び砂・泥・礫からなるはん濫性堆積物によって形成され、東端部には油田・ガス田の地質が確認されている。

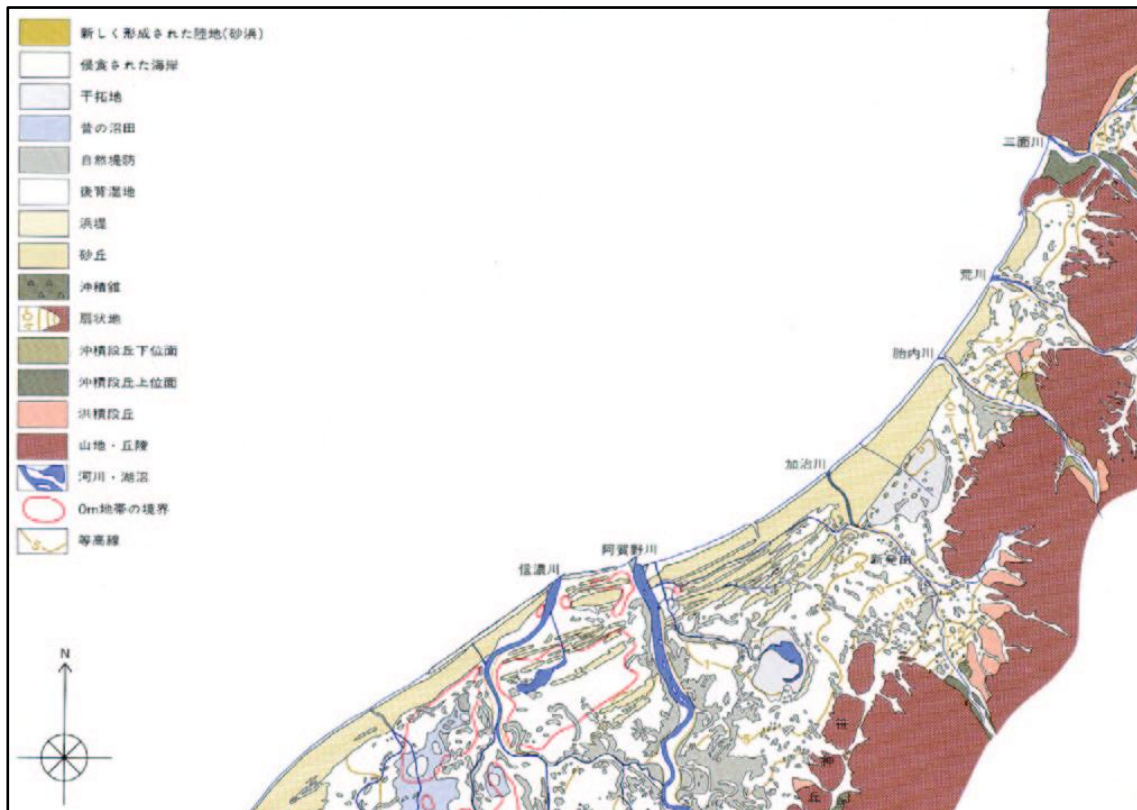
また、村杉低地帯西部丘陵は主に砂・泥・礫、五頭山麓は主に花崗岩及び花崗閃緑岩によって形成された地質となっている。

さらに、五頭連峰の西裾部には村杉低地帯を挟み、長さ20kmに渡り、月岡断層が南北に縦貫し、これに沿って新潟平野の扇状地が形成されている。月岡断層に並行し長さ2kmに渡り庵地断層が確認されている。

【地形図】



【地質図】



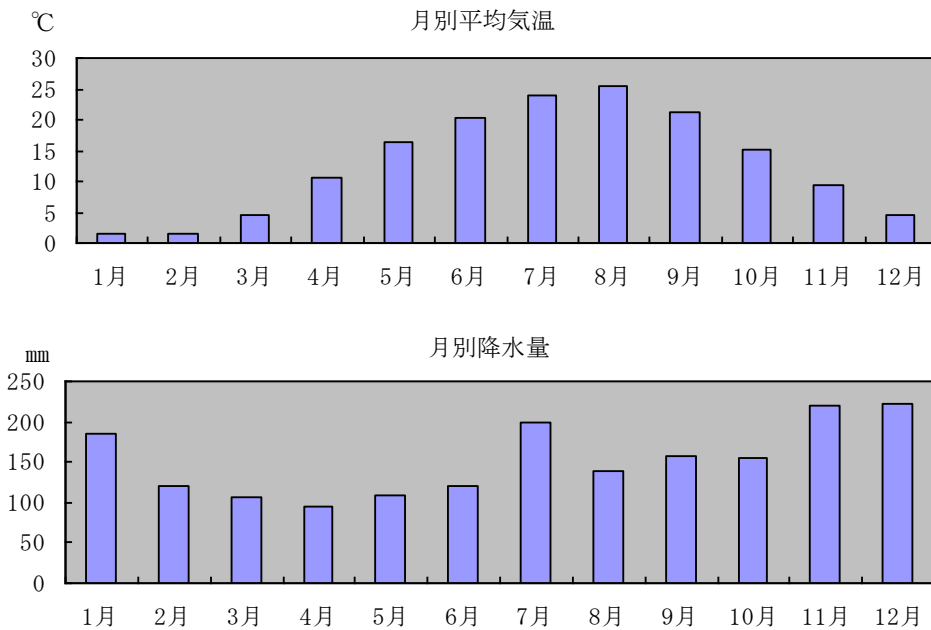
2 気象の概要

(1) 気象の概要

阿賀野市の気温は、夏季(6月～8月)は、平均すると東部五頭山麓で22℃、平野部で23℃の気温界に位置し、冬季(11月～3月)は、東部で1℃～2℃、平野部では2℃～3℃の気温界で、冬季は降水量(主として雪)が多くなっている。

冬型の気圧配置による北西の季節風のため、11月には、「時雨(しぐれ)」と呼ばれるぐずついた天気となり、降雪の季節を迎えると東部の山沿い・山間部を中心に、平均最深積雪値は100cm～150cmの積雪分布域に属す地域である。

こうした気候から月別の平均湿度は、梅雨期の6月～7月に80%と最も湿度が高くなるが、冬期にも降雪による湿度から、春先の3月を除くすべての月で70%を超える高湿地域となっている。また、春から夏にかけて、阿賀野川の水面を渡るように、時折強い東南(ダシ)の風がこの地域を吹きぬける。



単位	平均気温 ℃	最高気温 ℃	最低気温 ℃	平均風速 m/s	日照時間 時間	降水量 mm	積雪の深さ最大 cm
統計期間 資料年数	1979～2000 22	1979～2000 22	1979～2000 22	1979～2000 22	1986～2000 15	1979～2000 22	1982～2000 19
1月	1.6	4.1	-1.2	3.0	53.2	185.6	51
2月	1.5	4.4	-1.5	3.0	72.4	119.9	58
3月	4.6	8.6	0.5	2.9	109.8	106.0	33
4月	10.7	16.0	5.4	3.2	159.8	94.0	0
5月	16.3	21.1	11.8	2.9	160.7	109.6	0
6月	20.3	24.5	16.7	2.6	112.8	121.2	0
7月	23.9	27.9	20.4	2.5	127.9	199.5	0
8月	25.5	30.2	21.7	2.4	173.7	138.0	0
9月	21.2	25.7	17.4	2.5	122.4	158.1	0
10月	15.2	19.8	10.9	2.6	134.1	154.1	0
11月	9.4	13.5	5.3	2.6	88.7	219.2	0
12月	4.5	7.6	1.5	2.9	61.8	223.0	23
全年	12.9	17.0	9.1	2.8	1379.7	1828.2	71

(2) 気象災害の特徴

新潟県内における過去 11 年間(1990 年～2000 年)に発生した気象災害の災害別頻度みると、雨害が全体の約 4 割を占め最も多く、次いで風害が約 2 割、雪害及び落雷害が約 1 割の構成となっている。

雪害では、積雪害が圧倒的に多く大雪による災害の過半数を占め、これに次いで雪崩災害、着雪災害、雪圧災害の順となっている。

本市は、雨害・雪害に注意を払う必要のある地域である。

第4節 阿賀野市の社会的条件

1 人口

(1) 人口・世帯の推移

本市の人口は45,560人(平成22年国勢調査)で、平成7年時に比べ3,268人の減少となっており、昭和50年以降、平成7年までの微増傾向が止まり、少子高齢化の傾向が示されている。

また、世帯数は13,154世帯(平成22年国勢調査)で、平成7年度に比べ1,016世帯の増加となっている。

また、市内の世帯のうち、65歳以上の親族のいる世帯、いわゆる高齢者世帯は57.9%であり、全体の6割近くになる。

【総人口及び年齢階層別人口】

			平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口(人)			48,465	48,828	48,456	47,043	45,560
人口密度(人/km ²)			254.5	253.4	251.4	244.1	236.5
世帯数(世帯)			11,480	12,138	12,632	12,847	13,154
世帯当り人員(人/世帯)			4.22	4.02	3.84	3.66	3.46
年齢構成	0～14歳 人口	人	9,735	8,661	7,589	6,611	5,831
		%	20.1	17.7	15.7	14.1	12.8
	15～64歳 人口	人	30,895	30,636	29,981	28,859	27,746
		%	63.7	62.7	61.9	61.3	60.9
	65歳以上 人口	人	7,833	9,531	10,886	11,573	11,958
		%	16.2	19.5	22.5	24.6	26.3
	計	人	48,463	48,828	48,456	47,043	45,560
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(国勢調査)

(2) 人口動態

市の人口動態は、自然動態が社会動態を大きく上回り、出生に対する死亡が上回っている。社会動態については、従来、新潟市近郊のベッドタウン化が進み人口増加が進むとする見解もあったが、実際には転出が転入を上回っており、市の人口増にはつながっていない。自然動態、社会動態ともに、減少しており、ここから市の人口減少傾向をみる事ができる。

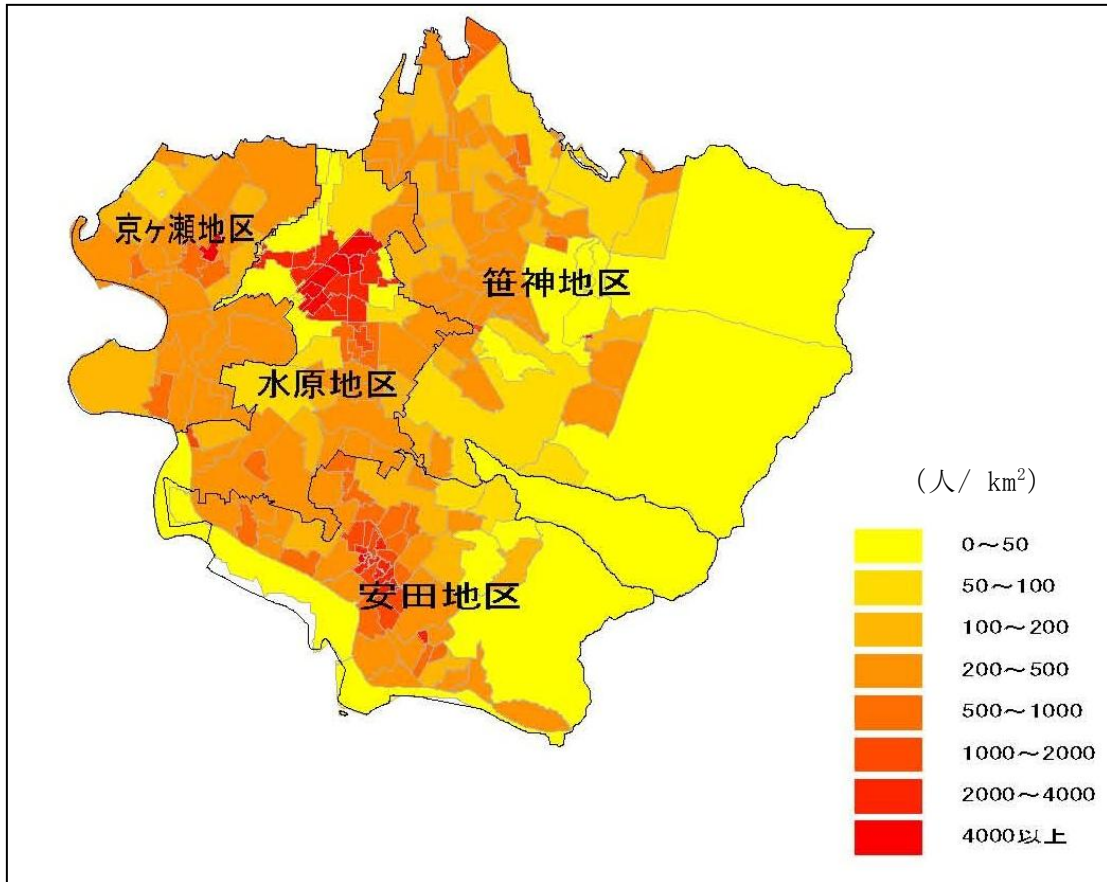
阿賀野市の昼夜間人口比率(昼間人口指数)は88.9%で、昼間人口と夜間人口の差は5,046人で夜間人口の方が多く、通勤通学等による昼間の人口流出傾向を読み取ることができる。

【昼間・夜間人口（比較）】

	夜間人口 (常住人口)	昼間人口	差 引 (夜間人口－昼間人口)	昼夜間人口比率 (昼間人口指数)
阿賀野市	45,560	40,514	5,046	88.92
新潟県	2,374,450	2,374,633	-183	100.01

(単位：人、%) (平成 22 年国勢調査)

【人口分布】



2 土地利用の状況

阿賀野市の土地利用状況は、田畑などの農地系の土地利用が約 37%、宅地などの都市的土地利用系が約 7%、山林・原野・池沼などの自然的土地利用系が約 19%の構成となっており、このうち、農地系の土地利用となる「田」(33.0%)と、自然系の土地利用となる「山林」(17.2%)が突出した土地利用構成となっている。

【地目別面積】

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地・他
面積 (ha)	19,272	6,361	678	1,391	4	3,313	321	7,204
割合 (%)	100.0	33.0	3.5	7.2	0.0	17.2	1.7	37.4

※平成 23 年 1 月 1 日現在の固定資産評価地積と評価外地積の合計

(新潟県統計年鑑)

3 道路・交通

(1) 道路

阿賀野市の主要幹線道路は、磐越自動車道と国道 49 号が南北に、国道 460 号と 290 号が東西に延びている。

都市計画道路としては、安田都市計画区域における都市計画道路 8 路線、水原都市計画区域における都市計画道路 12 路線が指定(このうち水原バイパスは両方で指定)されている。また、JR 羽越本線が市内を東西に走り、水原駅が設置され、都市計画道路水原停車場線に合わせて駅前広場 3,500 m²が都市計画決定されている。このほか駅舎として京ヶ瀬駅、神山駅が設置されている。

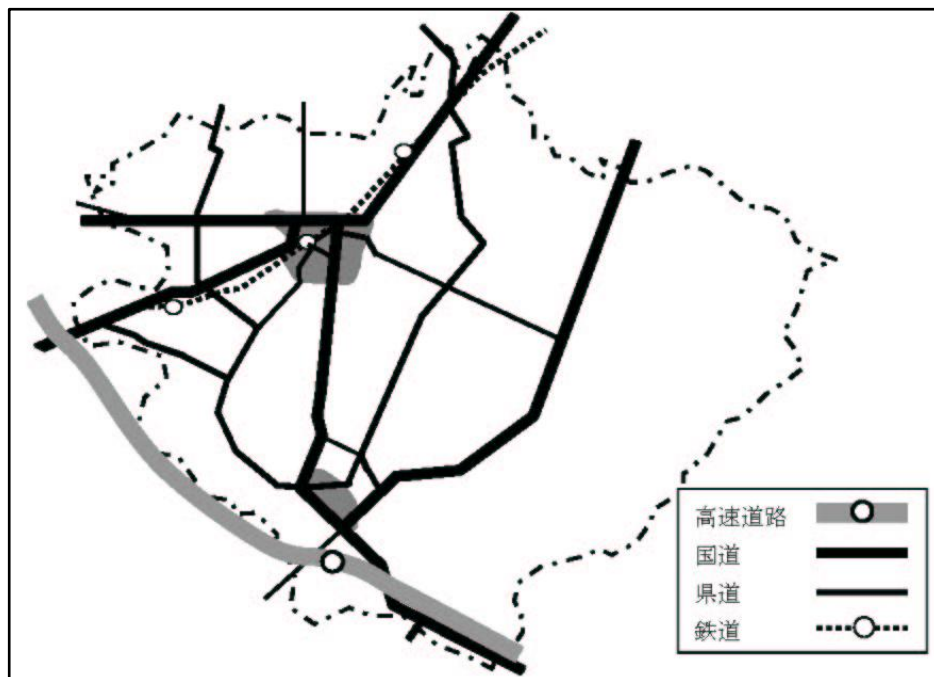
市内の自動車保有台数 39,488 台(平成 23 年 3 月 31 日)、1 世帯あたりの自動車保有率は約 2.8 台となっている。

道路改良率は平成 22 年現在(県道路管理課)で 80.4%、道路舗装率は 85.8%となっている。

【平成 22 年 道路状況】

道路	実延長 (m)	640,884
	面積 (m ²)	3,525,071
農道延長 (m)		60,505
林道延長 (m)		36,044
道路改良率 (%)		80.4
道路舗装率 (%)		85.8

【主要道路・鉄道網図】



(2) バス路線

阿賀野市では、従来、旧町村単位で運行していた福祉バス等の路線が見直され、市営バスが 12 路線で運行されている。

また、新潟交通も路線バスを市内に乗り入れ、五泉営業所・大曲線、石間・安田・水原線、梅沢線・京ヶ瀬営業所線の 3 系統が運行されている。

(3) 鉄道

鉄道は羽越本線が市内を南北方向に縦貫し、神山駅、水原駅、京ヶ瀬駅の 3 駅がある。しかし、運行本数が少ないなど公共交通としての利便性は低い状況にあり、3 駅とも乗降客数は減少傾向が続いている。

【水原駅 1 日平均の乗車人員数】

	1 日平均の乗車人員数 (人)
平成 23 年度	886
平成 20 年度	937
平成 17 年度	1,001
平成 14 年度	1,162

【阿賀野市営バス 年間乗降者数】

	1 日平均の乗車人員数 (人)
平成 23 年度	243,628
平成 22 年度	257,070

(JR 東日本)

4 産業

農業産出額から見てみると、全体の 74%が米の出荷額となっており、水稻中心の単一経営農家となっている。また、乳用牛を中心とする畜産も行われている。

平成 22 年の工業統計表によれば、製造品出荷額は 908.6 億円となっており、関連部品製造・食料品製造・家具装備品・窯業土石製品が主力商品となっている。

阿賀野市の就業人口を新潟県全体の構成と比較すると、第 1 次・第 2 次産業従事者の割合が高く、第 3 次産業従事者の割合が低くなっており、第 1 次産業就業者は減少、第 3 次産業就業者は増加の傾向をたどっている。

5 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。市は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

(1) 危険地域への居住地の拡大

都市化の進展に伴い、人口の集中する地域、危険地域へ居住地が拡大する地域等がみられる。

防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開等を講じる必要がある。

(2) 要援護者の増加

高齢者(とりわけ独居高齢者)、障害者等いわゆる要援護者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救急対策等防災の様々な場面において、要援護者に配慮したきめ細かな対策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として要援護者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から災害時要援護者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

(3) ライフラインなどへの依存度増加

ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増加が見られる。

これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐震化を進めるとともに、補完的機能の充実を図る必要がある。

(4) 近隣扶助の意識の低下

住民意識及び生活環境として、近隣扶助の意識の低下が見られる。

このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障害者、高齢者、子ども、妊産婦等の災害時要援護者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

(5) 地域防災力の向上

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第5節 阿賀野市の既往の主な災害

1 地震災害履歴

日付	種類名称	地区	被災内容
昭和39年6月16日	新潟地震	京ヶ瀬	新潟地震 M7.5 京ヶ瀬地区北部に被害大
平成7年4月1日	新潟県北部地震		北浦直下型地震、住宅全・半壊、水道断水、災害救助法適用

2 水害履歴

日付	種類名称	地区	被災内容
昭和41年7月17日	7.17水害		下越地方に集中豪雨、床上浸水、床下浸水、田流埋、田冠水、災害救助法適用
昭和42年8月28日	8.28水害 (羽越水害)		五頭山系の集中豪雨、ツベタ川・安野川のはん濫、安野川排水幹線百津地先と山口駒林川合流地点の破堤、全壊住宅、流出住宅、半壊住宅、床上浸水、床下浸水、田流埋、田冠水、災害救助法適用
昭和53年6月26日	6.26水害 (梅雨前線水害)		集中豪雨により中小河川のはん濫、床上浸水、床下浸水、田流埋、田冠水
昭和56年6月22日	6.22水害	笹神	床上浸水、床下浸水、田流埋、田冠水
平成7年8月2日	8.2水害		床上浸水13世帯、床下浸水59世帯、田流埋、田冠水
平成10年8月4日	8.4水害 (集中豪雨水害)		駒林川の溢水、安野川に流れ込む用水の溢れ、七浦川の溢水、安野川護岸欠損、京ヶ瀬村道路肩流出、床上浸水、床下浸水、田冠水、災害救助法適用
平成16年7月12日	7.13新潟豪雨災害		床下浸水5棟、田流埋、田冠水
平成23年7月17日	平成23年7月新潟・福島豪雨災害		避難勧告発令、避難所開設9箇所、床上浸水3棟、床下浸水76棟、田冠水、災害救助法適用、激甚災害指定

3 雪害履歴

日付	種類名称	地区	被災内容
昭和42年2月24日	雪害	水原	非住家全・半壊
昭和59年12月～60年3月	雪害 (60年豪雪)	京ヶ瀬	住家一部破損、非住家全壊・一部破損ほか
平成23年12月～24年2月	平成23年度の豪雪	水原 笹神	非住家全壊

4 火災履歴

地 区	日 付	内 容
水 原	昭和 49 年 3 月 16 日	建物火災（住宅）水原町安野町 全半焼 8 棟（504 m ² ） 死者 1 名 出動台数 9 台（近隣から、新津市ポンプ 1 台、 新発田市ポンプ 1 台応援）
笹 神	昭和 51 年 5 月 13 日	建物火災（工場）笹神村大字南沖山 全焼 1 棟（656 m ² ） 出動台数 18 台
水 町	昭和 52 年 2 月 17 日	建物火災（店舗、住宅）水原町北本町 全焼 1 棟（346 m ² ） 出動台数 11 台 出動人員 111 名
京ヶ瀬	昭和 52 年 10 月 14 日	建物火災（寺院）京ヶ瀬村大字嘉瀬島 全焼 1 棟（173 m ² ） 出動人員 94 名
水 原	昭和 53 年 12 月 11 日	建物火災（集会場）水原町野地城 全焼 1 棟（820 m ² ） 出動台数 22 台 出動人員 196 名
	昭和 59 年 3 月 14 日	建物火災（店舗）水原町中央町 全焼 1 棟（357 m ² ） 部分焼 1 棟、出動台数 23 台 署員 39 人、団員 91 人
	昭和 59 年 6 月 17 日	建物火災（店舗）水原町中央町 全焼 2 棟（924 m ² ） 部分焼 1 棟、出動台数 24 台 署員 37 人、団員 148 人
	昭和 59 年 7 月 18 日	建物火災（寺院）水原町山口町 全焼（644 m ² ） 出動台数 20 台 署員 45 人、団員 88 人
安 田	昭和 60 年 4 月 4 日	建物火災（寺院）安田町寺社 全焼（134 m ² ） 出動台数 18 台 署員 33 人、団員 129 人
水 原	平成 4 年 11 月 13 日	建物火災（店舗）水原町中央町（中島町） 全焼 2 棟（637 m ² ） 部分焼 2 棟、出動台数 6 台 出動人員（延べ）49 名
	平成 5 年 12 月 9 日	建物火災（店舗、住宅）水原町中央町 全焼 6 棟（1,496 m ² ） 部分焼 3 棟、傷者 1 名 出動台数 10 台 出動人員 250 名
	平成 8 年 7 月 30 日	建物火災（工場、住宅）水原町外城町 全焼 1 棟（541 m ² ） 出動台数 14 台 出動人員 84 名
安 田	平成 12 年 7 月 6 日	建物火災（工場）安田町久保 全焼（1,919 m ² ） 死者 1 名 出動台数 16 台 出動人員 182 名
	平成 14 年 1 月 9 日	建物火災（工場）安田町六野瀬 全焼（857 m ² ） 出動台数 18 台 出動人員 124 名
	平成 15 年 6 月 26 日	建物火災（製材工場）安田町大字保田 全半焼（1,035 m ² ） 車両 3 台 出動台数 11 台 出動人員 190 名
水 原	平成 15 年 9 月 26 日	建物火災（倉庫）水原町学校町 全焼（248 m ² ） 出動台数 6 台 出動人員 35 名
京ヶ瀬	平成 15 年 12 月 6 日	建物火災（工場）京ヶ瀬村下黒瀬 半焼（537 m ² ） 出動台数 9 台 出動人員 51 名
笹 神	平成 16 年 11 月 25 日	建物火災（浴場）阿賀野市畑江 全焼 1 棟（368 m ² ） 出動台数 9 台 出動人員 48 名
安 田	平成 17 年 3 月 18 日	建物火災（工場）阿賀野市寺社甲 全焼 1 棟（205 m ² ） 出動台数 21 台 出動人員 144 名

地 区	日 付	内 容
	平成 19 年 10 月 4 日	建物火災（牛舎）阿賀野市竈田 全焼 2 棟（586 m ² ） 出勤台数 5 台 出動人員 88 名
笹 神	平成 21 年 9 月 22 日	建物火災（ホテル）阿賀野市笹岡 部分焼 1 棟（659 m ² ） 出勤台数 6 台 出動人員 79 名
	平成 23 年 3 月 18 日	建物火災（倉庫）阿賀野市笹岡 全焼 1 棟（440 m ² ） 出勤台数 11 台 出動人員 61 名
水 原	平成 24 年 8 月 30 日	建物火災（住宅兼倉庫）阿賀野市岡山町 半焼 1 棟（146 m ² ） 部分焼 1 棟 ぼや 1 棟 出勤台数 8 台 出動人員 53 名
	平成 24 年 9 月 15 日	建物火災（住宅兼倉庫）阿賀野市緑町 全焼 1 棟（192 m ² ） 部分焼 1 棟 ぼや 3 棟 出勤台数 13 台 出動人員 79 名
京ヶ瀬	平成 24 年 9 月 18 日	建物火災（倉庫）阿賀野市姥ヶ橋 全焼 1 棟（968 m ² ） 半焼 1 棟 ぼや 1 棟 出勤台数 12 台 出動人員 63 名

第2章 災害予防

第1節 防災教育・訓練計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、災害時に応急対策の主体となる職員への防災教育を行うとともに、住民に対する自主防災意識の普及・啓発を図る。

また、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努めるものとする。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者の安全を図るため、災害時要援護者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、災害時要援護者の安全確保計画に基づく避難計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪地域での対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した訓練を検討する。

2 住民の災害に対する心得

住民は、普段から風水害等の災害に対する備えに心掛けるとともに、災害時には、被害を最小限に留めるよう次の事項を心掛けるものとする。

(1) 2～3日分の食料・飲料水の備蓄

(2) 非常持出品の準備(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)

(3) 家庭での予防・安全対策

(4) 警報発表時及び災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習

(5) 災害時の家族内の連絡方法の事前の取り決め

(6) 次世代への災害被災経験の伝承

(7) 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進

(8) 地域住民による地元の地震被害危険箇所の把握・点検・確認

3 市における防災教育・防災訓練

災害発生時に応急対策の実施主体となる職員等には、災害及び防災に関する知識と

適切な判断力が要求されるので、市はその習熟のための防災教育・防災訓練を行うものとする。

また、消防署、消防団の防災教育・防災訓練については、各年次事業計画により積極的に推進していくものとする。

(1) 阿賀野市における防災教育

市は、毎年度当初に市職員に対し、各種法律、規則、条例、阿賀野市地域防災計画の内容、災害時の個人の具体的役割や行動等の所管防災業務について教育するとともに、初期初動マニュアル等を作成し災害発生時に備えるものとする。

また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努めるものとする。

ア 気象・災害の一般的知識

イ 災害関係法令の研修

ウ 災害の種別(風・水・火・雪)ごとの予防計画並びに応急対策計画に定められている事項

エ 災害対策本部の組織、事務分掌及び任務分担の徹底

オ 被害の調査方法及び被害報告要領並びに連絡方法

(2) 市における防災訓練

地域防災計画の実施を円滑にし、災害予防の万全を期するためそれぞれの災害予防責任者は、単独又は共同して次に定めるところにより防災訓練を行うものとする。

防災訓練は、図上訓練及び実地訓練の2種類とする。

ア 図上訓練

図上訓練は、主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練実施項目は、概ね次のとおりとする。

(ア) 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置

(イ) 復旧資材、救助物資等の緊急輸送

(ウ) 緊急避難及びこれに伴う措置

(エ) ハザードマップによる、災害別の避難経路及び避難施設の確認

イ 実地訓練

実地訓練は、想定した災害に基づき次の種別及び区分により訓練目的を効果的に達成し得られる地域又は場所を選定して、実地において訓練を行うものとする。

(種別)

(ア) 気象注意報・警報等の伝達及び通信訓練

注意報・警報等の発令、伝達、受理について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の通信施設により訓練を行うものとする。

気象注意報・警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要によりこれを実施するものとする。

a 無線通信訓練など

(イ) 災害防御訓練

災害による被害の拡大を抑制するための訓練は、概ね次のとおりとする。

a 消防訓練

消防本部等の機能を十分に発揮し、住民の生命・身体・財産を保護するため、次により消防活動の訓練を実施する。

(a) 操法訓練(団・署)

各任務分担の業務に習熟せしめ、火災防御が円滑に確実に行われるようにするもので、年次事業計画により実施する。

(b) 非常招集訓練(団・署)

災害時の消防隊の迅速な警戒体制を整えるため、消防本部非常招集規定に基づき非常招集を発令し、通信伝達、参集時間について訓練を実施する。

(c) 火災防御訓練(団・署)

火災を想定して、防衛戦術を実施する。

(d) 通信連絡訓練

災害時の連絡、命令の伝達を円滑に行うため、有線・無線の訓練を実施するもので、他の訓練と併行して行う場合と、これを目的とした特別訓練計画により実施する。

上記の各種消防訓練は、阿賀野市消防団年次事業計画、阿賀野市消防署(本部)年次事業計画等において計画し実施する。

b 水防訓練

梅雨期及び台風時の出水に備え水防活動を迅速・的確に遂行するため、関係機関等の協力を得て毎年訓練を実施する。ただし、阿賀野川水防連絡会で、下部市町村を統轄して水防訓練を実施する場合は、このかぎりでない。

(a) 訓練の内容

次に掲げるもののうち一部又は全部について行う。

- 水防工法
- 避難誘導
- 関係職員の動員
- 気象の観測
- 水防資材の輸送
- 通信情報連絡
- 広報

c 避難訓練(署)

学校、病院、アパート、工場等において、訓練指導要請又は必要に応じて出向して実施するもので、民間協力の普及と防災知識の向上に期する。

ハザードマップを用い、実際に避難経路をたどって避難施設へ移動する訓練の実施し、避難経路と避難施設の把握を促進する。

d 救助訓練(署)

火災、水災その他の災害で人命救助を目的として行うもので、高所、低所、

遠所等の想定をもって実施する。

e 救急訓練(署)

通常時及び大規模災害発生時での救急活動を円滑に行うための訓練を実施する。

f 災害防御活動従事者の動員訓練

(a) 市職員等非常招集訓練

勤務時間外の災害発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保することに重点をおき実施する。

(b) 災害対策本部設置運営訓練

勤務時間外の災害発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、災害対策本部を設置し運営する訓練を実施する。

g 必要資材の応急手配訓練

(3) 市の防災訓練における留意点

市は地域における第一次の防災機関として、災害対策活動の円滑を期するため、県に準ずる各種訓練を積極的に実施するとともに、特に以下のことに留意するものとする。

ア 自主防災組織、消防団などを初めとする地域住民の参加に重点を置く。

イ 総合的な防災訓練を定期的 to開催するよう努める。

(4) 各種マニュアルの整備

初動マニュアル、避難勧告等の判断マニュアル、災害ボランティア活動マニュアルなど、訓練で周知するとともにシミュレーションし、身につけていく必要がある

4 防災関係機関における防災教育・防災訓練

防災関係機関は、県や市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて防災教育・防災訓練を実施するものとする。

(1) 消防団との連携

市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を定期的 to実施するほか、必要に応じて災害を想定し実施するものとする。

5 学校教育における防災教育・防災訓練

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校教育においては、児童生徒等の発達段階に応じ各種災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。

このため、市は、幼稚園、保育園、小学校(低学年、中学年、高学年)、中学校及び高等学校など児童生徒の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や課外授業を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導するものとする。

(2) 防災訓練における留意点

防災訓練に当たっては、学校生活の様々な場面(授業中、昼休み、修学旅行時など)を想定し実施するとともに、放送設備等の点検も含め実施するものとする。

(3) 教職員に対する防災教育

学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、児童生徒の避難・誘導など災害時の対応要領を作成し、周知、徹底するものとする。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者に対し、避難経路や避難場所を網羅したハザードマップを活用する等、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に発災時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るものとする。また、その他一般企業の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努めるものとする。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設(危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物保安管理施設)の施設管理者は、関係法令保安規定等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民に周知し災害発生に備えるものとする。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設等は、病人、けが人、老人、障害者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用することから、施設管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、更には付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル・旅館等における防災教育

ホテル及び旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点を置いた教育を実施するものとする。また、宿泊客に対しても避難経路等災害時の対応方法を明示するものとする。

(5) 大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設における防災訓練

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特長に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行うものとする。

7 企業における防災知識の普及

企業は、災害時の企業の果たす役割(従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

8 一般住民に対する防災知識の普及

大規模災害の発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、住民自らの「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要である。

このため、まず住民が災害に対する知識を持つことが災害対策上の前提であり、市は、組織的かつ計画的な防災訓練や防災知識の普及を行うものとする。

また、住民は、これらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。

(1) 災害危険区域図等の作成、公表

市は、災害による被害を最小限にとどめるため、洪水による浸水実績を図示した浸水実績図、洪水はん濫により浸水する可能性がある区域とその程度を図示した洪水はん濫危険区域図、土砂災害のはん濫(予想)区域を表示した土砂災害危険区域図、及び災害が発生した場合の状況を想定して、避難地、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図るものとする。

(2) 住民への啓発普及活動

市は、広報紙、広報車、講習会、展覧会、その他の機会を利用し、防災上特に一般住民に周知させ、又は注意を喚起する必要がある事項として、次に列記するものを内容とした啓発活動を実施するものとする。

- ア 災害の種別ごとの特性及び災害時の心得
- イ 注意報・警報の種類とその内容及び関連する制限事項等
- ウ 被害情報等の通報
- エ 避難方法
- オ 参考となる災害実例の紹介

啓発方法については、パンフレット、リーフレット等の配布やビデオの貸出等を活用した防災知識の活動を行うものとする。

(3) 各種団体を通じての啓発

市教育委員会は、社会教育団体、社会体育団体、PTA、文化財の保護団体に対し、各種研修会、集会等を通じ各団体の活動内容に則した防災知識の普及を図るものとする。

(4) 自動車運転者に対する啓発

パンフレット、リーフレット等を利用し災害発生時における運転自粛等の自動車運転者がとるべき次の措置の徹底を図る。

ア 走行中の自動車の措置

(ア) 停車は道路の左側にすること。ただし、緊急車両等の通行の妨げにならないよう注意すること。

(イ) 停車後は、ラジオ等で災害情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外に停車させ、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとして、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車は使用しないこと。

(5) 水防に関する啓発普及活動

水防の意義及び重要性について住民の理解と関心を高めるとともに、水防に対する住民の協力を求めるため、水防月間(5月1日～5月31日)において、県その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施する。

(6) 土砂災害防止のための啓発普及活動

土砂災害に関する住民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を強力に推進する。なお、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的として、国により土砂災害防止月間(6月1日～6月30日)が実施される。月間中には、関係機関と連携して、広報活動の推進、土砂災害に関する絵画・ポスター・作文の募集を行うとともに、各地で行われる講演会、見学会への参加、危険区域の周知、点検、警戒避難訓練等を実施する。

(7) 林野火災予防のための啓発普及活動

春の火災危険期等に林野火災の予防思想の啓発普及を行うとともに、地域住民等の山火事予防に対する意識の啓発を図る。

(8) 災害シーズン前の周知徹底

災害による被害が、各世帯における防災知識の普及徹底によって防止される事項、例えば火災の予防あるいは台風時における家屋の保存方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に、広報紙等により各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

9 災害時要援護者等に対する防災知識の普及

在宅の高齢者、障害者、外国人、乳幼児等いわゆる災害時要援護者の安全確保を図るには、要援護者自身及び介護者、保護者が防災知識を持つとともに、災害時には地域住民の要援護者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、市は災害時要援護者向けのパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努めるものとする。また、介護者や地域住民に対し要援護者の安全確保への支援についてパンフレット、広報誌等により啓発普及活動を行うものとする。

第2節 自主防災組織育成計画

1 計画の方針

災害発生時においては公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。特に、自助・共助・公助の連携を念頭に防災活動を迅速かつ円滑に行うことが被害を抑え、拡大を防ぐことにつながる。

このため、市は住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び企業、工場、小売店舗等における自衛防災組織の育成に努める。

本節においては、自主防災組織、自衛消防組織等の位置付け及びその責務、並びにその整備育成における市及び住民の果たすべき役割等について定めるものとする。

2 住民の役割

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自治会・町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

3 市の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、財団法人自治総合センターの助成事業、市及び県単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成する。

4 地域住民による自主防災組織

(1) 育成の主体

市は、災害対策基本法第5条の規定により自主防災組織の育成主体として位置付けられている。

このことから、市においては自治会等に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努めるものとする。

(2) 育成の方針

全市的に整備を推進するものとし、既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進するものとする。

- ア 自治会活動に防災活動を組み入れる。
- イ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。
- ウ 婦人会等地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。
- エ 災害危険度の高い次のような地区に特に重点を置き、推進を図るものとする。
 - (ア) 木造家屋が集中している市街地等
 - (イ) 土砂災害危険地域
 - (ウ) 雪崩発生危険箇所の多い地域
 - (エ) 消防水利、道路事情により消防活動の困難な地域
 - (オ) 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域

(3) 規模

自主防災組織は、次の事項に留意して住民が最も効果的な防災活動が行われる地域を単位として育成を図るものとする。

- ア 住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される自治会等の規模であること。
- イ 同一の避難所の区域、あるいは小学校の学校区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有する地域であること。

(4) 現状

自主防災組織は、平成24年4月1日現在275自治会中182自治会が認定されており、組織率は66%となっている。

認定をした自主防災組織に対しては、組織活動の促進のための助成を実施している。

(5) リーダーの育成

市は、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下「自主防災リーダー」という。)の育成に努めるものとする。

また、自主防災リーダーの育成に際しては次の点に留意するものとする。

- ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること
- イ 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーを同時に育成すること
- ウ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮にいれ、その職務を代行しうる者を育成すること

(6) 県、防災関係機関の育成協力体制

県は市の行う育成整備活動に積極的に協力するものとし、パンフレットの作成配布やリーダー研修会の開催等に努める。また、自主防災組織の充実に努めるよう市を指導するものとする。

その他の防災関係機関は、市が行う自主防災組織の育成整備活動に対し積極的に協力するものとする。

(7) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災資機材等の備蓄及び管理
- (オ) 住民避難の自治会ワークショップの開催
- (カ) サバイバル技術の研究会
- (キ) 婦人・子どもの自主防災研修会
- (ク) 自主防災活動の総点検
- (ケ) 危険箇所の点検把握
- (コ) 災害時要援護者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集及び伝達
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 住民に対する避難準備情報・避難勧告・指示の伝達
- (オ) 避難誘導
- (カ) 災害時要援護者の避難支援
- (キ) 給食給水及び救助物資等の配分

(8) 自主防災マニュアルの作成

ア 災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、地域住民が防災に関する正確な知識を共有していることが必要となるため、各自主防災組織は「自主防災マニュアル」を整備し地域住民に配布するよう努めるものとし、市並びに関係機関はこのための支援並びに助成を行うものとする。

イ 自主防災マニュアルに記載する内容は概ね次の通りとする。

- (ア) 自主防災組織とは
- (イ) 平常時の防災活動

- (ウ) 災害時の防災活動
- (エ) 地域で想定される災害
- (オ) 資料（救護活動の手引きほか）

5 事業所等の自衛防災組織等

(1) 現状

多数の者が勤務し又は出入りする施設については、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することが義務付けられており、管内の消防計画の作成届出率、自衛消防組織の設置率は共に 98.6%となっている。

(2) 育成方針

消防本部等はこれらの施設に対する指導体制を確立するとともに、法令に基づき適正な対策を講ずるものとする。

また、消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられていない組織についても、市の実施する総合防災訓練への参加を呼びかける等、日頃からの連携と連絡窓口の周知など発災時の活動が円滑に行えるよう取組んでいくよう、関係機関は指導に努める。

(3) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配置
- (イ) 消火設備等の維持管理
- (ウ) 防災訓練

イ 災害時の活動

- (ア) 消火活動
- (イ) 通報連絡及び避難誘導

6 自主防災組織と自衛消防組織等の連携

事業所等の自衛防災組織は、市の実施する防災訓練の参加、地域の自主防災組織への協力等に努めるものとする。

市、消防機関は地域社会における自主防災組織と事業所等の自衛消防組織の平常時及び災害時の協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるよう努めるものとする。

第3節 災害に強いまちづくり計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するためには、市、県、国等の都市整備に関係する各種機関が協力して、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、業務、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用の誘導等を図り、防災上危険な市街地の解消などの総合的な施策を展開することが必要である。

- ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進
- イ 計画的な土地利用の規制・誘導
- ウ 防災上危険な市街地の解消
- エ 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全
- オ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

(2) 積雪地域での対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

- ア 日ごろからの地域の防災上の課題等の把握
- イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するための、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

3 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市計画を推進するに当たっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

(1) 防災に配慮したまちづくり計画策定の推進

市は、災害発生時における住民の生命及び財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進し、立地条件及び技術基準を勘案し、個別指導を実施する。

(2) 都市の防災に配慮した都市計画マスタープランの策定

市は、災害に強く、安全性の高いまちづくりを推進するため、都市の防災に配慮した都市計画マスタープランの策定を推進する。

なお、都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画等を含む将来の望ましい都市像を明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるものである。

4 災害に強いまちづくりの形成

災害に強いまちづくりを推進するため、本市の地形、地質的特徴を住民に公表・周知し、気象情報等災害に関する情報の収集・伝達体制の整備と防災に資する各種公共施設の総合的、一体的整備により、災害に強い都市構造の形成を図ることが重要である。

(1) 浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表

ア 市は、河川管理者等が浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等を公表することにより、これら災害の発生のおそれのある土地の区域については、土地利用を誘導しないものとし、安全な土地利用の推進と土地の耐水性強化への誘導を図るものとする。

イ 市は、浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等を十分考慮して、避難路・避難地の整備に努めるものとする。

(2) 秩序ある土地利用による防災まちづくり

無秩序・無計画な宅地開発や防災上危険な密集市街地の解消など、主要な公共施設の整備だけでなく、高規格道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。

(3) 土砂災害危険箇所の整備の推進

市は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等における土砂災害防止施設の整備等の推進を関係機関に働きかけるとともに、土砂災害に対す

る警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

資料編 ○地区別地すべり危険箇所数

○地区別急傾斜地災害関係危険箇所数、土石流関係危険箇所数

(4) 「安全」という付加価値の提供

従来のような効率に重点をおいた区画整備から、住民、事業者と協力しながら「空地」や「緑地」を設ける等「安全」という付加価値を提供するよう、意識啓発する。

(5) 災害時要援護者対策の推進

ア 市は、災害関係情報の迅速でわかりやすい方法による伝達や警戒避難体制の整備・強化等により、災害時要援護者の安全確保に努めるものとする。

イ 市の公共施設管理者は、避難地、避難路となる道路、公園及び避難施設等において、段差を解消するなど、要援護者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するものとする。

ウ 災害発生時に、地域住民だけでなく観光客も迅速に避難できるよう、避難場所標識板の設置に努める。

エ 市は、災害時における要援護者等の安全確保と災害後の地域サービスの充実のため、地域の防災拠点において高齢者福祉施設等の社会福祉施設の配置を推進するものとする。

5 防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備

(1) 防災に資する公共施設等の整備

ア 河川・水路の整備

市は、市が管理する河川・水路について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路等の建設、内水排除施設の整備等に努めるものとする。

(2) 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

ア 緊急輸送ネットワークの整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防署、指定避難場所等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、防災備蓄拠点（水防倉庫、消防団器具置場、備蓄物資保管施設）を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を関係機関と連携して推進するものとする。

イ 公園緑地の整備

市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難地や広域避難地となる公園（防災公園）を、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。

資料編 ○避難場所一覧（ヘリポート適地一覧）

- ウ 防災情報共有化プラットフォームの構築
支所及び本所を回線で結び、災害及び防災情報を共有し迅速な対応を支援する
情報共有システムの構築
- エ 地域防災情報の整理とデータベースの構築
- オ 枢要人物、非常参集職員の宿舎整備

6 災害予防対策等の重点項目

市は、次の点に重点を置いて防災対策の推進を図るものとする。

(1) 風水害対策

- ア 風水害による危険の著しい区域の災害未然防止のため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を図っていくものとする。
- イ 溢水、たん水等による災害発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進を図っていくものとする。
- ウ 効率的な河川整備が実施されるよう国・県に積極的に要望するものとする。

(2) 雪害対策

- ア 降雪による被害軽減を図るため、「雪に強いまちづくり」の推進を図っていくものとする。
- イ 警戒・避難体制を確立するため、調査、研究の促進に努めるものとする。

(3) 土砂災害対策、治山・治水対策

災害危険箇所の把握に努め、適正な土地利用を誘導し、総合的、効率的な土地整備が行われるよう国・県に積極的に要望するものとする。

(4) 道路等の整備

道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を講じて、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図っていくものとする。

(5) 避難所等の整備

避難所、避難施設、避難路等の整備を積極的に推進するものとする。

(6) 火災予防対策

大規模火災の発生する危険の高い住宅密集地の火災予防対策、同時火災発生における体制の確立などを検討し、必要な措置を図っていくものとする。

(7) マンパワーの確立

災害対策を推進するうえにおいて、消防職・団員等防災関係職員のみならず、住民に対し防災知識の普及と防災意識の高揚を図ることが重要であり、また、災害時に的確な応急対応ができるよう、実践的能力のかん養を図るため、防災教育及び防災訓練を実施するものとする。

また、地域住民による組織的な防災活動が、被害の防止、軽減を図るうえで大きな期待ができることから、「自分たちの地域は自分たちで守る」という住民の連帯意識に基づいた自主防災組織の育成促進を図るものとする。特に市民の参画によるパートナーシップ形成に留意した取り組みをすすめる。

(8) 災害時要援護者安全対策

障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難が困難な状況から、災害時においては、犠牲になる確立が高いと考えられることから、こうしたハンディキャップのある住民の安全対策の推進を図るものとする。

第4節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、災害時要援護者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ 災害時要援護者の収容施設や、利用施設、災害時要援護者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じるものとする。

(3) 積雪地域での対応

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の風水害による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市町村の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

(3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市町村の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

3 防災上重要な建築物の災害予防

(1) 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

本市における防災上重要な公共建築物は、次のとおりである。

- ア 災害対策本部が設置される施設(市庁舎)
- イ 医療救護活動の施設(水原郷病院等)
- ウ 応急対策活動の施設(警察署、消防署、市の出先機関)
- エ 避難収容の施設(小・中学校、体育館、少年自然の家、ふれあい会館等)
- オ 社会福祉施設等(特別養護老人ホームはぐろの里等)

資料編 ○指定避難場所一覧

(2) 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進するものとする。

ア 建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努めるものとする。

なお、公共建築物を新築する場合又は改築する場合には、「新潟県福祉のまちづくり条例施工規則」の基準に基づき、施設出入口や施設内の段差解消、階段等への手すり設置、車いす使用者用トイレの設置など、要援護者に配慮した整備を推進する。既存施設についても同様に整備を推進する。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- (ア) 飲料水の基本水量の確保
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 配管設備類の固定強化
- (エ) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備
- (オ) 段差部をスロープ化するなど、災害時要援護者に配慮した施設、設備の整備
- (カ) 防災設備の充実、他

ウ 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努めるものとする。

- (ア) 法令に基づく点検等の台帳
- (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引き

4 建築物等に対する防災上の指導等

市は、建築物等の安全を確保するために、県等と連携して次の留意事項により指導

等を行う。

(1) 建築物

- ア 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保について
必要により防災査察を行い、その結果に応じた指導、助言を行う。
- イ 著しく劣化している建築物の安全確保について
防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。
- ウ 落下物等による災害防止について
建物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を
防止するための安全確保の指導、啓発を行う。
- エ 水害常襲地の建築物における耐水化について
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水以上の盛土、基礎高の確保、
又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

(2) 敷地

- ア がけ地等における安全立地について
建築基準法等の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対
して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

第5節 道路の災害予防計画

1 計画の方針

道路等の公共土木施設は、平時はもとより、風水害等発生時には応急復旧対策活動において重要な役割を果たすものであるため、これらの公共施設について、被災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事前の予防措置を講じておくことが重要である。

市、各施設を管理する関係機関、施設管理者及び輸送施設管理者は、災害時における緊急輸送ネットワークの形成及び風水害に対する安全性を考慮した施設整備に努めるとともに、応急対策活動を円滑に実施するため、関係機関相互の協力体制、情報連絡系統の確立を図るものとする。

2 緊急輸送ネットワークの確立

(1) 緊急輸送ネットワークの整備方針

市は、災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化輸送手段の代替性を考慮し、県内の防災活動拠点(市、警察署、消防署等の庁舎)、輸送施設(道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等)、輸送拠点、防災備蓄拠点などを有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。

このため、市及びそれぞれの関係機関は緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うと共に、相互に連絡体制を確立しておくものとする。

(2) 緊急輸送道路の指定

被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点施設、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ次の道路によってネットワークとして構成するものとする。

ア 高速自動車道を基幹に、これとアクセスする主要国道を主体とし、防災活動拠点輸送施設、輸送拠点、防災備蓄拠点を縦横に結ぶ国道・県道・市道で構成させる道路網

イ 病院、避難場所等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 臨時ヘリポートの整備

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、臨時ヘリポートを資料編に掲載のとおり指定する。指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくよう努めるものとする。

また、臨時ヘリポートを見直す場合には、次の事項に留意して指定するものとする。

ア 離着陸に必要な面積(概ね 500 m²以上)があること。

イ 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。

ウ 陸上交通上の利便性を有する場所であること。

エ 避難場所との重複指定は極力さけること。

オ 指定にあたっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

資料編 ○避難場所一覧（ヘリポート適地一覧）

3 輸送施設の安全性の確保

(1) 施設の防災対策推進

輸送施設の管理者は、各施設の防災対策を推進し、災害時における施設の機能確保を図るものとする。

(2) 災害時の安全性確保

緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設については、特に災害時の安全性確保に努めるものとする。

また、災害時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、平素から情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整えておくものとする。

4 道路の災害予防

(1) 総論

市は、風水害等の発生時において、安全性、信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路施設の防災対策を講じる。

なお、災害予防体制に当たり、次の事項に十分留意するものとする。

ア 情報管理手法の確立

道路等公共土木施設の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約することに努めるものとする。

イ 緊急用資機材の備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に建設業協会等の民間団体と協力し備蓄に努めるものとする。

(2) 道路及び橋梁施設災害予防計画

ア 市道

(ア) 現状

阿賀野市の市道延長は、642km(平成23年4月1日現在)である。

市道は、地域の生活道路であると同時に国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては地形条件や老朽化により、災害による被害が予想される。

(イ) 計画

幹線市道等の重要な路線を最優先として、国道・県道に準じた点検調査を早急に実施し、必要な対策を実施する。

a 計画目標

老朽橋については架換え、補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止装置を整備し、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

特に、緊急輸送ネットワークに指定された路線については、その強化に努めるものとする。

b 実施計画

(a) 道路の整備

災害時における道路機能の確保のため、所管する道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

危険箇所の調査に基づき道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

(b) 橋梁(高架を含む)の整備

災害時における橋梁機能の確保のため、所管する橋梁について点検調査を実施し補修等対策工事の必要箇所を指定して整備を推進する。

(c) 横断歩道橋の把握

災害時における歩道橋が、落下等により交通障害物となる場合に備え、その設置場所、状況について把握に努める。

(d) 道路啓開用資機材の把握

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保できるよう道路啓開用資機材を建設業協会等と連携し、配置場所を常に把握しておくよう努める。

イ 農道

(ア) 基幹農道

基幹的な農道は、農業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、災害時には道路施設の破壊が予想される。

(イ) 計画

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊、落石等について災害予防措置を講ずる。

第6節 鉄道施設の災害予防計画

1 計画の方針

鉄道事業者たる JR 東日本株式会社は、風水害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、鉄道施設の災害予防計画に沿った防災体制等の確立を図るものとする。

2 市の役割

市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

第7節 土砂災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害(地すべり、山・がけ崩れ、土石流)は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本市は、山間地や急傾斜地周辺にも集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が存在する。

市は、国及び県が調査、把握した土砂災害危険箇所等の情報を国や県から提供された場合、これらの情報提供を踏まえ、市内の土砂災害危険箇所等に係る土砂災害関係情報の一元的な把握と、住民への土砂災害危険箇所等の周知及び緊急時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

市は、平時から災害時要援護者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

2 住民等の役割

(1) 住民・企業等の役割

住民・企業等は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく警察官等へ連絡する。また、土砂災害危険箇所等、避難路・避難所について位置を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

3 土砂災害危険箇所等の把握と災害防止事業の推進

市は、国及び県が関係法令等に基づき、定期的に土砂災害危険箇所等の調査を行い、危険性、緊急性に応じて災害防止事業を計画的に実施する中で得た土砂災害危険箇所等の情報に基づき、住民への土砂災害危険箇所等の周知及び緊急時の警戒避難体制の整備を図るほか、状況に応じて関係機関に対して災害防止事業の早期推進を要請する。

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

- ア 保安林の種類と指定面積一覧
- イ 山地災害危険地区数

(2) 砂防事業の実施

ア 土石流危険渓流数

(3) 地すべり対策事業の実施

ア 地すべり危険箇所等数及び防止施設整備状況

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施

ア 急傾斜地崩壊防止施設の整備状況

(資料編 地すべり危険箇所数、急傾斜地災害関係危険箇所・土石流発生危険箇所数参照)

4 住民等の安全確保対策

(1) 土砂災害危険箇所等の把握

市は、県から土砂災害危険箇所等に関する情報の提供を受け、これを本計画に掲載する。また、管内の土砂災害危険区域(土砂災害危険箇所等において被害を受けるおそれのある区域)について、災害の種別、所管官庁の違いに関わらず一覧できる地図(土砂災害ハザードマップ)を作成し、これを一般に公開するものとする。

(2) 住民への土砂災害危険箇所の周知

市は、土砂災害危険区域内の住民等に対し、ハザードマップや広報により、当該区域の土砂災害による被災の危険性を周知し、土砂災害の発生しやすい気象条件や予兆現象、避難方法や避難先等について具体的に説明するものとする。

(3) 緊急時避難体制の整備

ア 市は、土砂災害危険区域内の住民等の安全確保のため、異変が発生した際の住民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

イ 市は、管内の土砂災害危険区域内に要援護者関連施設が所在する場合は、入所者等の安全確保のため、事前に必要な措置を講じておくものとする。

ウ 市は、住民及び県と連携し、土砂災害に関する情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

(4) 応急対策用資機材の備蓄

風水害により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(5) 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の整備に努める

ウ 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難勧告等の判断にあたり活用するよう努める。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

市は、指定された土砂災害警戒区域において、土砂災害危険箇所等について行う住民の安全確保対策と同様の対策を講ずるよう努める。

(1) 土砂災害警戒区域における対策

市は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難態勢に関する事項を定め、円滑な警戒避難の実施に必要な情報を住民に周知するよう努める。

第8節 河川災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、県と連携して、河川法その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。

ア 住民は、平時から、洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や避難場所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

イ 市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

市は、浸水想定区域内の災害時要援護者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民・企業等は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設に漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく消防機関及び警察機関等へ連絡する。また、洪水ハザードマップ等により避難経路や避難所について、確認しておく。

(2) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。また、洪水を想定した避難訓練等の実施に努め、洪水時において、消防団等から要請により、水防活動に従事する。

3 河川の整備計画

河川管理者等は、次により河川及び河川施設等を整備し、災害予防対策を講じる。

(1) 河川及び関連施設

ア 河川

(ア) 河川の現状

河川堤防は、大部分は土構造であり、かつ、自然的、地形的な制約のもとで歴史的、段階的に築造されたものである。一方近年では、従来はん濫源であった地域においても人口、資産の増大が著しく、河川堤防に対して高い安全性が求められるようになってきている。

(イ) 計画

河川の被害は、河川堤防の崩壊、決壊等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・橋梁等のコンクリート構造物の破壊、亀裂が予想されるので、河川管理施設等について、市は国、県の点検及び補強等の事業実施に協力し、その整備促進に努めるものとする。

また、橋梁・排水機場・水門等の河川構造物についても検討を行い補強等に努めるものとする。

イ 河川関連施設

(7) 河川関連施設の現状

河川関連施設には、取・配水施設の樋門・樋管などの各施設の管理者がそれぞれ管理をしている。

これらの施設では、上水道・農業用水路の取水から、下水道や生活排水まで行われており、被災による取・排水の不能は、直接住民生活に重大な影響を与えることとなる。

(イ) 計画

市は不十分な施設については、改修時等にその向上を図るなど、その整備促進を積極的に推進、協力していくものとする。

- a 河床掘削等の河道の整備
- b 遊水地、放水路、雨暗渠等の建設
- c 老朽化橋梁の改修

(2) 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

ア 安全点検等の実施

各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

イ 危険箇所整備計画の策定

災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

ウ 内水排除用ポンプ車等の確保

住宅地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

(3) 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び住宅地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

(4) 管理体制の強化

河川及び河川施設の管理者は、管理体制を確立し、災害を未然に防止するように努めるものとし、市はその整備促進に努めるものとする。

ア 水門等の管理体制の確立、強化

(5) 危険箇所の調査・周知

市は関係機関とともに河川施設の危険箇所を調査し、住民その他関係機関に周知するものとする。

(6) 河川施設の当面の整備目標

河川施設の当面の整備目標は、次のとおりとする。

ア 大河川の整備目標

大河川は、戦後最大洪水規模に対応できる整備を目標とする。

イ 中小河川の整備目標

中小河川については、時間雨量 50 ミリの降雨に対応できる整備を目標とする。

ウ 施設等の整備の計画的推進

前記の整備目標に従って、下記の施設等の整備を計画的に推進する。

(ア) 堤防築堤、河床掘削等による河道整備及び、遊水池、放水路、内水排除施設等の整備

(イ) 地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置及び、樋門、樋管の改修、堤防嵩上げ等の整備並びに可搬式ポンプの配備

(ウ) 防災調整池の設置及び必要に応じた雨水貯留・浸透施設の設置並びに透水性舗装の実施、盛土の抑制

4 砂防施設の整備計画

砂防施設の整備については、市は前節の治山対策と併せて、県営事業による施設の整備を働きかけ、その進捗状況の把握に努めるものとする。

また、危険区域を把握し災害時における避難体制等の確立に努めるものとする。

5 水防体制の整備

水防体制の整備については、概ね次によるものとし、詳細は「阿賀野市水防計画」による。

(1) 水防計画の策定

市は、洪水に際し、水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防法の規定に基づき、阿賀野市防災会議に諮って「阿賀野市水防計画」を策定する。

同計画では、本市における水防組織、水防体制、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

(2) 緊急用の水防資機材の確保

市は、緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、他の水防管理団体や民間団体と協力体制を確立し、資機材の備蓄・配備に努める。

(3) 情報管理手法の確立

市は、これら施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を進める。

(4) 重要水防箇所の調査

市は、浸水等による重要水防箇所を定期的に調査し、現況の把握に努める。

資料編 ○重要水防箇所一覧

6 住民等の安全確保対策

(1) 洪水関連情報等の提供と啓発

市は、次により住民に分かりやすい情報の提供に努める。

- ア 重要水防箇所、過去のはん濫実績等の洪水関連情報の一般公開
- イ 広報紙、イベントによる広報活動
- ウ PR用パンフレットの製作、配布

(2) 学校教育等による水害学習の推進

市教育委員会は、必要により国(国土交通省)及び県(土木部)から資料の提供、講師の派遣、施設見学への協力等を得て、学校教育の体験学習等における児童生徒の水害学習を推進する。

7 浸水想定区域内福祉施設の避難対策

浸水想定区域内に位置し、高齢者、障害者、乳幼児等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、洪水時に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を本地域防災計画の資料編に列記するものとする。

8 下水道施設における浸水防止対策

下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

第9節 農地・農業用施設等の災害予防計画

1 計画の方針

農地・農業用施設の災害の未然防止と被害解消のため、阿賀野市農業振興地域整備計画に即し、湛水防除、ため池等整備、中山間地域における農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図るものとする。

2 農地・農業用施設等の災害予防

(1) 各施設の共通的な災害予防

農地・農業用施設等の管理者は、災害予防対策に当たり次の事項に十分留意するものとする。

ア 管理体制等の整備

頭首工、樋門、樋管等の農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保など管理体制の強化と徹底を図るものとする。

イ 施設の点検

常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう、平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるものとする。

ウ 情報管理手法の確立

基幹農道、頭首工、樋門、樋管、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

エ 緊急用資機材の調達体制の確立

緊急用資機材については、建設業協会等の民間団体と協力・調達体制を確立し、災害時に備えるものとする。

(2) 用排水施設の災害予防

用排水施設の整備に当たっては、地域全体の排水機能の向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業等による農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止を図っていくものとする。

また、頭首工・樋門・樋管など農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努めるものとする。

(3) ため池施設の災害予防

ため池の管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努めるものとする。出水時及び異常時には応急措置を施すことがで

きるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努めるものとする。

ため池の老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路とともに、計画的な施設の整備に努めるものとする。

3 危険箇所の調査・周知

危険箇所の把握は、災害予防において重点的な課題であることから、その調査を実施し、関係機関及び農業従事者等に周知し、その整備を推進していくものとする。

- ・ 既往の災害からの危険箇所
- ・ 施設等の老朽化からの危険箇所

第 10 節 防災通信施設災害予防計画

1 計画の方針

市は、災害発生時の通信手段の確保のため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散等の防災対策を推進する。

また、防災関係機関相互の情報伝達方法について対策を講じるものとする。

2 市が使用可能な通信手段

市が使用可能な通信手段は、次のとおりである。災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、この中から最も状況に適した通信手段により災害情報等を収集、伝達するものとする。

- 県防災行政無線
- 加入電話(災害時優先電話を含む。)
- 市防災行政無線
- その他

3 県防災行政無線

災害時における情報の伝達及び被害状況の収集報告、その他の応急対策等に必要な通信を確保するため、県防災行政無線施設が本所・支所・消防本部にも設置されている。

(1) 現況

ア 新潟県情報通信ネットワーク網による通信

衛星系を導入した総合的な情報通信ネットワーク網により、ネットワークに加入する国・都道府県・全国市町村・消防本部・報道機関等の間と音声、FAX、データ等の通信が可能になっている。

イ 停電対策

(ア) 本所・京ヶ瀬支所・笹神支所は、市役所庁舎の非常用発電設備(自動起動式自家発電)により停電時の通信を確保している。

(イ) 安田支所については、自家発電設備の導入により停電時の通信確保を図るものとする。

(2) 利用計画

市は、県、消防本部並びに他市町村との通信の確保が可能になったので、今後とも機能を最大限に利用することに努めるものとする。

また、無線を庁舎内線電話に接続することにより、庁舎のどの場所からも無線による通話ができるようにし、無線の有効活用を進めるものとする。

4 市防災行政無線

(1) 現況

災害時に被害の軽減を図るためには、市から住民に対し迅速かつ的確な情報の伝達が必要であり、そのための通信施設の整備を行う必要がある。

ア 同報系

(ア) 地域住民に対する災害情報の周知徹底を図るための、市庁舎と屋外拡声器及び各家庭に設置している個別受信機とを結ぶ同報無線(アナログ)は、安田地区において整備済で稼働している。

親局 1 (安田支所) ・遠隔制御器 1 (安田分遣所)

屋外拡声子局 37

個別受信機 安田地区全世帯

(イ) 地域コミュニティー放送局による防災情報伝達方法は確立済で稼働している。

イ 移動系

(ア) 現地の被害状況を迅速かつ正確に把握するために通信を行う移動通信系については、デジタル業務用移動通信 (MCA無線) により整備済である。

・統制局 1

・半固定局 4

・携帯局 40

(イ) 市、消防等の防災関係機関との医療・学校・電力等の生活関連機関の相互通信を行う地域防災系については、現在整備されていない。

(2) 整備実施計画

災害時は、通信の途絶や情報が錯綜することも考えられるため、いち早く正確な情報を効率的に市民に伝えるための施設整備を進めるものとする。

ア 同報系

同報系の防災行政無線は、住民に情報を一斉に伝達することが可能であり、気象予警報や避難情報などの伝達に極めて有効であるため、デジタル方式の屋外拡声器による全市域への整備を進める。

(3) 停電・耐震対策

ア 停電対策

停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進するものとする。

また、非常用発電設備の実負荷運転等の災害発生を想定した保守、点検整備を行う。

イ 耐震対策

重要な設備等には、基礎ボルト、ストッパーなどにより固定する。

(4) 管理運用体制の整備

ア 時間外の運用体制の整備

勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような態勢を整備する。

イ 実践的な非常通信訓練の実施

実践的な非常通信訓練を定期的の実施し、無線運用の習熟を図る。

5 危険箇所情報の集中管理

市は、市防災行政無線のデジタル回線を利用し、テレメーター、監視カメラ等を危険箇所に設置し、市役所本所にて情報を集約し、集中管理を行うための整備をすすめる。

6 非常時における通信ルート

防災無線網の被災や公衆通信網の輻輳により情報伝達できない場合、市から県への情報伝達確保に係る通信ルートは次のとおりとする。

- (1) 防災相互波(466.775MHz)を使用した伝達
- (2) 阿賀野市消防本部(158.35MHz) → 県防災局
- (3) 国土交通省新潟国道事務所
水原維持出張所 → 北陸地方整備局 → 県防災局

第 11 節 公衆通信施設災害予防計画

公衆通信施設災害予防計画についてはN T T 東日本(株)及び関連会社の定めるところによる。

第 12 節 電力供給施設災害予防計画

電力供給施設災害予防計画については東北電力(株)の定めるところによる。

第 13 節 上水道施設災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、風水害による水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、施設の防災対策を強化する。また、被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

(イ) 市の責務

市防災担当部局は、水道事業者と連絡をとり、被災状況等の情報を一元化し、市全域にわたる総合的な応急体制を確立する。また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(ウ) 住民の責務

概ね 3 日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

イ 達成目標（応急給水目標水量）

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの 1 人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、風水害による被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

① 応急復旧期間 被災後、概ね 1 ヶ月を目途に応急復旧

② 応急給水の目標（被災直後から応急復旧までの 1 人当たりの供給量）

- ・ 被災直後は生命維持に必要な水量（3 ℓ/日）
- ・ 1 週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30 ℓ/日）
- ・ 2 週間後は生活水量の確保（40 ℓ/日）
- ・ 1 ヶ月後は各戸 1 給水栓の設置

(2) 積雪地域での対応

市は、積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

2 水道事業者・市の役割

(1) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、他の水道事業者から給水確保に努める。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

第 14 節 下水道施設災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

下水道施設は、ライフライン施設として住民生活の基盤の一翼を担うのであるが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、住民に与える影響は大きい。

従って、市は災害時の被災を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確保すべく、平常時において災害予防の向上のため施設等の点検整備による被災予防の推進と災害対策資機材の確保や他機関との連絡協議会等の応急活動の推進を図るものとする。

下水道等施設復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none">・ 風水害対応運転、施設の浸水対策・ 住民への情報提供、使用制限の広報・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none">・ 応急調査着手、応急計画策定・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none">・ 本復旧調査着手・ 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none">・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定・ 災害査定実施、本復旧着手

(2) 災害時要援護者に対する配慮

市は、避難所に災害時要援護者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

(3) 積雪地域での対応

市は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民・地域の役割

ア 各家庭において、風水害発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ 住民は、地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所、学校等において、風水害発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

3 市の役割

(1) 緊急体制の整備

ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

(2) 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発

一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等使用について、普及啓発を図るように努める。

(3) 下水道等施設の管理

ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定制及び必要な応急処置を実施する。

イ 県と協力して、早期に機能回復できるように努める。

ウ 下水道等施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、市民等に周知するように努める。

エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達できるように努める

4 基本整備

(1) 災害対策の検討

下水道施設が損傷しても機能を代替できるように重要幹線管渠のループ化を検討する。停電によるマンホールポンプが停止しても最小限の汚水は流下するような構造を検討する。

(2) 施設の設計

管路は、地盤沈下に応じて管渠周辺の地盤改良や可とう管及び可とう管継ぎ手の採用を検討する。処理場・ポンプ場における構造物及び配管の継ぎ手部は、可とう性、伸縮性及び止水性を有する継ぎ手の採用を検討する。

5 安全確保のための整備

(1) 台帳整備(バックアップの整備)

下水道台帳(調書、一般図、施設平面図面)は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で特に重要な資料である。そのため下水道台帳は、遠隔地に複数保管(バックアップ)資料の安全性向上を図るものとする。

(2) 施設調査

災害に対し迅速な措置が行えるように下水道施設の状況把握に努めるものとする。

(3) 災害対策用資機材等の確保

災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、市は阿賀野市建設業協会、阿賀野市管工事組合、県及び近隣下水道管理者等と協力協定を締結し、災害用資機材等の効率的整備を図るものとする。

(4) 防災関係機関との協議、連絡及び広報

平常時から市は水道、電力、NTTなどのライフライン施設等管理者及び防災関係機関と協議及び情報交換を行い、連絡・協力体制について取り決めを行うものとする。

また、調査復旧を円滑に実施するための処理区域内の住民、企業・商店街等との情報交換及び広報が必要となる場合があり、今後その広報等も検討する。

6 二次災害の防止

被災時においては、下水道各施設の損傷拡大及び機能低下を最小限に食い止めるものとする。これらの被害に伴う、処理場・ポンプ場内から各種薬品類、重油及びガス等の漏洩等、その他二次災害が生じないように整備を図るものとする。

また、被災による下水道処理能力の低下によって、し尿処理量の増加が予想される。これに対応するため、し尿収集運搬許可業者、県及び近隣自治体との情報交換を行うものとする。

第 15 節 原子力災害予防計画

1 計画の方針

本節は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものであり、原子力防災対策の円滑かつ適切な遂行のため、国、県及びその他防災関係機関との有機的な連絡協力体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に努める。

2 災害応急体制整備

市は、発電所等において未満事象が発生し、その後原子力災害に至り、その影響が地域に及ぶ又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

(1) 防災関係機関の体制の整備

市は、非常時の職員参集体制の整備を図る。

(2) 広域的相互応援体制

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、市は他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備するとともに、受入体制の整備を図る。

(3) 救助・救急等の防護資機材の整備

市は、県と協力し、ヘリコプター等に必要な資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

(4) 食料・物資の備蓄

市は、一定量の食料・物資の備蓄に努める。また、食料・物資のうち、地震、風水害等のために備蓄している場合と共通するものは、相互に兼ねる。

3 情報の収集・連絡体制等整備

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合に原子力防災に関する情報の収集・共有及び連絡を相互にかつ円滑に行うため、必要な体制等を整備する。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原災法第 15 条事象等の即時避難を要する事象（以下「即時避難事象等」という。）が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

なお、市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関及び原子力事業者との間において、平時の情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

(2) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(3) 通信手段の整備

ア 災害時優先電話等の活用

市は、NTT東日本等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟する。

イ 衛星携帯電話、公衆無線LANサービスの活用

市は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。

4 原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民、在勤者等が適切に行動できるよう、平常時から、県及び他市町村、国、原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

(1) 住民や在勤者等に対する普及啓発項目

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ 発電所の概要に関すること

ウ 原子力災害とその特殊性に関すること

エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

オ 原子力災害時に市及び県等が講じる対策の内容に関すること

カ 避難経路・避難所及び集合場所・屋内退避所に関すること

キ 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること

(2) 教育機関における普及啓発

市教育委員会は市立小中学校校長等に対し、教職員及び生徒等が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、災害時において適切な行動ができるように、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導する。

(3) 災害時要援護者への配慮

市は、防災知識の普及と啓発に際して、災害時に必要な情報の把握が困難である場合、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

5 モニタリング設備・機器の整備

市は、平常時又は事故発生時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状

況を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測器等の環境放射線モニタリング設備及び機器類を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

6 原子力災害時の避難・退避実施体制整備

(1) 避難所、コンクリート屋内退避所の整備

市は、あらかじめ施設管理者の同意を得て避難所、コンクリート屋内退避所として指定した施設について、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。

併せて、男女の視点の違いや、災害時要援護者のニーズについても十分に配慮する。

(2) 避難・屋内退避の住民等への事前周知

市は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、地域外からの応急対応応援者及び仕事等での一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。

(3) 災害時要援護者の避難

市は、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設の管理者に対し、自力避難の困難な要援護者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画の策定に努める。

(4) 学校等における体制の整備

ア 市は、学校等の管理者に対し、原子力災害が発生したことを想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導、助言に努める。また、市は、原子力災害発生時に生徒等が適切に行動できるよう、学校等の管理者に対し、必要に応じ避難行動についての計画等を具体的に定めるとともに生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう要請する。

イ 市は、学校等の管理者に対し、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民、民間ボランティアと協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。

7 広域避難体制整備

(1) 避難所の確保・調整

ア 市は、屋内退避が必要となる場合に備え、退避所となるコンクリート建物等をあらかじめ定めるよう努める。

イ 市は、避難場所の指定にあたっては県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

(2) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び避難民の受入が可能となるよう、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

8 住民等への的確な情報伝達体制整備

市は、県及び防災関係機関と協力し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、住民等に対して、被災者の危険回避のための情報を含め災害対応の局面や場所に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、必要な情報伝達体制及び設備を整備する。

(1) 情報伝達体制及び設備の整備

ア 市は、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合防災情報システム、防災行政無線、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネット、コミュニティ放送、ソーシャルメディア等多様なメディアの活用を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。

イ 市は、民生委員や社会福祉施設等との協力体制を構築するなど、災害時要援護者に対する伝達に配慮する。

ウ 市は、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者及び一時滞在者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。

エ 市は、(株)NTTドコモ他電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を促進する。

(2) 地域コミュニティによる共助意識の醸成

市は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

第 16 節 危険物等施設災害予防計画

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質(以下「危険物等」という。)について、風水害等による災害の発生を防止するため、事業者及び消防機関が実施すべき予防対策の方針を示す。

(1) 基本方針

ア 事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害による災害発生の未然防止を図る。

イ 市、消防機関は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

(2) 積雪地域での対応

事業者は、降雪、なだれ又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 危険物等施設の現状

危険物等は、経済活動及び住民生活を支える基礎的な資材として活用されており、産業の発展と生活様式の高度化に伴って消費量は増加し、多様化している。

市内の危険物施設の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○危険物取扱い施設

3 危険物施設安全対策

危険物による災害は、災害等による発生はもとより、二次災害による被害も大きなウエイトを占めることが予想されることから、災害の初期対応が特に重要と考えられる。

このため、危険物取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、自衛消防組織の育成、事業所間の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図るものとする。

(1) 施設の現況

危険物は、重要なエネルギー源であり、各種産業における原材料をはじめ一般家庭での文化的な生活を支える原動力として活用されていることから、近年各種産業の発展及び生活様式の高度化に伴い年々増加の一途をたどっている。

(2) 災害予防対策

危険物施設の立地状況等の現状を勘案し、以下のとおり整備改善を図る。

ア 耐震性の強化

消防本部等は、危険物施設の耐震性に関し、消防法の規定による基準に適合した状態を維持するよう指導するとともに、旧消防法の規制にかかる危険物施設についても、見直しを図る等現行基準に適合する指導する。

イ 指導の強化

消防本部等は、危険物施設の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、指導を行うとともに危険物保安監督者や危険物施設保安員の専任、危険物の取扱についての技術上の基準の遵守、予防規定の作成等安全管理体制の確立を指導する等危険物取扱制度に関する適正な運用を図る。

ウ 保安教育

消防本部等は財団法人新潟県危険物安全協会の協力のもとに、危険物取扱事業所の管理責任者、保安統括管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物の自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

エ 自衛消防組織の強化促進

消防本部等は、危険物取扱事業所が自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害予防体制の確立を図るよう指導し、自衛消防隊組織化を推進する。

また、危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、災害時における具体的な応援措置を盛り込んだ「実施要領」を定める等、効率の高い自衛消防力の確立を図るよう指導する。

オ 消防本部等は危険物取扱い事業所等に対し、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連携をも考慮した、より実践的な防災訓練等の実施について指導する。

カ 化学消防資機材の整備

消防本部等は取扱事業所に対し科学消火薬剤及び必要機材の備蓄を促進するよう指導するものとする。

キ 関係機関との連絡体制の確保

危険物取扱事業所は、防災無線等の通信手段の整備充実を図るとともに、被災に備え、消防、警察等関係機関及び関係事業所と連絡体制を確保するものとする。

ク 災害発生時の自衛消防組織等の整備

危険物取扱事業所は、災害発生時の自衛消防組織等の体制づくりや活動要領を定め、災害時に迅速な対応が図れるよう努めるものとする。

ケ 近隣事業所等の連携

危険物取扱事業所は、危険物取扱従事者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所と相互に応援が図られるよう、応援要領を定める等体制整備に努めるものとする。

コ 初動体制の強化

危険物取扱事業所は初期消火訓練を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練徹底を図るものとする。

4 火薬類の保安

火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立ち入り検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するように指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

消防機関は、事業者に対して災害時の連絡体制整備の指導にあたる。

5 高圧ガスの保安

高圧ガス製造施設については、監督機関が各事業所に定期的な保安検査を実施するとともに、高圧ガス販売所、貯蔵所、第2種製造所者(小規模の冷凍機使用者)、機器及び容器製造業者、特定高圧ガス消費者、高圧ガス消費者に対しても随時に立入検査を実施するものとする。

なお、監督機関は、第1種製造業者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者又は特定高圧ガス消費者の従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、地区別、業種別の保安講習会を開催する等、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚を図るものとする。

6 石油類危険物の保安

消防本部等の監督機関は、消防法に定める危険物製造所等の関係施設に立入り、これらの位置、構造及び設備並びに管理の状況等が法令に定める保安上の基準に従い適切に維持管理されるよう検査を実施する。

関係施設の従業員に対しては、保安に必要な教育を行うとともに防災に関する諸活動の円滑な運営を期するため、随時パンフレット等を発行し又は講習会への積極的参加を指導し、危険物取扱者の保安意識の高揚を図るよう努めるものとする。

7 毒物劇薬物の保安

消防本部等の監督機関は、学校・病院・事業所(薬局)等に使用され又は実験用等に保管されている毒物劇薬物類で、特に人的被害を及ぼす物品又は落下、衝撃等により火災の発生するおそれのある発火性、引火性薬品については、災害を未然に防止するため定期的に立入検査を実施し、その運用管理が適正に行われるよう指導するとともに、常に登録基準に適合する施設を維持させるよう監督するものとする。

第17節 火災予防計画

1 計画の方針

防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化により、異常乾燥下及び強風下における火災等の被害を最小限に食い止めるため、市及び消防関係機関は、火災予防体制等の充実、強化を図るものとする。

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市は、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

ア 市は、災害時要援護者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市は、災害時要援護者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(3) 積雪地域での対応

市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置を行う。

ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

エ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。

オ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

キ 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織等の地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等災害時要援護者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 出火防止

- (1) 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化
 - 市及び消防機関は、火気使用設備・器具等からの火災の発生を予防するため、次の事項について、対策の推進指導を行うものとする。
 - ア 火気使用設備・器具周囲の保安距離の基準化
 - イ 建築物の内装材料、家具調度品及び装飾物品等の不燃化
- (2) 予防査察及び防火診断の実施
 - 消防機関は、火災の垂直方向への著しい拡大及び延焼媒体を考慮し、特に防火対策が必要な飲食店等の防火対象物、工場及び作業所等で多数の火気を使用する防火対象物等に対し、重点的に予防査察を実施する。
 - また、その他の事業所及び一般住宅についても防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等に対し出火防止対策の徹底を図るものとする。
- (3) 防火管理者等に対する指導
 - 消防機関は、事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導するものとする。
 - ア 防火管理者を置く事業所における消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知徹底
 - イ 一つの建物で管理権限者が複数となる場合の管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の明確化
 - ウ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備
 - エ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
 - オ 実戦的かつ定期的な訓練の実施
 - カ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の管理
 - キ 要援護者や不特定多数の人を収容する社会福祉施設、物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備等の適正な設置
- (4) 住民に対する啓発、指導

市及び消防機関は、住民の防火に関する知識及び地震や火災に対する備えなどの普及のため、次の事項について啓発、指導に努めるものとする。

- ア 消火器、消火バケツ等消火器具等の整備
- イ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置
- ウ 対震自動消火装置付火気器具の普及及び、点検整備の指導
- エ 火を使う場所の不燃化
- オ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及
- カ 灯油等危険物の安全管理
- キ 異常乾燥及び強風時における防火管理

4 初期消火体制の強化

消防機関は、初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等(自主防災組織及び自衛消防隊)に対し次の対策を指導するものとする。

- (1) 訓練、集会、印刷物等を通して住民の防災意識並びに消火、避難及び通報等の防災行動力の向上を図る。
- (2) 防火管理者を置く事業所に対して消防計画の作成を徹底し、それに基づく各訓練等を行うとともに、その他の事業所に対しても地域における消防訓練への参加及び印刷物等の配布により、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

5 火災警報

- (1) 火災警報の発令

市長は、消防法第 22 条の規定により新潟県知事から火災気象通報を受けた場合並びに、地域的气象の状況が火災の予防上危険である場合は有効適切な警報の発令を行うものとする。

- ア 台風の接近などによる強風時又はフェーン現象発現時等、気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるとき。
- イ その他警戒上特に必要であると認められるとき。

- (2) 消防機関の警戒措置体制の確保

市長は、大火危険気象下において消防本部(署)、消防団各部に所要の人員を配置し、消防機械の点検、自然水利の統制機能の確認並びに必要により消防団各部に夜警警戒等を指示するものとする。

- (3) 火災発生防止の緊急徹底

大火危険気象下においては、地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- ア 予防広報等

市長は、広報車による巡回予防広報、広報無線放送による一斉広報等により、火災予防上必要な事項について住民に徹底するものとする。

イ 特別予防査察

市長は、火災予防上特に危険な地域及び防火対象物に対し火気使用制限の措置事項等について必要な特別予防査察を実施するものとする。

6 火災の拡大防止体制の強化

消防本部等は、同時多発火災の発生と延焼による火災の拡大を予想し、地域消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努めるものとする。

(1) 消防体制の強化

ア 火災発生時における迅速な初動体制の確保

市及び消防本部等は、火災発生時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準及び参集方法等を定めておくものとする。

イ 消防力の整備

消防本部等は、消防職員及び消防車両等の消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種制度を活用し、その整備充実に努めるものとする。

資料編 ○消防車両一覧

(2) 重要防火対象物等の把握

消防本部等は、危険物施設、消火優先地域、重要消火対象物、災害救護用物資の貯蔵施設等の重要防火対象物について、優先的に火災防護活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図を整備保管し、迅速な火災防護活動に努めるものとする。

(3) 消防水利の確保

ア 市及び消防本部等は、同時多発火災への対応強化と初期消火活動の充実を図るため、多面的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備えるものとする。

(ア) 河川の利用

(イ) 農業用水、消雪用井戸、プール

(ウ) 消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽(飲料水兼用)の設置

上記の消防水利の位置について明記した地図(水利マップ)を整備保管し、迅速な消防活動に努めるものとする。

イ 被災の被害を受けにくい消防水利として防火水槽、耐震性貯水槽が有効であることから、その整備促進を図るものとする。

(4) 消防団の活性化

ア 現況

(ア) 常備消防団

本市の消防団は、13分団76部、団員768名で構成されている。

(イ) 女性消防団の結成

消防団本部付の「阿賀さくら」が、防災活動の宣伝、独居老人への啓蒙活動などの活動を実施している。

イ 市は、消防団活性化のために、市の総合計画等との整合性を十分に図り、実効性のある計画づくりに努めるものとする。

ウ 消防団活性化対策の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 公募制導入や新興住宅への取り組み等、団員募集の多様化

(イ) 若手リーダーの育成、レクリエーション活動の実施等青年層の入団促進

(ウ) 女性消防団員の増員

(エ) 事業所勤務者団員(サラリーマン団員)の活用

(オ) 報酬、各種手当の額の改善、公務災害補償の充実等団員の処遇改善

(カ) 消防団拠点施設の整備

(キ) 通信体制、消防車両等の整備による機動力の強化

(ク) 装備や設備の小形化、軽量化

(ケ) 防火衣、防火帽等安全装備の充実

(コ) 地域との連携強化等による消防団のイメージアップ

(サ) 行政区等、各種サークル等地域内諸団体との連携強化

(シ) 災害時における消防団広域応援体制の検討

(5) 自主防災組織の育成強化

ア 現況

本市の自主防災組織の組織率は、安田地区が49自治体中34自治体で69%、京ヶ瀬地区が45自治体中27自治体で60%、笹神地区が64自治体中47自治体で73%、水原地区が117自治体中74自治体で63%となっている。

イ 市は、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。また、消防団との連携を促進する。

7 ヘリポートの整備

災害時にはヘリコプターによる迅速かつ正確な活動が求められることから、第一義的に被災者の救助を実施する市は、場外離着陸場の整備等に努めるものとする。

(1) 専用場外離着陸場の整備

ア 設置場所は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所であること。

イ 必要に応じ、夜間、安全確実にヘリコプターが離着陸できるための照明設備及び救急自動車が安全に進入できる道路を設けること。

(2) 専用場外離着陸以外の場所の指定

市は、災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地も必要になってくるため、小中学校のグラウンド、野球場、駐車場等を臨時離着陸場として指定しておくものとする。

資料 ○避難場所一覧（ヘリポート適地一覧）

(3) 新潟県消防防災ヘリコプターの緊急要請

市長又は消防本部消防長は消防防災ヘリコプターの緊急運航要請をする場合は、下記の連絡先へ電話で緊急運航要請を速報連絡するものとする。

速報後、「消防防災航空隊出動要請書」を作成し、ファクシミリで航空隊事務所へ送付する。

緊急運航の要請連絡先

新潟県消防防災航空隊

電 話 025-270-0263

F A X 025-270-0265

携帯電話 090-8943-9409

(勤務時間外)

新潟県庁警備員室 025-285-5511

(4) 新潟県ドクターヘリコプターの緊急要請

市長又は消防長はドクターヘリコプターの緊急運行を要請する場合は、「新潟県ドクターヘリコプター運行要領」「ドクターヘリコプター運用マニュアル」「阿賀野市消防本部新潟県ドクターヘリコプター要請マニュアル」に基づき要請するものとする。

市内ドクターヘリコプターランデブーポイント一覧表

No.	施設名	住所
1	保田小学校グラウンド	阿賀野市保田 4464
2	赤坂小学校グラウンド	阿賀野市六野瀬 1344
3	山手小学校グラウンド	阿賀野市福永 910
4	安田中学校グラウンド	阿賀野市保田 4419
5	前山小学校グラウンド	阿賀野市前山 305-1
6	水原小学校グラウンド	阿賀野市岡山町 4-35
7	堀越小学校グラウンド	阿賀野市野地城 259-1
8	分田小学校グラウンド	阿賀野市東町 995
9	笹岡小学校グラウンド	阿賀野市山崎 1443-1
10	神山小学校グラウンド	阿賀野市山倉 107
11	笹神中学校グラウンド	阿賀野市笹岡 200
12	旧五頭高原スキー場駐車場	阿賀野市大室字大室山国有林
13	阿賀野川防災ステーション	阿賀野市下里 3610-154
14	安田橋運動公園	阿賀野市新保地先
15	阿賀野市消防本部	阿賀野市安野町 14-4

8 広域応援体制

- (1) 市長は、単独では対処不可能な火災の発生に備え、他の市町村長等との消防相互応援協定（新潟県広域消防相互応援協定）を締結、連携の強化に努めるものとする。
- (2) 市長は、他の市町村長等との消防相互応援協定について、応援可能な部隊等を明確にし、要請手続き及び応援出動要領等を定めるなど、迅速、効果的な応援態勢の確立に努めるものとする。

第 18 節 孤立防止対策

1 計画の方針

本市では、市域の東部に山間地が広がり、これを結ぶ道路網は山間部や谷間を沿うように整備されている。中央に広がる平野部では、阿賀野川と縦横に張り巡らされた用排水路が整備されている。こうした地理条件下での災害は、山間部のみならず平野部でも孤立地域の発生が懸念される。地域の高齢化とあいまって、その対策が重要になっている。

2 災害における自然要因

災害における自然的要因を列記すると、本市の場合は、気象現象、河川、丘陵・山間地の3つの点が重要になる。

(1) 気象現象

災害履歴から、かつて市内で発生した大災害の多くは、強風による火災、集中豪雨による水害、豪雪による雪害の3つである。このため、強風、豪雨、豪雪という3つの気象現象が災害の主な原因になりやすいと考えられることから、それに伴う災害発生時の孤立に配慮が必要である。

(2) 河川

本市において、水害は集中豪雨とともに市内の中小河川や用水路の溢水によって引き起こされてきた。河積狭小、護岸老朽、河床上昇、堤防高不足といった点は、越水決壊の危険性がそのまま水害の危険性に結びついていると考えられる。

(3) 丘陵・山間地

丘陵・山間地は、地すべり危険箇所、急傾斜地・土石流関係危険箇所、雪崩危険箇所等の問題であり、これらの既に明らかになっている危険箇所の状況把握と対策が必要である。

3 必要となる取り組み

(1) 通信手段の確立

災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない多様な通信手段の確立に努める。

(2) 道路の防災及び複眼化対策

孤立が予想される地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等のう回路確保に配慮した整備を推進する。

(3) 災害時要援護者の把握

孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客などを含む要援護者の状況、実態について、平素から把握しておく。

(4) 住民の自助対策

救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、普段から地域住民の間で対応を準備する。

(5) 地域の避難所確保

孤立が予想される地域での避難所の確保に努める。

(6) 食料及び燃料の備蓄

孤立が予想される地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立が予想される地域に滞在する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

(7) 孤立時の対応シミュレーション

孤立時の自律活動の予備訓練の開催

4 自主防災組織の育成

孤立が予想される地域での災害発生時は、防災関係機関等の到着に時間を要する事態が予想され、特に住民による自主防災活動が重要となるため、「第2章第2節 自主防災組織育成計画」に基づき、自主防災組織の組織化を積極的に推進する。

第 19 節 水防管理団体の体制整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

市及び水防事務組合（以下「水防管理団体」という。）は、当該区域における水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。

(2) 災害時要援護者に対する配慮策

災害時要援護者関連施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報や水防警報等の伝達体制の整備を図る。

(3) 積雪地域での対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備しておく。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

ア 日ごろから、自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性について認識を深める。

イ 風水害時、水防管理者、消防団長又は消防機関の長からやむを得ず水防の協力要請があった場合は、水防に従事すること。

(2) 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時には、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動すること。

(3) 企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、(社)新潟県建設業協会は、日ごろから応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

3 市の役割

(1) 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は、県水防計画に応じて当該区域における水防計画又は地域防災計画を策定し、消防団等の水防組織を整備する。

(2) 水防協力団体の指定

水防管理者は、公益法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定することができる。

(3) 消防団の育成強化

ア 水防管理者は、平時から消防団の研修や訓練の計画を定め、消防団組織の充実と習熟に努める。

イ 水防管理者は、自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的を実施して、自主防災組織の強化に努める。

ウ 水防管理団体は、毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

(4) 水防施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる防災施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

(5) 地下空間の浸水被害軽減

地下空間における浸水被害軽減のため地下施設管理者と連帯した情報伝達及び避難体制の整備を図る。

(6) 災害発生時の処置

水防管理団体は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

なお、危険が伴う場合は、水防活動に従事する者の安全の確保を図る。

第 20 節 廃棄物処理体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 市民（各家庭等）は、市の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- イ 市民（各家庭等）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、水害ごみの発生防止に努める。ただし、市の避難勧告等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心がける。
- ウ 市は、水害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。
- エ 市は、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧対策の整備に努める。

2 市民の役割

- (1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。
- (2) 市が周知する水害時の廃棄物の排出方法等を理解し、水害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 市の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

- ア 水害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。
- イ 住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(2) 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

- ア 施設の浸水対策を図るとともに、水害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。
- イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、水害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

第 21 節 救急・救助体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害が発生し、家屋の倒壊、火災等により同時多発する被災者に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うため、救急救助体制の整備を行う。

また、現場における初期活動から救急搬送までを関係機関が有機的に連携して迅速に行うため、体制整備を図るものとする。

ア 各主体の責務

(ア) 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

(イ) 市及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

(ウ) 医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て、医療従事者及び医療器材等を確保する体制を整備する。

(エ) 市民は、大規模災害発生時にあっては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

イ 災害時要援護者に対する配慮策

災害時要援護者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市は、災害時要援護者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。また、自主防災組織は自らの安全を確保し、災害時要援護者の避難支援を行うよう努める。

ウ 積雪期での対応

市は、地域の実情に応じ、積雪期の災害等発生時における道路の除雪体制及び避難場所等への住民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

2 住民・医療機関等の役割

(1) 住民の役割

住民は、平時から地域・学区・自治会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 医療機関等の役割

ア 医療機関

医療機関は、市、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、市、県と災害時における医療従事者及び医療器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3 救急救助活動

消防本部等は、災害発生時の現場における初期活動から救急搬送までの関係機関が有機的に連携した体制整備を図るものとする。

4 消防団の対策

(1) 初動体制の確立

消防団は、災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急救助を行えるよう、日頃から地域住民との連携による初動体制の確保に努めるものとする。

(2) 救急救助体制の整備

市は、消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行うものとする。

5 消防本部の対策

(1) 救急救助体制の整備

ア 消防本部等の救急救助体制の整備

現在、4台の救急車（うち2台は高規格救急車）、救助工作車各1台で、17名の救急救命士による2隊が活動している。また、救急情報医療ネットも稼働している。

消防本部等は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急手当を行うことができる救急救命士の育成に努めるとともに、高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備や、人材についての医療機関との連携を図るものとする。

イ 消防団への支援

消防本部等は、消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行うものとする。また、救急救助資機材を整備し、機動力の強化を図るものとする。

(2) 住民等に対する防災意識の啓発

消防本部等は、救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図るものとする。また、要援護者（高齢者、乳幼児、身体障害者等）が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、要援護者の避難誘導が円滑に行えるよう努めるものとする。

(3) 救急救助活動における交通確保

消防本部等は、建物等の破壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 民間等による救急救助支援体制の確保

消防本部等は、同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努めるものとする。

(5) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入れ確認体制

消防本部等は、同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図るものとする。

(6) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

医療機関は、救急活動を円滑に行うために、地元医師会との連携により、各医療機関における医師及び看護師の緊急招集体制を確立し、受入態勢の確保を図るものとする。

6 市の対策

(1) 医師会との連絡体制の整備

救急活動を円滑に行うために、必要数の医師及び看護師が確保できるよう、協力関係にある医師会との連絡体制の整備を図るものとする。

(2) 医薬品、医療器材、血液等の非常時における供給体制

協力関係にある医師会、関係業者と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図るものとする。

(3) 住民に対する応急手当方法の普及

市は、防災訓練時等において、消防機関の協力による応急手当の講習の実施、また広報紙等への掲載により、住民に対して応急手当方法の普及啓発を図るものとする。

7 ヘリコプターによる救助活動

救助活動を要請できるヘリコプター保有機関と連絡先

(1) 新潟県消防防災航空隊

連絡先 電話 025-270-0263
(夜間) 025-285-5511 (県庁警備員室)

(2) 新潟県警察航空隊

連絡先 電話 025-285-0110 (内 5770 警備第二課)
(夜間) 025-285-0110 (総合当直)

(3) 第九管区海上保安本部

連絡先 電話 025-244-4151 (内 283 救難課)

(夜間) 025-244-4151 (警備救難部司令室)

(4) 航空自衛隊新潟救難隊

連絡先 電話 025-244-9211 (内 218 飛行班)

(夜間) 025-244-9211 (内 213 救難隊直通)

8 ドクターヘリコプターによる医師派遣

ドクターヘリコプター保有機関と連絡先

(1) 新潟県ドクターヘリコプター運行調整委員会

(基地病院：新潟大学医歯学総合病院)

連絡先 電話 025-368-9096 (一般用)

Fax 025-368-9065

第 22 節 医療救護体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む)救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

ア 各主体の責務

(ア)市は、風水害等の災害から地域住民の生命及び健康を守るため、それぞれ地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

(イ)市は、災害発生時における医薬品(歯科用医薬品を含む。)、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等(以下「医療資器材等」という。)の確保を図る体制を整備する。

ウ 達成目標

市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む)救護を行うための体制整備を図る。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、災害時要援護者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪地域での対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 住民・医療機関等の役割

(1) 住民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関等の役割

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。

ア 病院

病院は、市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

イ 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うものとする。

ウ 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するものとする。

3 医療救護体制の確立

市は、災害から地域住民の生命、健康を守るため、看護師又は保健師による救護班を編成し地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

(1) 救護所(初期救急医療 {トリアージを伴う医療救護活動} を行う場所)

ア 救護所設置予定施設の指定

市は、避難所に指定した施設の中から、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定するものとする。

イ 救護所のスタッフの編成

市は、市医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係るスタッフの編成計画を定めるものとする。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

4 医療資機材等の確保

市は、災害時における医療品(歯科用医療品を含む)、輸血用血液、医療器材及び衛生材料等(以下「医療資機材」という。)の確保を図る体制を整備する。

(1) 救護所等の医療資機材等の確保

市、医療機関及び医療関係団体は、救護所等の医療救護活動に必要な医療費器材等の確保のための計画を定めるものとする。

5 災害医療救護対策の充実

(1) 病院等防災マニュアル等の策定

ア 病院等は、県及び市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき防災訓練を行う。

イ 防災マニュアルには次の事項を盛り込むものとする。

(ア) 災害対策委員会の設置

(イ) 防災体制に関する事項(ライフラインの確保、備蓄等の方策、支援協力病院の確保等)

- (ウ) 災害時の応急対策に関する事項(病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等)
- (エ) 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項(重傷患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等)
- (オ) 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項(トリアージ、入院システム等)
- (カ) 人工透析実施の医療機関にあつては、医療機器及び水の確保対策
- (キ) その他(医療設備等の確保、自家発電装置の運用方法等)

第 23 節 避難体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害では、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的なものとなるおそれがあるため、あらかじめ住民等の避難に関する適切な計画を定めておく必要がある。

市は、この計画に基づき、あらかじめ避難場所を定め、住民に周知しておくとともに、避難路となることが予想される経路の安全確保に努めるものとする。市、防災関係機関及び住民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備える。

- ア 浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知
- イ 警報、避難情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難情報の発出
- エ 避難誘導體制の整備
- オ 災害の内容に応じた安全な避難所・避難経路の確保・周知及び避難所の機能・環境の整備

(2) 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ア 災害時要援護者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 当該地区の避難者全員を収容できる避難所の確保
- イ 避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 市及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要なとなる車輛等の事前確保
- ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 住民の役割

(1) 住民等に求められる役割

ア 住民の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

- (ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
- (イ) 災害時の避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間帯をあらかじめ確認しておくこと。
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること。
- (オ) 避難情報（準備・勧告・指示）の意味を正しく理解しておくこと。

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や災害時要援護者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じること。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
 - d 近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
- (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること。

(2) 地域に求められる役割

ア 住民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。

- (ア) 地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること。
- (イ) 災害時要援護者の居住状況、必要な支援費用等を情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- (ウ) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ 企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力を努める。

- (ア) 災害時要援護者等の避難を支援すること。
- (イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

3 避難場所(施設)の指定と事前周知

市は、都市公園、グラウンド、体育館、公民館、学校等公共施設等を対象に、その管理者(設置者)の同意を得たうえで避難場所(施設)として指定し、住民にその位置等を周知徹底する。

(1) 用語の定義

ア 「避難場所」とは、災害による危険から避難してきた住民等が集合し、危険が去るまで又は他の避難場所(施設)へ移動するまでの間、一時的に滞在するための屋外のオープンスペースをいう。

イ 「避難施設」とは、避難してきた住民等を収容する建物をいう。

(ア) 一次避難施設

災害時に住民が一時的に避難する近傍の集会施設等。

(イ) 二次避難施設

多数の住民等を収容できる学校体育館等で市が指定する施設。このうち、地区別に支援拠点となる基幹施設を設ける。

(2) 避難場所(施設)の指定

ア 地区別に指定し、災害時要援護者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

イ 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保すること。面積の目安は、避難場所は1人あたり1.0㎡、避難所は3.3㎡当たり2人とすること。

ウ 地震・浸水・延焼・地すべり等災害種別を考慮した施設の安全性の確保。

エ 都市公園等避難場所の指定にあたっては、火災の輻射熱を考慮した広さの確保。

オ 危険物を取り扱う施設などが周辺にないよう配慮すること。

カ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備を有するものであるとともに、避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める

こと。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。

キ 一旦避難した避難場所(施設)に更に危険が迫った場合に、他の避難場所(施設)への移動が容易に行えること。

ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めるものとする。

ケ 避難施設においては、停電・断水の供給停止、電話の不通等の事態に耐えられる施設の整備に努めるものとする。

コ 避難施設においては、避難者の長期滞在に備え、必要な環境整備に努めるものとする。

サ 民間宿泊施設などの応援を考慮した避難者収容体制を整備する。

シ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮すること。

ス 避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

(3) 福祉避難所の指定

ア 市は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい災害時要援護者のための「福祉避難所」の施設をあらかじめ指定する。

イ 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、災害時要援護者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。

ウ 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(4) 避難路の安全確保

市は、避難場所(施設)への避難路の安全を確保するため、次のことに留意するものとする。

ア 避難場所(施設)へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水、崖崩れ等による危険が及ばないようにする。

イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

(5) 避難場所(施設)及び避難方法の事前周知

市は、避難場所(施設)を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図るものとする。

ア わかりやすい標識、誘導標等の整備

イ 広報紙、チラシ配布などによる周知

ウ 防災訓練等の実施による周知

資料編 ○避難所一覧

(6) 避難システムの確立

ア 家庭から避難施設(学校等)や広域避難場所への避難支援

(7) 浸水想定区域に対する措置

市は、阿賀野川の浸水想定区域に対し洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、浸水想定区域からの移動手段とともに、その他の災害時とは別に、洪水時の避難場所(施設)及び避難路を指定し、当該区域住民の安全確保を図るものとする。

4 避難の勧告、指示及び避難準備情報

市は、災害時に適切な避難勧告・指示等ができるよう、実施責任者等を明確に定め、災害発生時に迅速かつ的確に対応するものとする。

(1) 実施責任者

避難の勧告、指示等の実施責任者は下表のとおりである。実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておくものとする。勧告又は指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難勧告」には至らないが、今後、現状の気象状況が継続すると避難を要する状況になる可能性があるとは判断される場合には、「避難準備情報」を発令するものとする。

市長は、勧告又は指示を行った場合、また避難準備情報を発令したときは速やかに知事に報告するものとする。

(2) 実施責任区分

区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備情報	市長	災害時要援護者への避難行動の開始を求める	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難勧告	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。

避難の指示等	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	立退き及び 立退き先の指示 勧告 避難の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

(3) 避難準備情報、勧告又は指示の内容

- ア 要避難対象地域（地名、施設名等）
- イ 避難先及び避難経路（安全な方向及び避難所の名称）
- ウ 避難準備、勧告又は指示の理由（避難要因となった危険要素の場所、避難に要する時間等）
- エ 避難準備、勧告又は指示の発令者
- オ その他（避難時における最小限の携帯品、災害時要援護者の優先避難、介助の呼び掛け等）

(4) 避難準備情報、勧告又は指示の伝達、周知体制の整備

- ア 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。
- イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線、サイレンによる避難信号の発信、消防車・広報車による市内巡回放送、消防団員による各戸伝達、自治会長等による各戸伝達等、住民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する手段を整備する。特に、学校、災害時要援護者関係施設等への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。
- ウ 在宅の災害時要援護者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

エ 避難情報伝達に、地元のコミュニティFM放送、ケーブルテレビ、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

オ 避難情報（勧告・指示）の意味及び住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。

（５）避難誘導體制の整備

ア 避難の勧告・指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別に予め定める。

イ 在宅の災害時要援護者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して避難支援プランを策定する。

ウ 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

（６）即応体制の整備

ア 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民等に鍵の管理を委託する。

イ 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

ウ 避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。

エ 避難施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

オ 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。

（７）広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ア) 市は、避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(イ) 市は、県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

(ア) 市は、避難住民の受け入れに備えるため、あらかじめ受け入れ可能者数の把握に努める。

(イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

（８）避難の解除

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(9) 県への報告

市長は、避難の措置又はその解除について、次の周知事項を記録するとともに、速やかにその旨を県へ報告する。

記録事項及び県への報告事項

- ア 発令者
- イ 発令の理由及び発令日時
- ウ 避難の対象区域
- エ 避難先
- オ その他必要な事項

5 施設・設備・資機材の整備

(1) 避難場所(施設)避難路の整備

市は、避難場所(施設)・避難路について、その管理者(設置者)と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努めるものとする。

- ア 避難路・避難場所(施設)の耐震化の推進
- イ 耐震性貯水槽・井戸、浄水器、仮設トイレ、ランタンなど停電時でも使用可能な照明設備、ハンドマイク、屋外拡声器、通信機器、ラジオ等避難の実施に必要な施設・設備の整備
- ウ 食料・水(給水用機材)・照明設備(非常用電源)・常備薬・炊き出し用具(燃料)・毛布等避難生活に必要な物資のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の備蓄
- エ 緊急物資、救急・救助・医療・防疫用資機材等の備蓄倉庫、備蓄場所の整備、また救援物資の一時集積場所の確保
- オ 要援護者等に配慮した避難場所への誘導標識の整備、避難施設の環境整備

(2) 避難誘導等資機材の整備

市は、災害時の適切な避難誘導のため、次の避難誘導、応急対策のための資機材等の整備に努めるものとする。

- ア 災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災無線(移動系)等
- イ 応急対策のための投光機、懐中電灯、ロープ、救出救助資機材

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 要援護者が多数利用・所在する施設

学校、保育園、社会福祉施設の管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておくものとする。

- ア 地域の実情に応じた避難場所(市指定の避難場所等)、経路、誘導及びその指示伝達の方法
 - イ 入所者、自力避難の困難な要援護者等の避難誘導方法及び近隣住民、事業所等の協力体制
 - ウ 集団的に避難する場合の避難場所(施設)の確保、保健衛生、給食の実施方法
- (2) 不特定多数の者が利用する施設
- 旅館、その他の施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておくものとする。
- ア 施設外の状況の、利用者への的確な伝達
 - イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

第 24 節 災害時要援護者の安全確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

障害者、高齢者・傷病者、外国人、乳幼児等の要援護者は、災害の認識や避難勧告等の災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にあることから、災害時には通常の住民に比べ、災害の犠牲になる確率が高いと考えられる。

このため、市は、県、防災関係機関及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）と相互に連携し、近隣住民をはじめとした地域社会で災害時要援護者を支援する体制づくりを推進し、災害時における要援護者の安全確保を図るものとする。

〔災害時要援護者の安全確保計画の体系〕※以下「避難所」には福祉避難所を含む。

大項目	中項目	小項目
災害時要援護者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の把握 ・災害時要援護者情報の共有 ・災害時要援護者への広報・啓発 ・災害時要援護者向け備品等確保 ・災害時要援護者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・災害時要援護者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		<ul style="list-style-type: none"> ・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
	福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与(特別)
	社会福祉施設等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者等の安全確保 ・災害時要援護者の受入れ

	保健・福祉対策の実施体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の実施体制 ・県等の支援体制
外国人支援	防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人への防災知識の普及啓発 ・外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語支援窓口の設置・運営体制の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

ア 市

市は、避難勧告等の判断・伝達マニュアルや避難支援プラン等を策定するとともに、災害時要援護者一人ひとりの避難計画である避難支援プランを自主防災組織等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で災害時要援護者の安全確保を図る体制づくりを行う。

また、職員、住民等の災害への意識醸成や、災害時要援護者への注意喚起等を実施する。

イ 介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図る。また、市から要請を受けた災害時要援護者を受け入れる体制づくりに努める。

ウ 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、県・市が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

エ 地域住民、自治会、自主防災組織等

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得ながら、地域社会全体で災害時要援護者一人ひとりの避難計画である避難支援プランを策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。

オ 災害時要援護者及び保護責任者

災害時要援護者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信に努める。

(2) 積雪期の対応

関係機関の協力を得て、必要により災害時要援護者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。また、災害時要援護者が入所している施設管理者は、市と協力して、避難場所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民、地域の役割

在宅の災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持ち、市、自主防災組織、民生委員、自治会等と協力して、災害時要援護者への支援を図る。

(2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員などの福祉関係者等は、災害時要援護者の状況把握や地域の地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市及び防災関係者と協力して、災害時要援護者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の災害時要援護者の中で治療、看護、介護等が必要な災害時要援護者の受入体制の整備を図る。

(4) 外国人関係団体の役割

ア 国際交流協会

市の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

イ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体(日本語教室を含む)

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

(5) 企業等の役割

障害者を雇用している企業等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

3 在宅災害時要援護者に対する対策

(1) 地域コミュニティの形成

ア 行政による支援

迅速な避難行動ができない災害時要援護者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の要援護者の救済の基盤となるものである。このため、市は、社会福祉協議会、老人クラブ、民間ボランティア団体等による在宅の障害者・高齢者等に対する声かけ運動や安否確認などの住民相互支援活動への援助に努めるものとする。

イ 災害時要援護者の実態把握

(ア) 市は、保健師、ホームヘルパー等の訪問活動を通じ、また阿賀野郵便局長と締結した「災害時における阿賀野市と阿賀野市内郵便局間の協力に関する協定」に基づき入手した情報等により、障害者・高齢者等自力避難が困難な者及び外国人等災害時に特別の配慮が必要な者の地図等による居住地の把握及び生活状

況の把握に努めるものとする。生活状況の把握に当たっては、民生委員、自治会長等と十分連絡をとるとともに、本人・家族の同意を得る等プライバシーの保護に配慮するものとする。

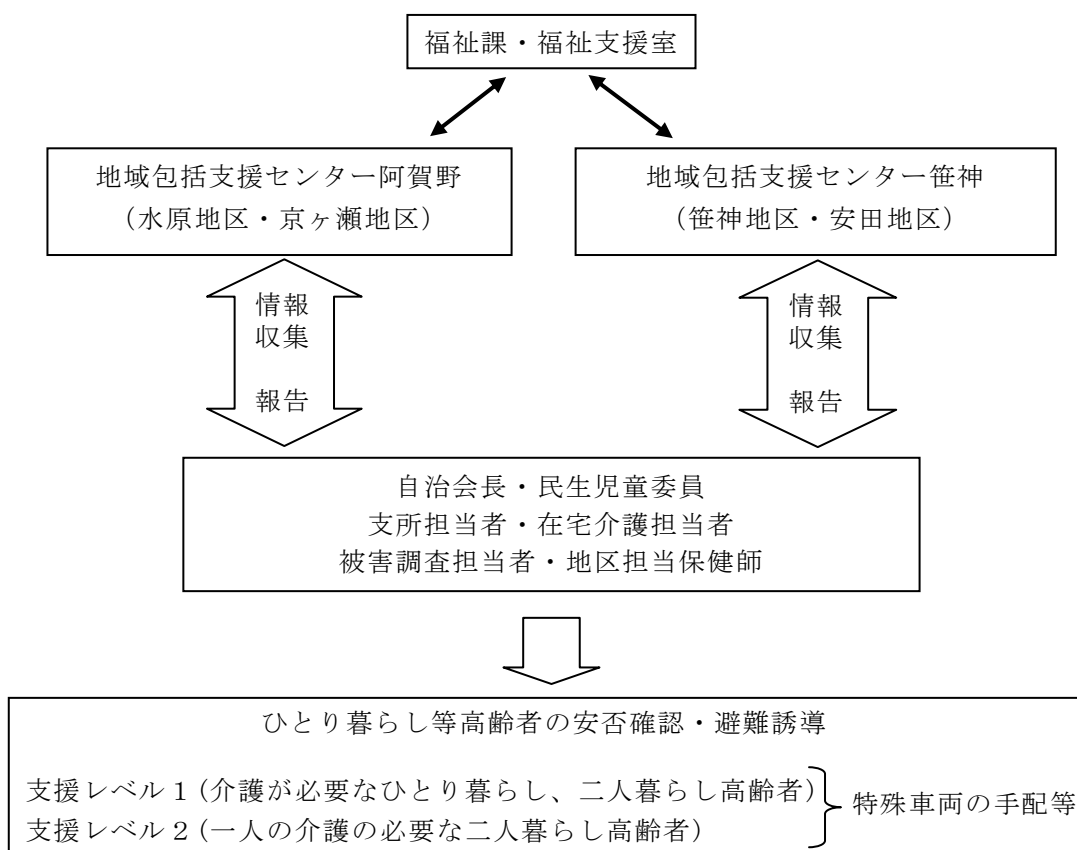
- (イ) 市は、民生委員、自治会長等と協力して、本人の同意を得たうえで災害時における要支援者名簿を作製し、災害時のひとり暮らし高齢者等の安否確認避難誘導體制を確立する。また、要援護者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するとともに、災害発生時に備え要援護者の居住地等について、事前に消防機関等との情報交換に努め、災害時には自治会長、民生委員、消防団員が協力して介助、救助を実施できる体制を確立するとともに、近隣の協力を得られるようなコミュニティづくりをすすめる。

資料編 ○災害時における阿賀野市と阿賀野市内郵便局間の協力に関する協定書

ウ 災害時要援護者支援マニュアルの作成

市は、防災関係機関、地域コミュニティ、介護事業者等が相互に連携し、災害時に確実な避難誘導體制をとれるよう、災害時要援護者支援マニュアルを作成する。

【災害発生時のひとり暮らし等高齢者の安否確認避難誘導體制】



- (2) 公共施設及び住宅の安全性向上

市は、災害時における障害者・高齢者等の安全な行動等を確保するため、「新潟県福祉のまちづくり条例施行規則」の基準に基づき公共施設等の出入口や施設内の段差解消を図るとともに、住宅の安全性の確保を図るものとする。

(3) 情報伝達・避難誘導

ア 近隣住民の役割

災害時における在宅の要援護者への情報伝達、避難誘導等は、近隣住民(例：自治会等の班等で10～20世帯単位)の果たす役割が大きいことから、市は、民生委員、地域の自治会等と協力し、要援護者と近隣住民の共助意識の向上に努めるものとする。

イ 情報伝達機器の整備

市は、要援護者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル発信機等の給付に努め、外出中の要援護者の避難を容易にするため、不特定多数の人が集まる場所に避難場所への誘導標識の設置に努めるものとする。

ウ 外国人への情報提供

外国人は、言葉や生活習慣の違いから、災害への適切な対応が難しいため、事前に外国人に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく必要がある。

市は、必要に応じて、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練等を実施するものとする。

(4) 防災教育・防災訓練

ア 防災教育・防災訓練

市は、要援護者向けパンフレット・リーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、一般住民に対しても、身の回りの弱者への災害時の支援についてパンフレット、広報誌等により啓蒙活動に努めるものとする。

イ 防災資機材の整備

市は、事情に応じて、要援護者の家庭や地域の自主防災組織に、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備に努めるものとする。

(5) 市の体制

市は、災害発生後、在宅の高齢者・障害者等の安否情報の収集、ケア等について一元的に総合調整する組織として、福祉、保健担当部局に要援護者対策班を組織し、市の計画に位置づけるよう努めるものとする。

市は、福祉、保健担当部局が要援護者対策に専念するため、福祉、保健部局に集中しがちな災害救助関係業務の分担体制を進め、県から職員の派遣を要請し、他市町村との災害応援協定の締結に努めるものとする。

(6) 要援護者支援マニュアルの作成

市は、在宅、施設を問わず災害のケース別に検討した要援護者支援マニュアルを作成するとともに、住民に周知し、災害時の要援護者支援に役立てるものとする。

4 社会福祉施設における安全確保計画

(1) 施設立地条件の考慮と周辺環境の危険の把握

ア 社会福祉施設等要援護者関連施設の設置者は、これら施設を建設するときは、水害、土砂災害等の危険地域を避けるよう、立地条件を考慮するものとする。

イ 既存の社会福祉施設等要援護者関連施設の管理者は、施設の立地地域において水害、土砂災害等による被災の危険性を把握し、入所者等の安全を確保するために必要な対策を講じるものとする。

ウ 市は、県から提供された水防上危険箇所や土砂災害の危険箇所に関する情報を総合し、自ら把握している情報と併せて市内の災害危険区域図等を作成し、関係する要援護者関連施設の管理者に周知するものとする。

(2) 防災組織体制

ア 自衛のための防災組織の設置

社会福祉施設等は、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班等を置き、防災業務を分担させるものとする。

イ 情報連絡・応援体制の確保

社会福祉施設等は、消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて消防・警察・近隣施設等と災害時における救助及び協力体制の整備に努めるものとする。

ウ 夜間体制の充実

社会福祉施設等は、夜間における災害等も考慮し、各施設における入所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案のうえ、夜間職員の配置体制整備に努めるものとする。

(3) 施設、設備の安全性強化

建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、平時から施設、設備の点検を実施し、安全性の維持・強化に努めるものとする。

また、施設立地点の周囲の地形、水害や土砂災害の危険性等を考慮し、万一被災しても最低限人身被害の発生は避けられるよう、居室の配置等施設の利用方法を工夫するものとする

(4) 食料品等の備蓄

社会福祉施設等は、災害時に備え2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び必要により井戸、耐震性貯水槽、備蓄用倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 防災教育・防災訓練

社会福祉施設等は、職員・入所者等に対し日頃から防災意識の育成を図るとともに、国又は県の定める基準により防災訓練を実施するものとする。

訓練は、地域の自主防災組織及び消防機関の協力・参加を得るとともに、自力避難困難者の救出訓練に重点を置いた実施に努めるものとする。

(6) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

災害発生時の職員の迅速な確保を図るため、社会福祉施設等は職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するものとする。

また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう、普段から協力関係の構築に努めるものとする。

(7) 社会福祉施設間の協力体制の確立

社会福祉施設等は、近隣の施設と相互協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努めるものとする。

第 25 節 食料・生活必需品等の確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる 3 日程度の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という）は、住民（各家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や、一時的滞在者に対し物資等を緊急調達する。

(2) 災害時要援護者に対する配慮策

ア 市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等摂食上配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。

イ 市は、高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及び数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。

(3) 積雪地域での対応

市は、輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

(4) 夏季における対応

市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿となることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒等の発生を防止する等、万全な衛生対策を整備する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

ア 各家庭において、家族の 3 日分程度の物資等の備蓄に努める。

イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から 3 日分程度の分量を自ら確保するよう努める。

ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 企業・事業者及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込むのに必要な量の物資等の備蓄に努める。
- イ 企業・事業所は、災害時においても業務継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資などの備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分程度の物資等の備蓄に努める。

3 市の役割

(1) 物資等の備蓄

- ア 市の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。
- イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。
- ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配付できるようにする。

(2) 物資等の緊急供給体制の確立

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
- ウ 地域の住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(3) 災害備蓄に関する住民への普及啓発

- ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。
- イ 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

第 26 節 文教施設における災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な災害が発生した場合、学校（園を含む。以下同じ。）をはじめとする文教施設等は、児童・生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）、教職員、入館者及び施設利用者、施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物の保全に関する迅速な対応を図るため、教育委員会や学校等が実施しておくべき事項を定める。

また、学校における防災機能の強化を図るため、学校等文教施設の設置者は、本地域防災計画の定めるところに従い、施設の整備に努めることを定める。

ア 各学校は、本地域防災計画や教育委員会が示すモデル等を参考に、学校防災計画を作成するとともに、生徒等及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

イ 学校設置者（市、学校法人等）は、学校の施設について、風水害の被害を最小限にとどめ、また、ライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

ウ 市は、学校設置者としての役割のほか、本地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第 24 節「災害時要援護者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 積雪地域での対応

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

2 学校における予防対策

(1) 施設の整備

校舎、体育館、学校給食、学校プール等の施設について、その安全性の向上のため必要な措置をする必要がある。

このため学校施設における耐震診断を実施するとともに、施設の状況に応じた補強・改築等に努めるものとする。

(2) 学校防災計画の作成

学校は、市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、教育委員会が示す学校防災計画のモデル等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

予防対策

- ① 学校防災組織の編成
- ② 施設・設備等の点検・整備
- ③ 防災用具等の整備
- ④ 防災教育の実施
- ⑤ 教職員の緊急出動体制
- ⑥ 家庭との連絡 等

応急対策

- ① 災害発生が予想されるときでの事前休校、授業短縮措置等
- ② 発生直後の児童・生徒の安全確保
- ③ 避難誘導
- ④ 生徒等の安全確認
- ⑤ 気象情報・被害情報の収集
- ⑥ 被害状況等の報告
- ⑦ 下校措置
- ⑧ 避難所開設・運営の協力
- ⑨ 教育活動の再開
- ⑩ 被災時の心のケア 等

(3) 防災委員会の設置

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、学校防災計画に定められた事項等について教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置するものとする。

(4) 学校防災組織の編成等

学校防災組織の編成等に当たっての校長等の留意点は、次のとおりである。

ア 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する学校防災組織を編成するとともに、教職員等役割分担を定めておくこと。特に担当教職員が不在の場合、代行措置を明確にしておくこと。

イ 施設・設備等の点検・整備

学校の施設等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補正箇所等の補強・補修を実施すること。

特に、生徒等の避難経路の施設・設備等については点検を行い、内壁・外壁落下防止、窓ガラスの飛散防止、塀の倒壊防止等必要な措置を行うとともに、消防設備の機能点検も日頃から定期的に行っておくこと。

また、冬囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は、除雪を十分に行い、避難路を確保しておくこと。

ウ 防災用具等の整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整理し、教職員等に周知しておくこと。

また、生徒等名簿、部活名簿、保護者との緊急連絡カード等を整理し、常に人員把握等ができるようにしておくこと。

エ 教職員等の緊急出動態勢

校長は、夜間・休日等の時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出動態勢を決め教職員等に周知しておくこと。

オ 家庭との連絡

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた『緊急連絡カード』を作成し教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておくこと。また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(5) 教職員、生徒等に対する防災教育

校長等は、次に掲げる防災教育を行うものとする。

ア 教職員研修等で各種災害や防災対策の基礎知識、災害の規模等に応じた避難行動などに関する研修を行うものとする。校長は、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置等に関する校内研修を行うこと。

イ 生徒等に対する防災教育

(ア) 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにすること。なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、生徒等に周知しておくこと。

a 形式的な指導に終わることなく、災害時に沈着、冷静かつ迅速な行動が取れるように実施すること。

b 登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施すること。

c 地域社会の一員として、中学生を地域防災訓練へ積極的に参加させること。(なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。)

(イ) 各学科や学級活動、体験学習等を通じて「災害の原因」「安全な行動の仕方」「日常の備え」「命、家庭の絆、助け合う心の大切さ」などについて計画的に指導すること。

a 生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

b 生徒等の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等を学習し指導すること。

c 自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」「生きるたくましさ、勇気」等について指導す

ること。

- d 大災害の場合は、建築物の倒壊、落下物の飛散等によって多数の負傷者を生じることが予想されるので、中学生に対して保健体育、学校活動等を活用して応急処理に関する知識や基礎的、基本的な技能を修得させること。

3 学校以外の文教施設における災害予防対策

図書館・博物館・体育施設等、学校以外の文教施設は、不特定多数の人間が利用する施設であり、組織的な統制、避難・誘導は困難である。また、貴重な文化財・美術品・蔵書等を収蔵している施設においては、これら収蔵物を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

施設の管理者は、これらの事情を勘案して防災計画を作成し、防災施設の整備・充実に努めるとともに、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知しておくこととする。

また、市は、民間の文教施設管理者に対して、防災計画の作成について指導助言するものとする。

なお、予防対策の主な留意点は次のとおりである。

- (1) 災害発生時に対応する自主防災組織を編成するとともに、あらかじめ、職員の役割分担を定めておくこと。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておくこと。
- (2) 施設・設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に安全状況を把握しておくこと。また、火災の発生やガラスの飛散等が予想されるので常に予防を行っておくこと。
- (3) 老朽化した施設については、補強又は改築を行う。
- (4) 避難訓練を定期的実施し、災害時に安全かつ迅速に行動ができるようにすること。なお、あらかじめ、立地条件を考慮して避難場所を定めておくこととともに、避難経路の表示を増やす等避難場所が容易に分かるようにしておくこと。

4 地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備

学校等公立文教施設の設置者は、本地域防災計画の定めるところに従い、防災機能強化のため必要な施設・設備の整備に努めるものとする。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整えるものとする。

- (1) 施設・設備の整備
 - ア 施設整備
 - (ア) 備蓄倉庫の整備
 - (イ) 避難場所の確保

- a 和室の整備
- b シャワー施設の整備
- c 冷暖房設備を備えた部屋等の整備
- (ウ) 飲料水、生活用水等の確保
 - a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備
 - b 生活雑用水確保のための井戸等の整備
- イ 設備整備
 - (ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備
 - (イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実
- (2) 情報連絡体制
 - ア 携帯電話、防災無線等の導入
 - イ パソコン通信体制等の整備
 - ウ 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

第 27 節 文化財の災害対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ 市は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 住民・地域等の役割

(1) 住民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

第 28 節 ボランティアとの協働体制整備計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たすボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう関係機関の支援・協力体制を整備する。

(2) 事前体制整備

市社会福祉協議会は、市等の協力を得ながら災害ボランティアを受け入れる市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の体制を整備する。

2 市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

(1) 災害ボランティアの受入れ計画の作成

ア 災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

イ ボランティアセンターの運営計画の作成において市との協議を行う。

(2) ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの体制整備を支援する。

3 市の役割

(1) 災害ボランティアの受入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前指定する。

イ ボランティアセンターの体制整備については、市社会福祉協議会と協議する。

(2) ボランティアセンターの運営支援

ア ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する体制整備を図る。

イ ボランティアセンターと市災害対策本部との情報を共有するための体制整備を図る。

(3) 災害ボランティア活動に対する住民への普及啓発

防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。また、普及啓発の実施にあたっては、ボランティアとの協働に努める。

4 「地域コミュニティ」づくり

災害が生じた場合、普段からの住民の主体的な意思に基づく共助社会ができているか否かが、被害状況及び復旧において、大きな差となって現れるので、日常的な地域コミュニティづくりの取組が重要である。

(1) 自治会単位での取り組み

地域活動における最小単位である、自治会による日常的な相互扶助活動は地域コミュニティづくりの基本となるものであり、一層その自発的な取組が必要となる。

(2) 小地域単位での取り組み

自治会や小学校区程度を単位とした小地域での相互扶助活動は、地域コミュニティづくりの中心として極めて重要である。市は、民生委員等と協力して、日ごろからネットワーク的な相互扶助活動を盛んにすることにより、地域コミュニティの醸成に努めるものとする。

(3) 地域における救援体制の確立

ア 救援体制の確立(福祉施設、民生委員児童委員、自主防災会等との連携)

イ 防災パンフレットの作成・配付とホームページによる避難システム、救援システムの開示

5 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

阪神・淡路大震災以降、ボランティア活動が活発となっており、災害時は県内外のボランティア活動志望者が多く訪れることが予想される。

ボランティア活動は、個人の自発性に基づいて行われるものであり、市等の行政が安易な組織化、体系化は適切ではなく効果を発揮できない。災害が生じてからの対応では、連絡・調整作業が困難を極める可能性が高いため、あらかじめ災害救援ボランティアの登録や災害時における関係団体等との相互協力・連絡体制などを整えておく必要がある。

(1) 市の取り組みについて

災害援助ボランティア活動がスムーズに行われるために、事前の登録、研修等の実施や、災害時に、ボランティア活動の第一線の拠点として、被災者のニーズ把握や具体的活動内容の指示等を行うボランティア現地本部を迅速に組織できる体制について、関係機関と連携を図りながら、整備するものとする。

(2) ボランティア活動現地本部の設置

避難所や在宅等の被災者への支援、災害諸対策への協力などのボランティア活動の円滑な実施を支援するため、ボランティア活動の第一線の拠点として市社会福祉協議会が、ボランティア活動現地本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

ア 現地本部の活動

(ア) ボランティアの要請、受入れ、登録

- (イ) 被災者のニーズの把握と分析
- (ウ) 具体的救援活動の調整、指示
- (エ) 救援活動に要する物資の確保と配布

イ 現地本部の体制

市災害対策本部と密接な連携を図りながら、市社会福祉協議会職員を中心に、災害救援活動経験者や、多数の一般ボランティアの協力によって運営する。

(3) 災害ボランティア活動要領の作成

支援に参集したボランティアが遅滞なく活動を実施することができるよう、災害ボランティアの活動要領を定める。

第 29 節 事業所等の事業継続

1 計画の方針

企業・事業所(以下、「事業所等」とする。)は、災害時の事業所等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画(BCP)策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等のBCP策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

3 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン(製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム)を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

(1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

イ 二次災害の防止

事業所等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や市との協調の下、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

第 30 節 行政機関等の業務継続計画

1 計画の方針

地震発生時における市の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、市は、業務継続計画（BCP）作成に努めるとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 市及び防災関係機関の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保に努める。また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

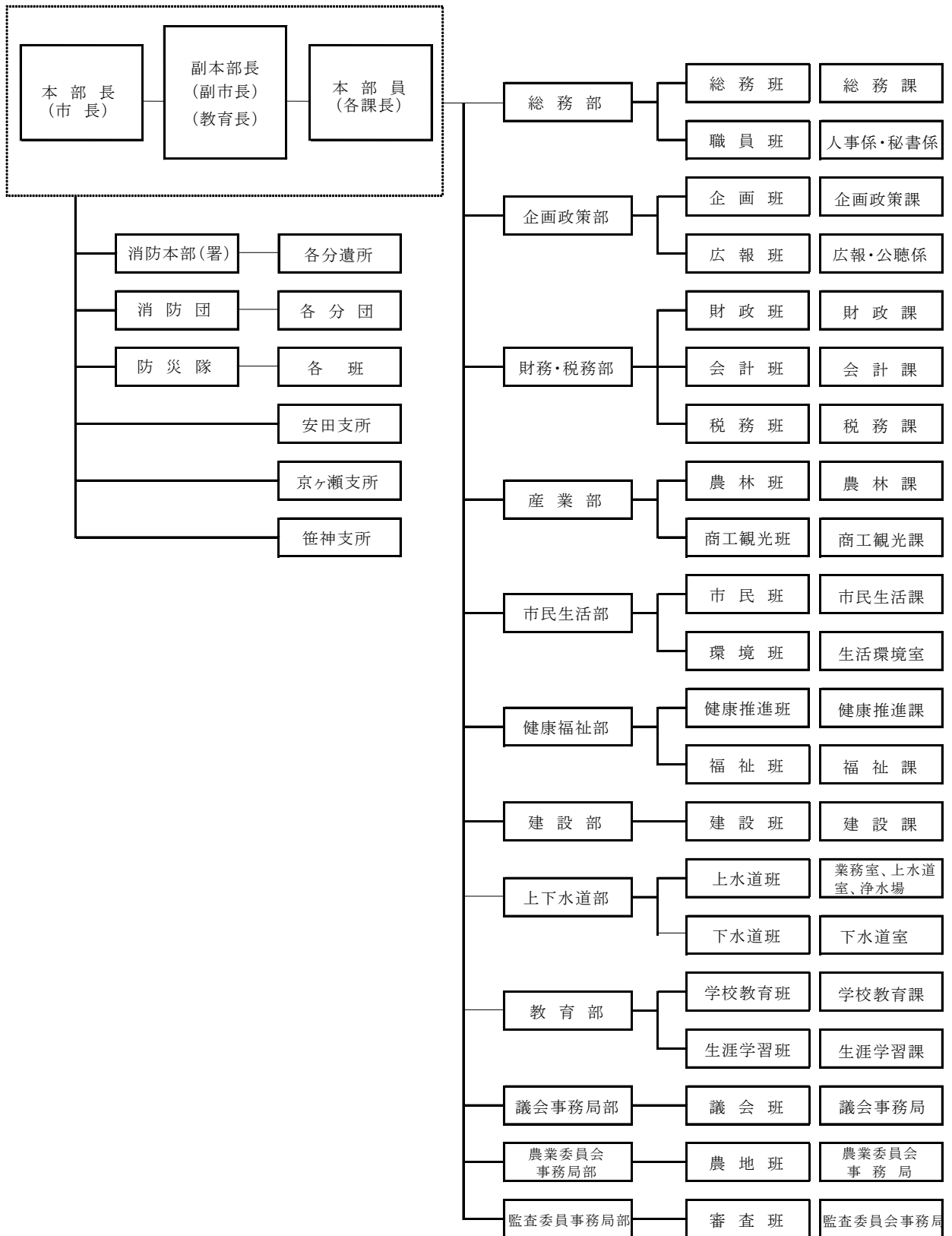
1 計画の方針

市内に大規模な風水害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、市は、災害対策基本法第23条の規定により市災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図るとともに、県等防災関係機関と連携し被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

災害に対処する当面の災害応急対策責任者又は関係機関が、災害対策を総合的に実施し、あわせて他機関との連絡調整に当たるため、災害対策本部を設置したときは、新潟県知事その他関係機関に通知するものとする。

本節では市の災害対策本部の組織及び運営計画について定める。

2 市災害対策本部全体組織図



3 阿賀野市災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合又は市長が必要であると認めるときに、災害対策本部を設置する。

- ア 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- ウ 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

(2) 解散基準

本部長は、当該災害に係る応急対策が概ね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合は、災害対策本部を解散するものとする。

(3) 対策本部設置場所

対策本部は、市役所本所総務課に設置する。

対策本部を設置しようとするとき又は対策本部が設置された場合の本部員に対する連絡は、以下の伝達方法による。

ア 対策本部設置の庁内周知

対策本部を設置しようとするとき、又は対策本部が設置された場合の各課等への周知は、庁内放送及び電話により行う。

イ 対策本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

総務課長は、対策本部が設置された場合又は廃止された場合は、直ちにその旨を次に掲げる機関に連絡し、また住民に対して通知する。

(ア) 県防災局

県防災行政無線、電話、FAX、メール

(イ) 近隣市町村

県防災行政無線、電話、FAX、メール

(ウ) 阿賀野警察署

電話、FAX

(エ) 防災会議委員

電話、FAX

(オ) 住民

防災行政無線、緊急告知FMラジオ、広報車、電話(自治会長を通じて)

(4) 本部連絡員の配置

ア 対策本部には、原則として本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、各班長が、それぞれ所管職員のうちから指名するものをもってあ

てる。

ウ 本部連絡員は、各対策班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて対策本部に報告するとともに、対策本部からの連絡事項を各班の班長に伝達する。

4 本部の組織、運営等

(1) 本部長(市長)

本部長は、対策本部の事務を総括し、対策本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長(副市長、教育長)

ア 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

イ 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

(ア) 第一順位 副市長

(イ) 第二順位 教育長

(3) 本部員

ア 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

イ 本部員の構成は次のとおりとする。

(ア) 総務課長

(イ) 企画政策課長

(ウ) 財政課長

(エ) 税務課長

(オ) 市民生活課長

(カ) 健康推進課長

(キ) 福祉課長

(ク) 農林課長

(ケ) 商工観光課長

(コ) 建設課長

(サ) 会計管理者

(シ) 議会事務局長

(ス) 農業委員会事務局長

(セ) 監査委員事務局長

(ソ) 学校教育課長

(タ) 生涯学習課長

(チ) 上下水道局長

(ツ) 安田支所長

- (テ) 京ヶ瀬支所長
- (ト) 笹神支所長
- (ナ) 消防長
- (ニ) 消防団事務局長
- (ヌ) 防災隊長

(4) 部

対策本部に部を置く。

ア 部長

(ア) 部長は、【災害対策本部各部・班の分掌事務】の部長担当職欄に掲げる者を持って充てる。

(イ) 部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

なお、部長に事故あるときは、当該課の課長補佐等の職にあるものがその職務を代理する。

イ 各部の組織等

(ア) 班

部に班をおき、班には班長を置く。

班長は、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

班長は、【災害対策本部各部・班の分掌事務】の班長担当職欄、班員は班員欄に掲げるものをもって充てる。

班の分掌事務は、【災害対策本部各部・班の分掌事務】のとおりとする。

(5) 対策本部事務局

対策本部に災害対策本部事務局を置く。

ア 構成

対策本部事務局に事務局長を置き、総務課長をもって充てる。

事務局員は、総務課職員及び事務局長が指名する職員をもって充てる。

イ 所掌事務

対策本部の運営の総括に関すること。

5 会議の開催

(1) 本部会議

ア 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じて本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

ウ 協議事項等は、次のとおりとする。

(ア) 災害状況及び災害応急対策実施状況

- (イ) 対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- (ウ) 対策本部内各部との連絡調整
- (エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項
- (オ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- (カ) 公共機関に対する応援要請に関する事項
- (キ) その他災害対策上重要な事項

6 職員の服務基準

災害時における職員の防災服務心得を次のとおり定める。

(1) 災害時における職員の防災服務心得

ア 災害時における職員の対応

災害時においては、被災者に不安を抱かせることのないよう親切、ていねいに接し、市民の信頼を得るよう努めるものとする。

イ 災害時の参集及び業務の履行

災害時において職員は指定された場所に参集し、自己の分担業務を定められた基準に従い、関係機関と連絡調整しながら的確に履行するものとする。

7 現地災害対策本部

土砂崩れ、雪崩等による局地的な災害等で、人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合、必要に応じ災害地で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」(以下「現地本部」という。)を置く。

(1) 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間設置する。

(2) 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場等に設置する。

(3) 現地本部の組織

ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置く。

イ 現地本部長及び現地本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

ウ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

8 本部組織の整備と分掌事務

本部の組織機構に基づき、常に災害時に対処し得る体制の整備強化を図るものとする。

(1) 組織の整備

本部長は、各班に所属する者の職氏名と任務分担を明確にしておかなければならない。

また、消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配置分担、集合場所等を定めておかなければならない。

(2) 分掌事務

【災害対策本部各部・班の分掌事務】

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	班員	事 務 分 掌
総務部 (総務課長)	総務班 (総務課長補佐)	総務課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の情報収集及び取りまとめに関すること。 ・本部の設置及び閉鎖に関すること。 ・災害対策の全般的企画に関すること。 ・災害対策の総括に関すること。 ・防災会議との連絡調整に関すること。 ・県、警察、消防署等の防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・自衛隊の応援要請に関すること。 ・防災行政無線の利用に関すること。 ・各部間の連絡調整に関すること。 ・部内の調整に関すること。
	職員班 (行政管理室長)	総務課職員 (人事係・秘書係)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係職員の動員に関すること。 ・災害派遣職員の身分取扱いに関すること。 ・公務災害補償に関すること。 ・秘書業務に関すること。 ・り災地の各種陳情及び慰問、見舞に関すること。
企画政策部 (企画政策課長)	企画班 (企画政策室長)	企画政策課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興方針、計画に関すること。 ・公共交通機関の情報に関すること。 ・電気、ガス、通信機関の情報に関すること。 ・ライフライン情報に関すること。 ・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関すること。 ・部内の調整に関すること。
	広報班 (広報広聴係長)	企画政策課職員(広報広聴係)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害にかかる広報、公聴に関すること。 ・報道機関に対する情報提供、連絡調整に関すること。 ・災害の記録、撮影に関すること。 ・住民に対する情報周知に関すること。 ・災害に対する公聴に関すること。

財務・税務部 (財政課長)	財政班 (財政室長)	財政課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係の予算に関すること。 ・市有財産（行政財産を除く。）の管理に関すること。 ・車両の確保及び配車に関すること。 ・部内の調整に関すること。 ・り災証明の発行に関すること。
	会計班 (会計管理者)	会計課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な物品の出納に関すること。 ・義援金の受け入れ、保管に関すること。 ・災害関係経費の支出に関すること。
	税務班 (税務課長)	税務課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・被災納税者の調査に関すること。 ・建物被害状況調査に関すること。 ・被災納税者の減免等に関すること。 ・救援物資・救助物資の搬入及び搬出に関すること。 ・他班処理事項の応援に関すること。
産業部 (農林課長)	農林班 (農林振興室長)	農林課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査、機能確保等の応急対策に関すること。 ・農地、農業用施設、農産物等の被害調査及び災害対策に関すること。 ・家畜及び畜産施設被害調査及び災害対策に関すること。 ・林産物、林業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ・被災農家の災害融資に関すること。 ・被災農家の営農指導に関すること。 ・主食の応急配給に関すること。
	商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。 ・商工業の被害状況調査に関すること。 ・被災商工業者に対する災害融資に関すること。
市民生活部 (市民生活課長)	市民班 (市民室長)	市民生活課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・市内避難所の総括に関すること。 ・救援物資、救助物資の搬入及び搬出に関すること。 ・住民からの要望に対する調整、処理に関すること。 ・外国人の対応に関すること。
	環境班 (生活環境室長)	生活環境室職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。 ・被災地内のし尿、ごみ処理に関すること。

健康福祉部 (福祉課長)	健康推進班 (健康推進課長)	健康推進課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療及び助産に関すること。 ・医薬品、医療器材、衛生資材のあっせん、調達に関すること。 ・被災者並びに避難所の防疫、保健指導等に関すること。
	福祉班 (福祉課長補佐)	福祉課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。 ・遺体の収容及び埋葬に関すること。 ・給水、炊出し及び食料の給与に関すること、被服、寝具その他生活必需品の給与に関すること。 ・被保護世帯、要保護世帯の被害状況に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・被災した心身障害、知的障害者、身体障害者及び心身障害児の援護に関すること。 ・被災した高齢者の援護に関すること。 ・災害ボランティアの応援受付、対応に関すること。
建設部 (建設課長)	建設班 (建設室長)	建設課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。 ・公共土木、河川、道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること。 ・災害時における道路及び橋梁の使用に関すること ・緊急輸送道路の確保に関すること。 ・災害応急対策について、建設業協会との連絡調整に関すること。 ・建築物の被害調査及び災害対策に関すること。 ・復興融資にかかる被害住宅査定促進に関すること。 ・応急仮設住宅建設に関すること。
上下水道部 (上下水道局長)	上水道班 (上水道次長)	業務室、上水道室、浄水場職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。 ・飲料水源の確保に関すること。 ・給水車の調達に関すること。 ・飲料水の給水に関すること。 ・応急復旧用資機材の確保に関すること。
	下水道班 (下水道次長)	下水道室職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。 ・仮設トイレの設置に関すること。 ・応急復旧用資機材の確保に関すること。
議会事務局	議会班	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との連絡に関すること。

(議会事務局 長)	(議会事務局次 長)	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資・救助物資の搬入及び搬出に関すること。 ・ 他班処理事項の応援に関すること。
農業委員会 事務局部 (農業委員会 事務局長)	農地班 (農業委員会事 務局次長)	農業委員会 事務局職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資・救助物資の搬入及び搬出に関すること。 ・ 他班処理事項の応援に関すること。
監査委員 事務局部 (監査委員 事務局長)		監査委員事 務局職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資・救助物資の搬入及び搬出に関すること。 ・ 他班処理事項の応援に関すること。
教育部 (学校教育 課長)	学校教育班 (教育総務室 長)	学校教育課 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。 ・ 児童生徒の避難に関すること。 ・ 災害時の応急教育に関すること。 ・ 災害時の学校給食に関すること。 ・ 教育関係の義援金品の受付配布に関すること。 ・ 教科書及び学用品の調達あっせんに関すること。 ・ 避難所の開設に関すること。 ・ 他班処理事項の応援に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課 長)	生涯学習課 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。 ・ 文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 避難所の開設に関すること。 ・ 救援物資・救助物資の搬入及び搬出に関すること。
消防部 (消防長)		消防職員 消防団員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物施設の災害に関すること。 ・ 避難勧告、避難命令の伝達に関すること。 ・ 避難者の誘導に関すること。 ・ 避難者の救出に関すること。 ・ 災害情報、警報等の巡回広報に関すること。 ・ 消防団の出動に関すること。 ・ 消防団員公務災害補償に関すること。
防災隊部 (防災隊長)		隊員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害の調査に関すること。 ・ 住家、非住家の被害概況調査に関すること。 ・ 防災隊の出動に関すること。 ・ 各支所への応援に関すること。

安田支所部 (支所長)		支所職員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び各支所との連絡調整に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
京ヶ瀬支所部 (支所長)		支所職員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び各支所との連絡調整に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
笹神支所部 (支所長)		支所職員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び各支所との連絡調整に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。

9 被害の発生及び拡大防止体制

(1) 第1段階(当事者体制)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防御するために必要な処置は、それぞれ当面の災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずるものとする。

(2) 第2段階(相互応援体制)

被害の発生又は拡大防止に当たり、災害の規模が大きく第1段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、当面の災害応急対策責任者は災害対策基本法第67条又は第80条の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図るものとする。

資料編 ○災害時における相互応援協定

(3) 第3段階(災害派遣体制)

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、市長は県知事に対し新潟県地域防災計画の定めるところによりその内容を明らかにして、自衛隊などの派遣を要請するものとする。

第2節 職員の配備体制及び動員計画

1 計画の方針

災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合の市の災害配備体制について定める。

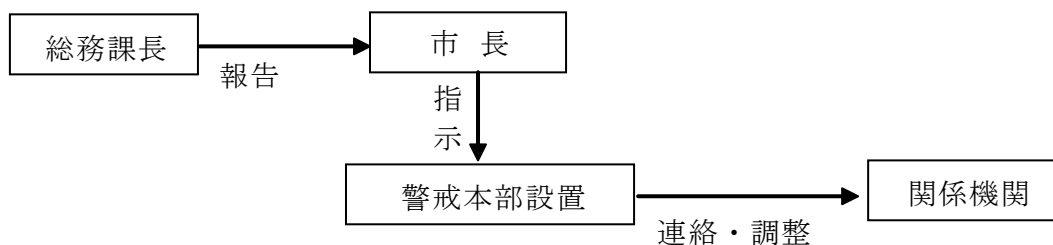
2 災害発生前の警戒配備

(1) 警戒本部の設置

災害の発生するおそれのある気象注意報・警報の発令等により、少人数での阿賀野市警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置する。

情報収集並びに来たる災害に準備することにより、災害対策本部が設置された際に迅速に災害に対処することを図っていく。

(2) 警戒本部の体系図



(3) 警戒本部の設置基準及び設置場所

ア 警戒本部設置及び廃止基準

市長は次の場合に警戒本部を設置し、又は廃止する。

(ア) 設置基準

災害の発生するおそれのある各種の気象注意報・警報の発令、長期の降雪等により、各種の災害が予想される時は、総務課長は市長に報告し、その指示により設置する。

(イ) 廃止基準

- a 災害対策本部が設置された場合
- b 当該災害に対する応急救助等の措置が終了したとき
- c 災害の発生のおそれがなくなったとき

イ 設置場所

警戒本部は、総務課に設置する。

(4) 組織

警戒本部員は、総務課・建設課その他関係職員で構成し、必要に応じて招集する。

(5) 所掌事務

警戒本部の事務は、次の各号に掲げるものとする。

- ア 情報の収集及び伝達に関すること
- イ 警戒活動の調整に関すること
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること
- エ その他必要な事項

3 災害発生時の配備体制

(1) 配備基準

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の職員の配備体制は、次の基準による。

第一配備(準備)

配備時期

- 1 気象などに関する注意報・警報が発表された場合(波浪注意報を除く)
- 2 水防警報が発表された場合
- 3 その他、災害が発生する危険が予想される場合
- 4 特に市長が必要と認めた場合

配備内容

- ・ 応急対策を実施する必要がある部署、担当課が中心となる体制
- ・ 第二配備に移行し得る体制

第二配備(警戒)

配備時期

- 1 気象に関する注意報・警報等が発表され、災害が起きるおそれがある場合
- 2 水防警報が発表された場合
- 3 その他、災害が発生する危険が予想される場合
- 4 特に市長が必要と認めた場合

配備内容

- ・ 災害応急対策に関係ある各課の所要人員、情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第三配備にただちに切り換え得る体制とする。

第三配備(非常体制)

配備時期

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれが生じ、その被害が甚大と予想されるとき。

配備内容

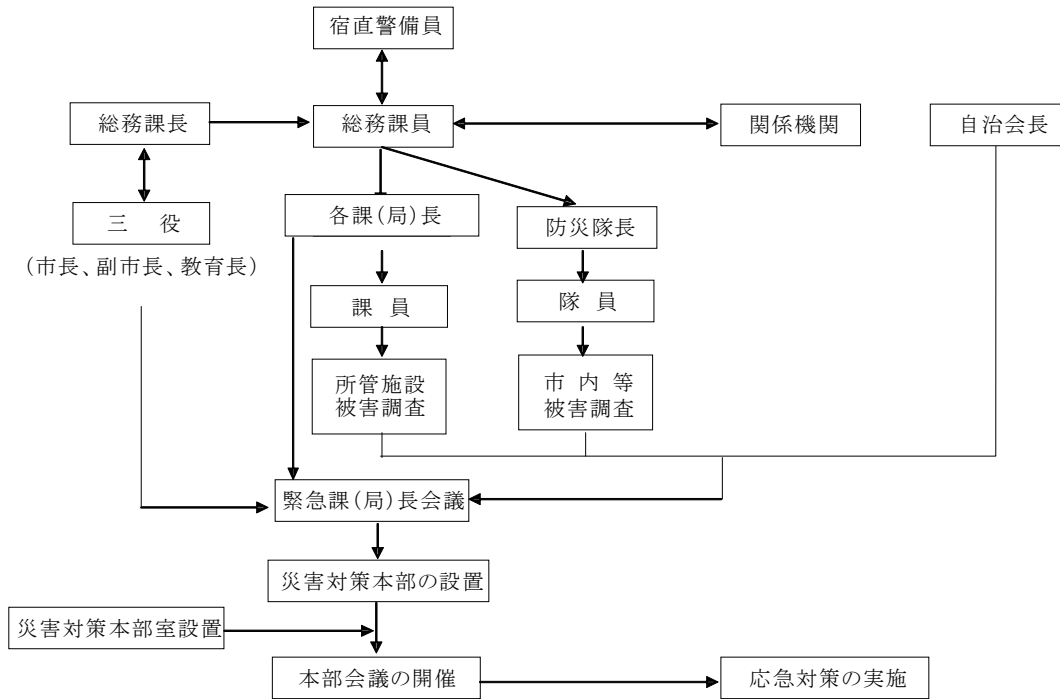
- ・ 災害対策本部に関係ある職員は、全員待機して防災事務に従事する。

- ・ 配備体制への移行、その他必要な指示については、本部長がこれを決定するものとする。

(2) 職員の対応

ア 勤務時間内における対応

所属長は、総務課からの情報又はラジオ、テレビ等より災害発生の情報を得たときは、直ちに職員を災害に対応できる配置につかせるとともに、速やかに被害状況等の把握に努める。



(注) 庁内放送が可能な場合は、庁内放送をもって伝達に代えることができる。

イ 勤務時間外における対応

(ア) 指定登庁職員の指定

- 勤務時間外に災害が発生した場合に応急対策が必要となる部署の長は、登庁させる職員(以下「指定登庁職員」という)をあらかじめ指定しておくものとする。
- 指定登庁職員については、大規模な災害が発生した場合における交通の混乱・途絶等においても迅速な配備体制が確立できるよう、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して指定するものとする。

(イ) 指定登庁職員の登庁

- 指定登庁職員は、勤務時間外(夜間休日等)における伝達経路により災害の発生があったとき、若しくはテレビ、ラジオ等により災害の発生に関する情報を知ったときは、速やかに登庁するものとする。
- 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、最寄りの市庁舎等から防災行政無線、電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受けるものとする。

(ウ) 指定登庁職員による応急対策の実施

指定登庁職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨時の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告するものとする。

ウ 消防団に対する伝達及び出動

(ア) 市長は、災害対策本部を設置した場合その配備体制についての消防団への伝達は、あらかじめ定めた伝達システムにしたがい行うものとする。

(イ) 消防団長は、市長から本部設置に伴う配備体制の指示を受けたときは、ただちに出動できる体制を確立するよう配下の分団長に対し、電話、口頭その他方法をもって指示するものとする。

(ウ) 出動命令を受けた各分団は、災害現場に出動し、指揮者のもとに活動するものとする。

【職員の動員体制基準】

区分	発令基準	配備体制
第1配備	1 大雨、洪水、強風等の警報が発令され、阿賀野川及び市内中小河川の水位の上昇により、市内で内水はん濫のおそれがあるとき ・基準雨量：市内1時間雨量20mm ・阿賀野川はん濫注意水位（馬下20.15m/満願寺6.50m） ・住民避難準備情報発令検討 2 市長が必要と認めたとき	1 総務課・建設課：全職員 2 支所および応急対策が必要な課（局）で、あらかじめ指定された職員 3 防災隊：隊長、副隊長、班長 4 その他の職員は自宅待機とする ※ 登庁する職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。
第2配備	1 大雨、洪水、強風のいずれかの警報が発令され、阿賀野川及び市内中小河川の水位の上昇により、市内全域において内水はん濫が発生するとき ・基準雨量：市内1時間雨量40mm、3時間雨量70mm ・阿賀野川避難判断水位（馬下22.60m/満願寺8.45m） ・住民避難勧告発令検討 2 市長が必要と認めたとき	1 全課（局）長 2 総務課・建設課・上下水道局・支所：全職員 3 支所および応急対策が必要な課（局）で、あらかじめ指定された職員 4 防災隊：全隊員 5 その他の職員は自宅待機とする ※ 登庁する職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。

<p>第3 配 備</p>	<p>1 市内全域で風水害等が発生し又は発生するおそれがあり、強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準雨量：市内1時間雨量50mm超 ・阿賀野川はん濫危険水位（馬下22.80m/満願寺8.70m） ・住民避難勧告（指示）発令 <p>2 市長が必要と認めたとき</p>	<p>全職員</p> <p>※ 登庁する職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。</p>
-----------------------	--	---

第3節 自主防災組織による応急対策計画

1 計画の方針

発災後、直ちに地区レベルの応急活動が円滑に実施されるよう、住民は被害の発生防止又は軽減を図り、各自主防災組織を中心に、市及び防災関係機関と緊密に連携して、初期消火、救出・救護、避難誘導等の応急活動を実施する。

また、各事業所は、防災コミュニティの一員として各自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

2 住民の行動

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

- (1) 身の安全の確保
- (2) ラジオ、テレビや市の同報系無線等による正確な情報の把握
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動
- (4) 近隣相互の助け合い精神による救出、救護活動
- (5) 適切な避難行動（自家用車の利用の自粛等）
- (6) 幼児、児童・生徒が登校、登園している場合は、学校、幼稚園、保育所との打合せ事項により、連携対応をとる。
- (7) 自力による生活手段の確保

3 自主防災組織の活動

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯感に基づき活動を行う。

- (1) 自主防災組織の活動拠点
各自主防災組織の活動拠点は、各自治会所有の集会所などの施設に設置する。
- (2) 情報の収集及び伝達
地域における災害の被害状況（人的被害、住宅の倒壊等の概略的状況）等を早期に収集把握し、直ちに防災関係機関に対して通報するとともに、必要な場合には防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。
同報系無線や有線、口頭連絡など多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。
- (3) 出火防止及び初期消火

出火防止及び初期消火のために、以下の対策を実施する。

- ア 地震が発生した場合、消火班員は、自分の家庭や家族の安全対策を講じた後、速やかにあらかじめ定めた場所に集合する。
- イ 使用している火を直ちに消すよう、拡声器等により周知徹底する。
- ウ 地域内に火災が発生した場合には、直ちに出勤し、消火活動にあたる。この場合の消火活動は原則として屋外で行う。
- エ 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- オ 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- カ 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合には、協力して消火活動にあたる。

(4) 救出救護

救出活動が必要な場合には、速やかに消防機関等の出勤を要請するとともに、救出救護班員は、近隣住民の協力を得ながら、資機材を有効に活用して迅速な救出活動を行う。

救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の発生防止に努めながら活動を行う。

救出に際し火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。

負傷者が出た場合は、応急救護活動を行うとともに、その負傷者の程度により、軽傷者は救護所へ、重症者は救護病院への搬送を行う。

(5) 避難誘導

自主防災組織は、地域の避難誘導の中心的役割を担当し、地域に適合した避難計画に基づき、避難誘導の責任者の指示に従って全員が組織としてまとまって避難する。

避難誘導班員は、避難に際して住民が不必要な荷物を持たないように注意するとともに、災害時要援護者の避難支援を行い、安全避難に努める。

(6) 避難所を開設した時の避難生活の管理運営協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織は避難所住民による自治組織、市、学校等施設管理者、ボランティア等と協力して、「避難所運営委員会」を設置し、避難生活が良好に秩序だてて管理運営されるよう努める。

防災倉庫に備蓄してある食料、仮設トイレの設置を行うとともに、防災機関が行う食料配給・給水活動に協力し、組織的に整然と避難住民に配給ができるよう活動する。

救援物資の配布、ごみ処理、防犯、衛生美化、生活助け合いなど多様なコミュニティ活動を自主的かつ積極的に展開する。

(7) 災害時要援護者の安全確保

自主防災組織は、発災後に迅速に避難誘導・安否確認等を行えるように、平常時から災害時要援護者の所在等の把握の上、関係者との共有に努める。

4 事業所の活動

事業所は、利用者、従業員の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努めるとともに、地域コミュニティの一員として自主防災組織等と連携をとり地域社会に貢献する防災活動を行い、地域社会の安定確保に積極的に協力する。

- (1) 自衛防災組織の迅速な編成
- (2) 正確な情報の収集と顧客等への伝達
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認
- (4) 顧客等の安全確保、適切な避難誘導行動
- (5) 自主防災組織と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動
- (6) 災害応急資機材の提供などの地域貢献活動
- (7) 事業所としてできる経済社会安定活動

第4節 防災関係機関の相互協力体制

1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、市のみでは十分な応急対策が困難となることから、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て防災対策を行う必要があるため、防災関係機関等の相互協力について必要な事項を定める。

(1) 基本方針

ア 市の責務

- (ア) 被災した場合、市は、被害状況等を迅速に把握し、必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- (イ) 市は、被害を免れた場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。
- (ウ) 市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。
- (エ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

イ 達成目標

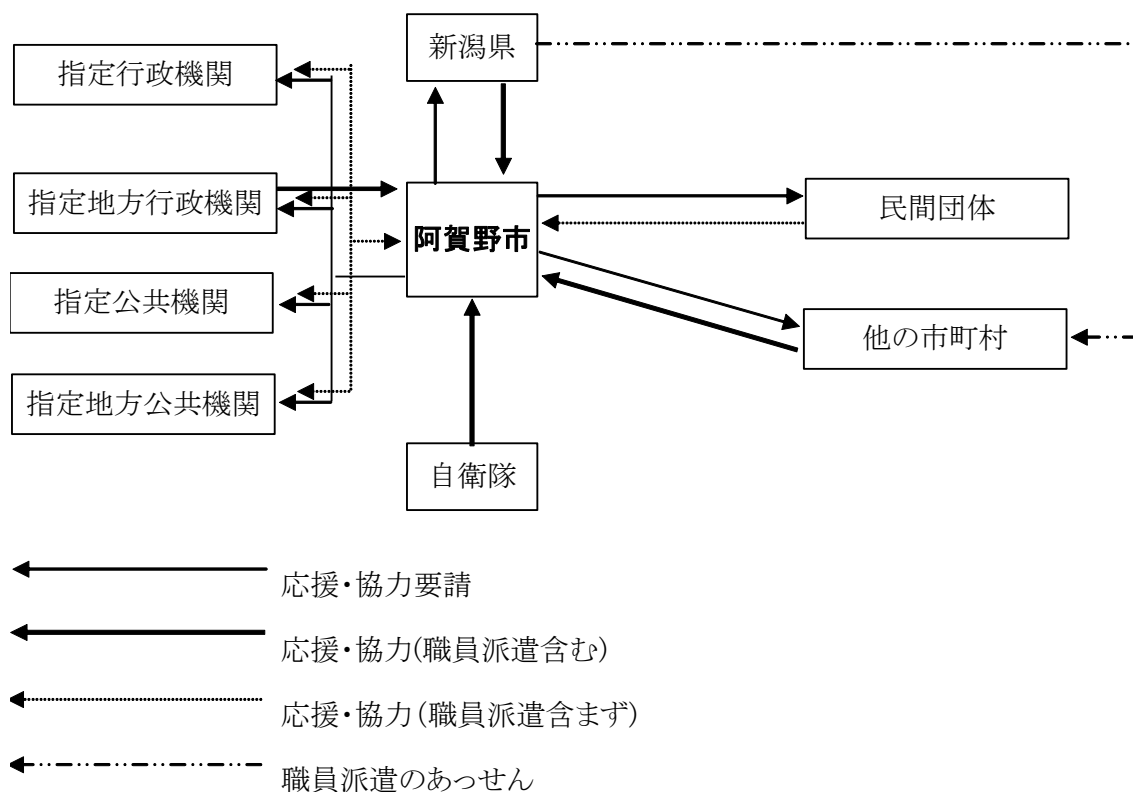
災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

- (ア) 災害時相互応援に関する協定の締結
- (イ) 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- (ウ) 応援受入体制の確立
- (エ) 応援体制の確立

(2) 積雪期の対応

積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入体制を確立するものとする。

2 防災関係機関の相互応援フロー図



3 他の市町村に対する要請

- (1) 市長は、市域に係る応急対策を実施するため、必要と認めたときは、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。
- (2) 応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶなど、その体制を整えておくものとする。
- (3) 他市町村から応援を求められた場合は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、必要な応援を行うものとする。
- (4) 災害時における相互応援協定

資料編 ○災害時における相互応援協定

4 県に対する要請

応急対策を実施するため、必要と認めるときは、知事に対し応援(あつせんを含む)を求め、また県が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。

- (1) 連絡先及び方法

県防災局(災害対策本部が設置された場合は連絡指令室)へ、電話又はファクシミリ等で行うものとする。

(2) 応援要求事項

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他の応援に関し必要な事項

(3) 応急対策実施要請事項

- ア 応急対策の内容
- イ 応急対策の実施場所
- ウ その他、応急対策の実施に関し必要な事項

5 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第 29 条第 2 項の規定に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員派遣を要請する。

また、市長は知事に対し、災害対策基本法第 30 条の規定に基づき、指定地方行政機関若しくは指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

(1) 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により、当該機関の職員の派遣を要請するものとする。(災害対策基本法施行令第 15 条)

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 市長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第 16 条)

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

6 郵便局に対する協力要請

市長は、市の地域内等における被災状況等を把握するため、あるいは避難場所や物資集積場所としての施設及び用地が必要な場合には、あらかじめ締結している協定に基づき、郵便局に対して協力を要請する。

資料編 ○災害時における阿賀野市と阿賀野市内郵便局間の協力に関する協定書

7 民間団体等に対する要請

市長は、市域における応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

(1) 協力要請事項

- ア 応援を必要とする作業内容
- イ 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を必要とする場所及び集合場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

資料編 ○災害時における応急対策に関する応援協定

8 自衛隊の災害派遣要請依頼

(1) 自衛隊への派遣要請

市長は、災害の発生に際し住民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(2) 自衛隊への直接の派遣要請

災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能で知事に連絡するいとまがなくやむをえない場合は、直接自衛隊に派遣の要望を行い、事後、知事に対し速やかに所定の手続きをとる。

(3) 災害派遣要請の手続

自衛隊の災害派遣要請の手続等については、第10節「自衛隊の災害派遣計画」の定めによるものとする。

(4) 応援協定に基づく応援要請

市長は、市の地域内で大規模な火災が発生し、自衛隊の出動が必要と判断した場合は、応援協定に基づき自衛隊の派遣を要請する。

9 応援の受入れ体制

応援要請等の必要が予測される災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。また、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めると

ともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。

(1) 人員の受入れ体制

ア 受入準備

(ア) 宿泊施設、入浴施設、車両器材の保管場所の確保

(イ) 連絡担当職員の氏名

(ウ) 作業計画、所要人員、資機材の確保

イ 部隊到着の措置

(ア) 派遣部隊の目的地誘導

(イ) 派遣部隊責任者との作業計画等の協議調整

(2) 物資の受入れ体制

ア 受入準備

(ア) 保管場所の確保

(イ) 連絡担当職員の氏名

イ 物資到着後の措置

(ア) 保管場所への誘導

(イ) 物資の受領確認

a 配達人の氏名、受領物資の数量などの確認及び記録など

10 応援部隊の撤収

応援部隊が要請の目的を達した時又はその必要が無くなった時は、市長は速やかに応援部隊の撤収を文書にて要請するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要する時は、口頭又は電話で要請し、後日文書を提出する。

11 応援要請への対応

市長は、他の市町村等から応援を求められた場合、市域内の応急措置を実施する必要があるため応援に応ずるだけの余力がない場合等の理由がない限り、要請に応じ支援を実施しなければならない。

12 県・国の現地災害対策本部が設置された場合の連絡調整

市は、災害発生により県・国の現地災害対策本部が市域に設置された場合、応急対策を円滑に実施するために、十分な連絡調整を図る。

第5節 気象情報、洪水予報、水防警報等伝達計画

1 計画の方針

風水害等は気象・水象情報の分析により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難に役立てるものとする。

(1) 基本方針

ア 住民の責務

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

市は、県から災害に関する予報又は警報の通知を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

(2) 達成目標

気象等の災害関係予報、警報及び災害関係情報を関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 気象業務法に定める気象注意報・警報等

(1) 注意報・警報等の種類と概要

雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して注意や警戒を呼びかける。

注意報・警報は、状況の変化に伴って現象の起こる地域や時刻、激しさの程度などの予測が変わる事があるため、このようなときには発表中の警報や注意報の「切替」を行って内容を更新する。

災害のおそれがなくなったときには、警報や注意報を解除する。

ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報

新潟地方気象台が下越新潟地域を対象に発表する気象注意報・警報の種類及び概要は、次のとおりである。

阿賀野市	府県予報区	新潟県	
	一次細分区域	下越	
	市町村等をまとめた地域	新潟地域	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	3時間雨量 90mm
		土壌雨量指数基準	119
	洪水	雨量基準	3時間雨量 90mm
		流域雨量指数基準	安野川流域=11, 折居川流域=16
		複合基準	—

警報	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地：6時間降雪の深さ 30cm 山沿い：12時間降雪 55cm
注意報	大雨	雨量基準	平坦地：3時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm
		土壌雨量指数基準	95
	洪水	雨量基準	平坦地：3時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm
		流域雨量指数基準	安野川流域=6，折居川流域=13
		複合基準	—
	強風	平均風速	4～9月 12m/s 10～3月 15m/s
	風雪	平均風速	4～9月 12m/s 10～3月 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地：6時間降雪の深さ 15cm 山沿い：12時間降雪 30cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 7℃以上、かつ、日平均風速 5m/s 以上 か日降水量が 20mm 以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが 50cm 以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が 50cm 以上で最高気温が 8℃以上になるか、日降水量 20mm 以上の降雨がある場合	
	低温	5～9月：日平均気温が平年より 3℃以上低い日が 3 日以上継続 11～4月：海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
着氷・着雪	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温 0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

イ 土砂災害警戒情報

(ア) 土砂災害警戒情報の発表

気象業務法第 11 条及び災害対策基本法第 55 条に基づき、新潟地方気象台と県が共同で作成・発表する。

新潟地方気象台と県は、大雨警戒発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいた発表基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認め

られる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

(イ) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達経路図に準ずる。

ウ 気象情報

気象等の予報に関係のある台風、大雨、その他の異常気象等についての情報や注意報又は警報の内容を補足するための情報を一般及び関係機関に対して発表する。

下越新潟地域においては、新潟地方気象台が必要に応じて発表する。

また、指定河川である阿賀野川洪水情報は、国土交通省阿賀野川河川事務所と新潟地方気象台が共同で発表する。

3 気象警報等の伝達

(1) 新潟地方気象台は、気象警報等を発表、切替え、解除したときは、県防災局へ電子メールにより伝達する。通知を受けた県防災局は、市町村及び消防本部に電子メールにより伝達する。

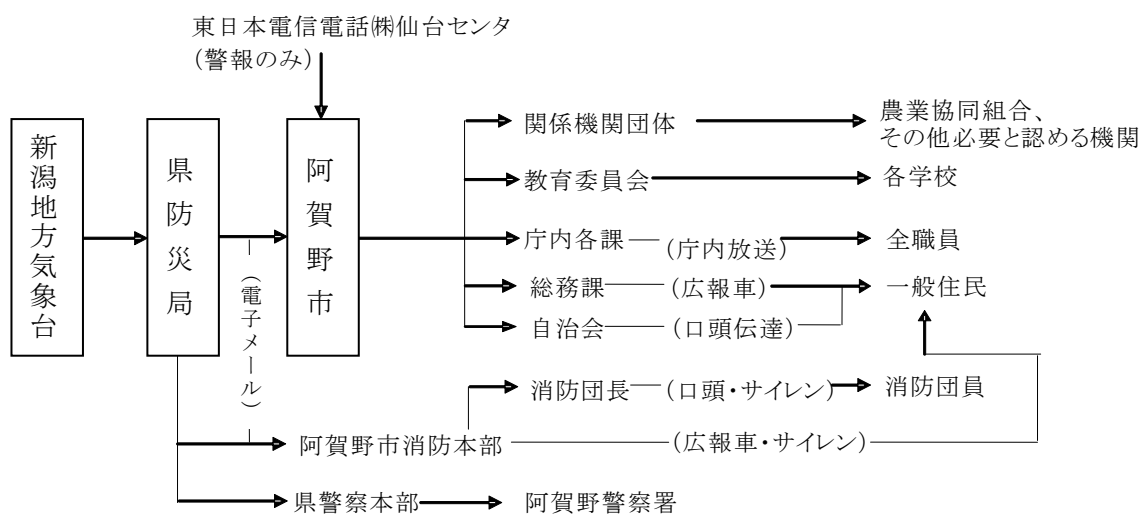
(2) 市に対して伝達される気象注意報、警報等については、総務課防災担当係気象注意報・警報受報伝達責任者において受報し、市長に報告し、その指示を受け速やかに地域住民及び所在の官公署、公共的機関施設等へ周知を図るものとする。

気象注意報・警報受報伝達責任者

責任者：総務課長

伝達者：防災担当係長、総務課員

【伝達系統図】

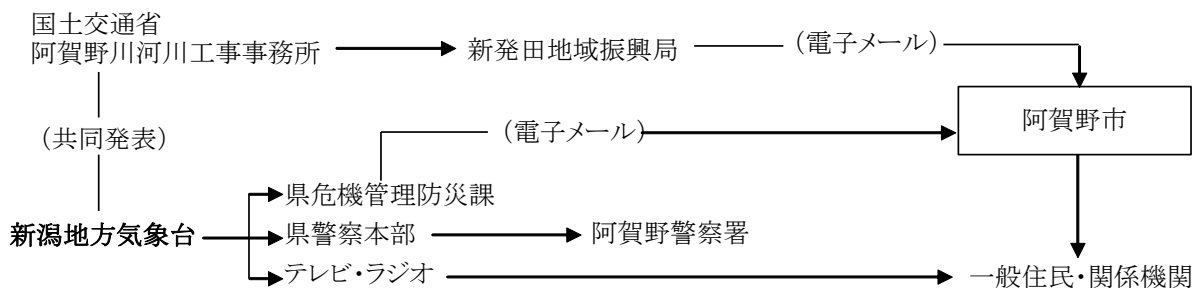


(3) 休日又は夜間において、警備員が警報等を受報したときは、直ちに総務課長を通じ、市長(不在のときは副市長、副市長不在のときは総務課長)に報告してその指示を受け、前(2)の伝達系統により通報するなど臨機の措置を講ずるものとする。

4 阿賀野川洪水予報の伝達

(1) 国土交通省阿賀野川河川事務所と新潟地方気象台が共同で発表、更新又は解除する洪水予報等(注意報、警報及び情報)の伝達系統は次の通りとする。

【伝達系統図】



(2) 避難情報

市長は、阿賀野川の水位が上昇し危険と判断した場合は、対象区域住民に対し避難情報を発表する。

避難準備情報、避難勧告等の伝達は市防災行政無線(同報系)、市及び消防署・消防団の広報車、コミュニティ放送、サイレン、インターネット等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関による報道を県を通じて要請し、当該区域住民の安全確保を図るものとする。

区域内の福祉施設に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図るものとする。

ア 避難準備情報

阿賀野川洪水注意報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ市長が必要と認めるときは、阿賀野川浸水想定区域内の必要な地域に対し避難準備情報を発表し、避難行動に時間を要する災害時要援護者へ避難行動の開始を求める。

イ 避難勧告

阿賀野川洪水警報が発表され市長が必要と認めるときは、阿賀野川浸水想定区域内の必要な地域に対し避難勧告を発表する。

ウ 避難指示

人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長が判断した場合は、避難指示に切り替える。

段 階	行 動
避難準備情報	災害時要援護者の避難準備を始める。
避難勧告	対象住民は避難を開始し、市は避難所を開設する。
避難指示	全ての対象住民は避難する。

5 阿賀野川水防警報の伝達

市は、水防警報の発表又は解除を受報したときは、水防体制を整えるとともに速やかに水防関係機関に伝達するものとする。

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う区間

ア 国土交通省阿賀野川河川事務所長が発表し、新発田地域振興局地域整備部を通じて市に伝達される。

河川名	区 域	発 表 者
阿賀野川	左岸 阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工 から海まで 右岸 阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工 から海まで	阿賀野川 河川事務所長

イ 水防警報の対象とする水位観測所は次のとおりである。

河川名	観測所名	地名		はん濫 危険 水位	はん濫 注意 水位	水防団 待機 水位	摘 要	堤防高
		郡市	大字	〔危険 水位 (流量)〕	〔警戒 水位 (流量)〕	〔通報 水位 (流量)〕		
阿賀野川	馬 下 満願寺	五 津	馬 下	22.80	20.15	19.65	テレメーター	24.15
		新 潟	満願寺	8.70	6.50	5.80	〃	12.45

(2) 新潟県知事が水防警報を行う区間

ア 津川地区振興事務所長が発表し、新発田地域振興局地域整備部を通じて市に伝達される。

河川名	区 域	発 表 者
阿賀野川	左岸 福島県界から 阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工 まで 右岸 福島県界から 阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工まで	津川地区 振興事務所長

イ 水防警報の対象とする水位観測所は次のとおりである。

河川名	観測所名	地名			はん濫危険水位	避難判断水位	はん濫注意水位	水防団待機水位	摘 要	堤防高
		郡市	町村	大字	危険水位	特別警戒水位	警戒水位	通報水位		
					(流量)	(水位)	(流量)	(流量)		
阿賀野川	津川	東蒲原郡	阿賀町	津川	52.69	51.89	50.70	49.00	テレメーター量水標の零点 標高 47.00	55.79

ウ 水防警報は、河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、概ね次の4段階により必要な警報を発表する。

段 階	範 囲
第1段階：準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。
第2段階：出動	水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。
第3段階：状況	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。
第4段階：解除	水防活動の終了を通知するもの。

6 阿賀野川以外河川の警報

当市管内を流れる河川のうち、阿賀野川を除く河川については、市長が次の基準により警報を発表する。

ア 局地的な集中豪雨によって河川が急激に増水し、決壊または破堤のおそれがあると判断される場合。

イ 24時間に100mmを越えるような雨量を記録し、関係地域の住民から河川が危険状態である旨の通報を受けたとき。

ウ その他河川の破堤、決壊が生ずるような事態が生じたとき。

なお、市長は、国土交通省及び県が洪水予報、水防警報を発しない河川について、市長が発する警報に基づき、阿賀野川洪水予報に準じて避難準備情報、避難勧告等の措置を講ずるものとする。

7 異常現象発見時における措置

(1) 異常現象の種別

- ア 竜巻 農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- イ 強い降ひょう 農作物等に被害を与える程度以上のもの
- ウ 異常潮位 天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの
- エ 異常波浪 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であつて、前後の気象状況から判断して異常に変動するもの
- オ なだれ 建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- カ その他異常なもの

(2) 通報手続

- ア 異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察官に通報する。
- イ 通報を受けた警察官は、その旨市長に通報する。
- ウ (2) のア又はイにより通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。
 - (ア) 新潟地方気象台
 - (イ) その地域を管轄する県地域機関その他関係機関
 - (ウ) 近隣市町村

8 消防法に定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

新潟地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第 1 項の定めにより、その状況を「火災気象通報」として、直接知事に通報し、火災気象通報を受けた知事は、同法第 22 条第 2 項の定めにより、直ちにこれを市長に通報する。

通報基準は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

ア 火災気象通報基準

- (ア) 実効湿度が 65%以下になる見込みのとき。
- (イ) 平均風速 15m/s 以上の風が 1 時間以上続いて吹く見込みのとき。(降雨、降雪中は通報しないこともある)
- (ウ) 火災危険度 5 以上になる見込みのとき。

注：「火災危険度」とは、その日の最小湿度及び最大風速から計算される指数

(2) 火災警報

ア 市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法 22 条第 3 項の定めにより、「火災警報」を発することができる。市長から「火災警報」が発せられたときは、市の区域に在る者は、条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

イ 市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車等による呼びかけのほか、公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報するものとする。

9 ダム操作規程による警報、通知の伝達

(1) 警報

東北電力揚川ダムから放流するとき、危険を防止するため次により警報が発せられる。

ア スピーカーの吹鳴及び設置場所

号別	第 11 号	第 12 号	第 13 号	第 14 号	第 15 号
設置場所	石間	咲花	小松	馬下	小流
吹鳴の時期 (放流後)	約 1 時間 23 分	約 1 時間 28 分	約 1 時間 32 分	約 1 時間 36 分	約 1 時間 41 分
号別	第 16 号	第 17 号	第 18 号	第 19 号	第 20 号
設置場所	小搦	笹堀	荻野島	安田橋	高山
吹鳴の時期 (放流後)	約 1 時間 46 分	約 1 時間 50 分	約 1 時間 54 分	約 1 時間 58 分	約 2 時間 02 分

(ア) スピーカーの吹鳴区分と時機

- a ダムから初めて水を流すとき
- b 発電放流で負荷が急増するとき

(イ) スピーカーの鳴らし方

- a 次の擬音とことばを約 3 分間繰り返す。
ピーポー、ピーポー……………いまから河の水が急に増えます、河原にいる人は危険ですからすぐあがって下さい。ピーポー、ピーポー……………

イ サイレンの吹鳴及び設置場所

(ア) サイレンの吹鳴区分と時機

- a ダム地点における流入量が洪水量の 1/2 (1,500 m³/S) に達したとき
- b ダム地点における流入量が洪水量 (3,000 m³/S) に達したとき。及びその後 1,000 m³/S 増すごと。

(イ) サイレンの鳴らし方

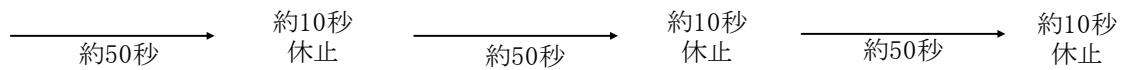
(2) 通知

揚川ダム管理者は、次によりダムの放流状況を市に通報する。市はこの通報を受け特に必要なときは、広報無線等により阿賀野川流域住民に伝達周知を図るものとする。

ア ダム放流を開始するとき

イ ダム地点における流入量が、洪水量(3,000 m³/S)に達したとき

ウ その他必要のとき



第6節 防災通信施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。市は、有線・無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努めるものとする。

また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(2) 市の責務

ア 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

イ 自力で通信手段を確保できない場合は、県に支援を要請する。

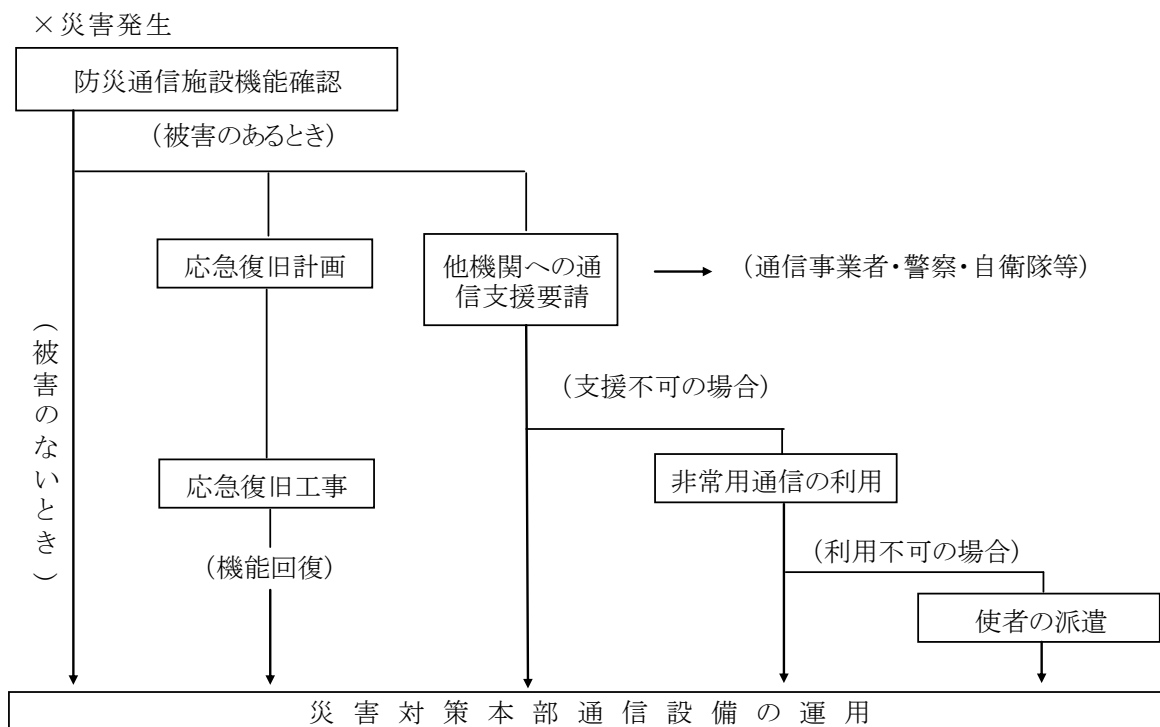
(3) 達成目標

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部と被災地間及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

2 防災通信施設応急対策フロー図

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧に当たるとともに代替通信手段を確保し、復旧までの通信需要をまかなう。



3 災害時の通信連絡

(1) 災害時の伝達経路

市が行う災害に関する情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、公衆通信施設(加入電話)で行うほか、県防災行政無線、市防災行政無線等を利用して行う。

(2) 災害時優先電話の使用

加入電話は、局地的あるいは、全面的に途絶する場合は予想されるため、あらかじめNTT東日本株式会社へ申し入れ承諾を得ている非常緊急扱い電話(災害時優先電話)を利用するものとする。

その際、災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることはないように、電話番号の秘匿に努める。またメール(インターネット、L G W A N等)を利用して通信を確保し、NTT東日本が設置した孤立防止対策用衛星電話を利用し、設置箇所との通信を確保する。

(3) 他機関の通信設備の優先利用等

ア 通信施設の優先利用

市長は、災害時に緊急の通信を行う必要がある場合は、関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関の通信設備を優先的に利用することができる。

- (ア) 電気通信事業法第 8 条
- (イ) 災害対策基本法第 56 条、第 57 条及び 79 条
- (ウ) 消防組織法第 23 条
- (エ) 災害救助法第 28 条

イ 水防機関の緊急通信

水防機関は、関係法令の規程により、他の機関の通信設備を利用して緊急通信を行うことができる。

- (ア) 水防法第 20 条第 2 項

(4) 自衛隊の通信支援

ア 知事に対する派遣要請の依頼

市長及び防災関係機関の長は、災害応急対策のため必要がある場合は、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を依頼することができる。

イ 知事の要請

知事は、市からの派遣依頼を受けた場合、又は自衛隊による通信支援の必要を自ら認めた場合は、自衛隊に対し、必要な要員、資機材等の派遣を要請する。

(5) 非常通信の利用

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行うものとする。

資料編 ○非常通信を依頼できる主要無線局

- (6) 電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。

4 その他の通信の利用

(1) 防災相互通信用無線の利用

防災相互通信用無線は、災害が発生した場合に防災活動にあたる防災関係機関が、防災活動を円滑に進めるために全国共通の 150MHz 帯及び 400MHz 帯の専用波を用いて被害や活動の状況を相互に通信するために、防災関係機関、地方公共団体、地域防災関係機関に設置されている。

関係地域内に災害、その他緊急事態が発生し、又は発生すると認められる場合は、できるだけ開局して待ち受け体制に入るものとする。

(2) 移動式通信設備の使用

災害時において、携帯電話、MCA、PHS等の移動式通信設備を借用し緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に活用する。

(3) アマチュア無線の活用

市は、被災地や避難所等との連絡手段等、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する物とする。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることを配慮する。

(4) 放送機関の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、原則として知事を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、注意報・警報等の放送を要請するものとする。

- ア NHK新潟放送局
- イ ㈱新潟放送
- ウ ㈱新潟総合テレビ
- エ ㈱テレビ新潟放送網
- オ ㈱新潟テレビ21
- カ ㈱エフエムラジオ新潟
- キ 新潟県民エフエム㈱
- ク ㈱エフエム新津

5 すべての通信が途絶した場合

すべての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣して通信を確保するものとする。

6 市防災行政無線の応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被災状況を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、的確な臨機の措置を行い通信回線の確保に当たる。

第7節 被災状況等情報収集伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、災害が発生した場合また発生するおそれのある場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。市は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、県や各防災関係機関及び被災地域内外の住民に各種の手段を使って収集情報を伝達し、地理情報システム（GIS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」に努めるものとする。

ア 各主体の責務

(ア) 住民、企業等の役割

災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

(イ) 市の役割

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者に対する情報伝達として、自主防災組織、自治体、消防団などの避難誘導體制の整備を進めるとともに避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。

(3) 積雪期の対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪地域においては、避難時の携帯ラジオの携行や孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

3 被災規模早期把握のための活動

災害の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するとともに、次の事項に関する情報を収集し、市内の被害状況を把握する。

(1) 市及び消防関係機関の情報収集

総務課及び消防本部は、直ちに関係各機関と連携をとるとともに、必要に応じて職員による現地確認を行い情報の把握に努めるものとする。

(2) 阿賀野警察署との情報交換

阿賀野警察署は、パトカー及び交番・駐在所の無線を通じて被災地の情報を収集し、県警察本部に報告すると共に阿賀野市、消防本部及び関係各機関との情報交換を実施し、情報の把握に努めるものとする。

(3) 非常召集職員の報告

市は、災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況の聞き取り調査を行うものとする。

(4) 郵便局との協力

市は、災害時における阿賀野市内郵便局との協力について、協力協定に基づき被災住民の避難情報、火災・浸水情報、道路・河川・橋梁等の損壊情報など地域の生活関連情報の提供を受けるものとする。

(5) 調査班による被害状況調査

被害不明地域に対しては、調査班の派遣により被害状況調査を実施する。

4 災害発生直後の被害の第一次情報の収集・伝達

市は、火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、県防災局へ報告するものとする。

なお、「消防庁への直接即報基準」に該当する火災・災害を覚知したときは、第1報を県防災局に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対しても行うものとする。

(1) ライフライン・公共交通関係機関は、被害状況を調査し、県防災局及び阿賀野市に被害状況及び各機関の対応を報告するものとする。

(2) 医療機関は、被害状況及び急患受入れの可否等の情報を保健所経由で県福祉保健部に報告するものとする。

(3) 消防機関へ119番通報等が殺到したことを覚知した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県防災局へ報告するものとする。

(4) 人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模の概括情報を含め、把握できた範囲から直ちに県防災局へ報告するものとする。

(5) 市は、避難所を開設した時又は避難住民により自主的に避難所が開設された時は、通信手段の確保又は新設に努めると共に、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難者の数、内訳及び必要とされる食料・物資の量等の情報を効率的に収集する。

【消防庁への連絡先】

区分 関係機関		平日（9：00～17：00） ※防災情報室	左記以外 ※宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7526	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7536	03-5253-7553
地球衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-7526	TN-048-500-7782
	F A X	TN-048-500-7536	TN-048-500-7789

【消防庁への直接即報基準】

区分		即 報 基 準
火 災 等 即 報	交通機関の 火 災	○ 船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの。 ア 航空機火災 イ タンカー火災、その他社会的影響度が高い船舶火災 ウ トンネル内車両火災 エ 列車火災
	危険物等に 係る事故	○ 危険物等貯蔵・取扱施設の火災、爆発事故で、当該施設又は周辺で 500 m ² 程度以上に影響を与えたもの又はそのおそれのあるもの。 ○ 危険物等貯蔵・取扱施設からの漏えい事故で、次に該当するもの。 ア 海上、河川へ危険物等が流出したもの又はそのおそれがあるもの イ 大規模タンクからの危険物等の漏えい等 ○ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故。
救急・ 救助事故即報		○ 死者が発生するかそのおそれがあり、かつ死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生し又はそのおそれのある救急・救助事故で、次に該当するもの。 ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
災 害 即 報		○ 被害の有無を問わず、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの。

5 一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達

- (1) 市は、被害地域へ調査班の派遣等を行うほか、県の地域機関、その他関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査するものとする。
- (2) 把握した被害状況及び応急対策活動状況、災害対策本部及び避難所の設置状況等を県防災局へ逐次報告するものとする。

- (3)避難所を開設したとき、又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、パソコン通信等の通信手段の確保又は新設に努めるとともに、民生班の職員又はボランティアの連絡員を派遣して、避難者の数、状況及び必要とされる食料・日常生活物資等の情報を効率的に収集するものとする。
- (4)防災関係各機関は、応急復旧の状況を県(関係部局、災害対策本部が設置された場合は連絡指令室)及び阿賀野市に報告するものとする。

6 自治会長の情報収集

(1) 自治会長の報告

自治会長は、災害発生時、地域の被害状況を速やかに阿賀野市へ報告するよう努めるものとする。

また、市から被害調査の依頼があった場合も速やかに調査し、報告する等協力するものとする。

(2) 自治会の災害情報収集体制の確立

自治会長は、災害時における情報収集が速やかに実施されるよう集会その他の場において話し合い、災害時の連絡員の選出などの体制づくりに努めるものとする。

第8節 広報計画

1 計画の方針

市は、被害の拡大を防ぎ住民等の安全を確保するため、県・防災関係機関・報道機関等と相互に協力して、被災地の情報の正確・迅速かつ的確な伝達と応急対策等の情報の確実な伝達に努め、効率的な広報活動等を実施するものとする。

(1) 災害発生時の広報活動の目的

- ア 流言飛語等による社会的混乱の防止
- イ 被災者や関係者の避難・救援行動のための適切な判断を助けること。
- ウ 応急対策等の情報の伝達により、被災地域及び被災者の復旧意欲の高揚と民心の安定を図ること。
- エ 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復興事業に対する社会的な協力を得やすくすること。

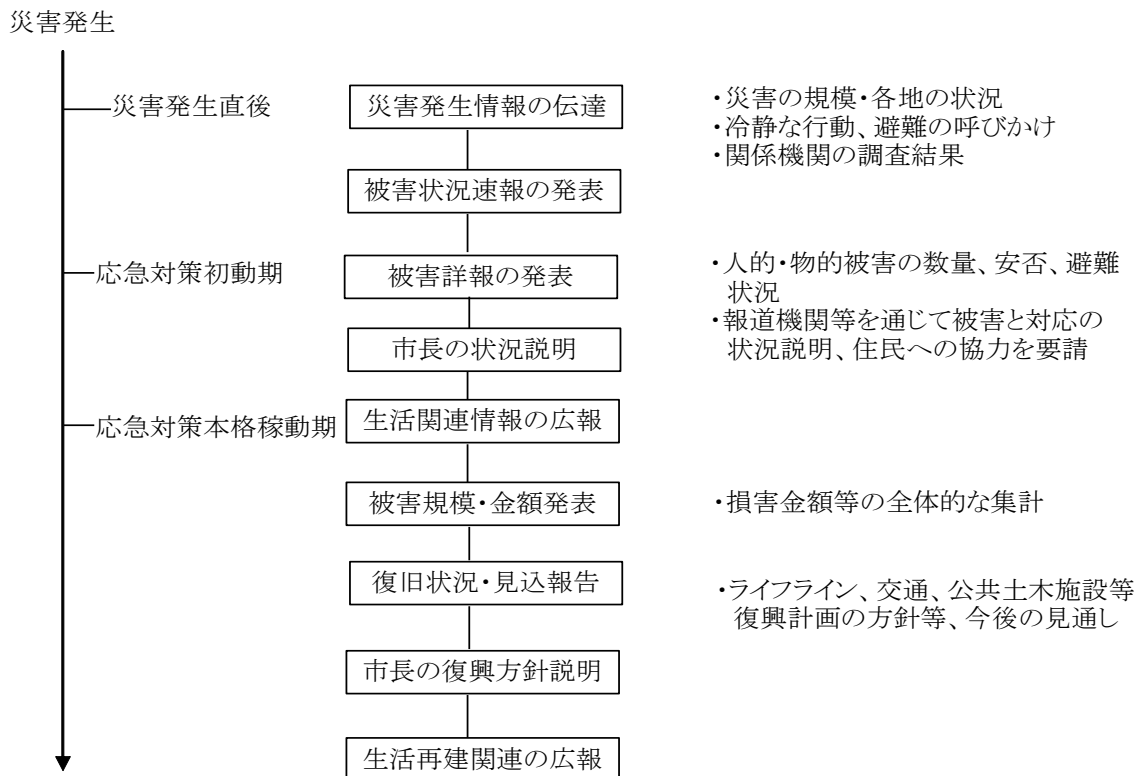
(2) 広報活動の対象

- ア 被災地域の住民及び滞在者
- イ 被災地域外の被災地関係者
- ウ 一般国民等直接は災害と関係のない者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、多様な手段を活用して広聴活動を展開するものとする。

2 広報計画応急対策フロー図



3 広報担当部及び広報資料の作成

広報担当は、企画政策課とする。企画政策課員は、災害情報及び取りまとめた被害調査結果等を資料として広報を編集し、市長の承認を得て広報活動を行うものとする。

(1) 庁内連絡

部内広報として広報担当者は、県・報道機関その他外部に報告、発表したものを、庁内放送、電話又は文書等により、各課長を通じて一般職員にも周知させるものとする。

(2) 写真による広報

被害調査員等の撮影した写真により広報写真を編集し、市役所ロビー、公共施設等必要に応じて展示して、市内外に広報するものとする。

4 広報活動における各機関の役割分担

(1) 市

県等からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、災害時要援護者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

ア 役割

主に被災地に対する直接的な広報活動を行うものとする。

イ 手段

- (ア) 電話・防災メール、防災情報受信用端末・個別訪問・広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (イ) 自治会等に対する緊急避難情報の伝達
- (ウ) 住民相談窓口の開設
- (エ) 県を通じた報道依頼(必要に応じて報道機関へ直接報道依頼)
- (オ) 防災行政無線による情報発信依頼
- (カ) インターネットによる情報発信(パソコン、携帯サイト、多言語サイト)
- (キ) 緊急速報メールによる情報発信
- (ク) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV・オフトーク通信等コミュニティメディアへの情報発信(平時から事業者との協力体制を整えておく。)

ウ 項目

- (ア) 避難、医療、救護、衛生及び健康(心のケアを含む)に関する情報
 - (イ) 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報
 - (ウ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧・復興計画に関する情報
 - (エ) 人的被害(行方不明者の数を含む。)建築物等の被害等の情報
 - (オ) 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等
 - (カ) 被災者の相談・要望・意見
 - (キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報
- (2) ライフライン関係機関(電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者)
- 災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

ア 役割

主に被災地の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

イ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (イ) 利用者相談窓口の開設
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
- (オ) インターネットによる情報発信(パソコン、携帯サイト、多言語サイト)
- (カ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV・オフトーク通信等コミュニティメディアへの情報発信(平時から事業者との協力体制を整えておく。)

ウ 項目

- (ア) 被災により使用できない区域
- (イ) 使用可能な場合の使用上の注意
- (ウ) 復旧状況及び見込み

(3) 公共交通機関

避難・救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

ア 役割

主に被災地内の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

イ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内・車内での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
- (オ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
- (カ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・CATV・オフトーク通信等コミュニティメディアへの情報発信（平時から事業者との協力体制を整えておく。）

ウ 項目

- (ア) 被災による不通区間の状況、連休、運行のとりやめ
- (イ) 臨時ダイヤ
- (ウ) 復旧状況及び見込み

(4) 警察

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、広報活動を行う。

ア 役割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供

イ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
- (イ) パトカー、現場警察官による現場広報
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

ウ 項目

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- (イ) 交通情報（通行の可否・交通規制・渋滞等）
- (ウ) 市長から要求があった場合等の避難指示広報

(5) その他の防災関係機関等

住民に伝達が必要な事項について、インターネット及び報道機関等を通じて公表する。

(6) 住民、企業・事業所等

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、災害時要援護者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(7) インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

5 放送機関による災害時の放送

災害に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

(1) 災害に関する放送の実施

放送機関は、災害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害に関する放送を行うものとする。

災害発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアル等により行うものとする。

(2) 市からの要請

市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請するものとする。(原則的には県を通じて要請)

ア 浸水、土石流の襲来、火災の延焼、危険物の流出等住民に危険が及ぶことが予想される場合の避難の呼びかけ

6 災害発生後の各段階における広報の基準

(1) 災害発生直前

ア 風水害・雪害に関する警報等の伝達

市は、災害が発生する危険性がある場合には、避難情報(準備・勧告・指示)を広報車及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して住民に速やかに伝達するものとする。

その際、対象に漏れなく、要援護対象者にも配慮するとともに、緊急速報メール等により住民及び旅行者等にとってわかりやすい避難情報(準備・勧告・指示)伝達に努めるものとする。

(2) 災害発生直後(災害発生後概ね3～4時間以内)

ア 緊急伝達の実施

市は、災害が発生した場合、危険地域の住民に広報車及び防災行政無線等により避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。

また消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。

イ 放送機関は直ちに被害状況・注意事項等を放送し、住民等の事態把握を支援するものとする。

(3) 災害応急対策初動期(災害発生後概ね2日以内)

ア 市の広報事項

- (ア) 住民に対する避難勧告・避難場所・避難経路等
- (イ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給
- (ウ) 避難所の開設等
- (エ) 給水所・仮設トイレ等の設置状況に関する情報
- (オ) 道路交通規制に関する情報及び復旧見通し等
- (カ) 安否情報
- (キ) 人身・家屋・公共施設等の被害状況
- (ク) 教育機関の被害状況及び児童の安否情報
- (ケ) 小中学校の休校状況
- (コ) 医療・救護・衛生及び健康に関する情報

イ 県の広報事項

- (ア) 公共土木施設、農業土木施設等の被害状況
- (イ) 医療機関の被害状況、救急患者・負傷者受入れの可否、入院及び他の医療機関から転送された患者の氏名、手当をした負傷者の数等
- (ウ) 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否等

ウ 警察の広報事項

- (ア) 住民に対する避難勧告
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 身元の確認ができた死亡者の住所・氏名
- (エ) 災害に乗じた犯罪の抑止情報

エ ライフライン関係機関の広報事項

- (ア) 被災による使用不能状況及び復旧見込み
- (イ) 使用可能の場合の使用上の注意(通電火災等)
- (ウ) 仮設電話等の設置状況に関する情報

オ 公共交通関係機関の広報事項

(ア) 被災による不通区間の状況、運休・運航のとりやめ、遅れ等の情報

(イ) 復旧見込み

(ウ) 臨時ダイヤ

カ 市長は、災害の規模が大きく被害が甚大な場合若しくは必要に応じて、放送機関等を通じて市及び関係機関の対応状況、他地域からの応援、自衛隊の出動等の状況を随時市民に説明し、冷静な行動と流言飛語の防止、応急対策への協力を呼びかける。

(4) 災害応急対策本格稼働期(災害発生後概ね3日目以降)

ア 市の広報事項

(ア) 避難所の開設状況及び避難住民

(イ) 給水・炊き出し・物資の配給

(ウ) 消毒・衛生・医療救護(心のケアを含む)に関する情報

(エ) 小中学校の授業再開予定

(オ) 仮設住宅の設備及び申し込み、入居等に関する情報

(カ) ごみ・し尿処理に関する情報

(キ) 給水所・仮設トイレ等の設置状況に関する情報

イ ライフライン関係機関の広報事項

(ア) 仮設電話等の設置状況に関する情報

(イ) 災害時の特例措置の実施状況等

ウ 公共交通関係機関の広報事項

(ア) 被災による不通区間の状況、運休、遅れ等の情報

(イ) 復旧見込み

(ウ) 臨時ダイヤ

(エ) 災害時の特例措置の実施状況

エ 市長は、災害の復旧計画方針等、今後の見通しを早い時期に放送機関等を通じて市民に分かりやすく説明する。

(5) 復旧対策期

ア 市の広報事項

(ア) 行政サービス・支援に関する情報

(イ) 被災証明(被災証明)の発行

(ウ) 生活再建資金の貸付け

(エ) 各種相談所開設状況

イ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

- ウ 医療機関・福祉施設等の情報
- エ 商店・金融機関等の情報
- オ ボランティアの募集に関する情報
- カ その他生活再建に関する情報

7 広報活動に当たっての留意点

(1) 災害時要援護対象者への配慮

- ア 視覚、聴覚障害者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、手話通訳者や誘導員を配置する等の措置を講ずるとともに、外国人の被災者のため通訳の配置、多言語サイトの構築等の措置を講じるなど、住民に対して安心を与える情報提供を行うよう心がける。
- イ 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- ウ 高齢者、障害者等地域の災害時要援護者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。
- エ 地域情報に不案内な観光客、遠距離通知・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

(2) 退去者への情報伝達経路の確保

被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努め伝達方法を工夫するものとする。

8 安否情報の提供

- (1) 阿賀野警察署は、災害による死亡者に関する情報を報道機関を通じて公表する。
- (2) 市は、医療機関から報告を受けた災害による入院患者に関する情報について、家族等からの問い合わせに応じることができるよう整理するものとする。なお、これら情報の取り扱いは管理を徹底するとともに、回答にあたっては必要最小限の情報にとどめるものとする。

9 広聴活動

災害時には、被災者からの相談・要望・苦情などを受け、適切な措置を実施するとともに、市災害応急対策や復旧・復興計画に対する提言・意見等を広く被災地内外に求め、市や県等の災害対応の参考とする。

(1) 市の広聴活動

- ア 地域自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受付
- イ 被災者のための相談窓口の設置

ウ とりわけ被災者の心をいやす対策として精神保健相談所の設置

(2) 新潟県の広聴活動

ア 市の行う、被災者のための相談活動に対する支援

イ 災害応急対策や復旧・復興計画に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取(インターネット等の活用)

(3) ライフライン関係機関の広聴活動

ア 利用者相談窓口の開設

第9節 住民等避難計画

1 計画の方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

(1) 住民・企業等の責務

- ア 自らの身は自ら守るため、気象情報や市等の広報に注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。
- イ 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。
 - (ア) 避難準備情報→いつでも避難できるよう準備を整える。災害時要援護者は、避難所等の安全な場所へ移動する。
 - (イ) 避難勧告 →原則全ての住民は避難所等へ避難する。
 - (ウ) 避難指示 →その場に留まることが危険であり、直ちに避難する。
 - (エ) 警戒区域設定→当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。
- ウ 異状を発見した場合は、直ちに市、消防等に通報する。
- エ 危険を感じた場合は、近隣住民等とともに自主的に避難する。
- オ 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

- ア 情報伝達及び避難行動に制約がある災害時要援護者は、避難準備情報発令時等、一般の住民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。
- イ 市は、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、災害時要援護者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている災害時要援護者がいないか点検する。
- ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

(3) 積雪期の対応

- ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。
- イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に災害時要援護者の避難支援について地域住民等の協力を求める。
- ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

2 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険の切迫又は被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市役所へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。

また、できるだけ隣近所でまとまって行動し、高齢者等の要援護対象者の安全の確保と避難時の介助等を心掛けるものとする。

(2) 市による支援措置

市は、住民が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。また、避難所予定施設は、住民が自主的に避難してきた場合に直ちに利用できるように、あらかじめ管理体制を検討する。

住民が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設等の避難所を提供する等、避難者が「気兼ねなく」避難生活を送れるよう配慮するものとする。

3 行政の勧告又は指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

市は、災害の発生が予測されるとき、市及び防災関係各機関に的確に情報を伝達する。市及び防災関係各機関は、所管区域内の危険箇所等のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、住民等に警戒を呼びかける。

防災関係各機関は、職員、住民等からの通報により被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策に取りかかる。また、住民等に危険が及ぶと判断したときは、直ちに市に連絡する。

(2) 避難実施の決断と必要な措置

ア 「勧告」、「指示」及び「避難準備情報」等の実施者

避難の「勧告」及び「指示」は、災害対策基本法第 60 条に基づき、必要と認める地域の居住者に対し、原則として市長が行う。

市長は、市域内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告するものとする。

また、今後、現状の気象状況が継続すると避難を要する状況になる可能性がある判断される場合には、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難準備情報」を発令するものとする。

さらに、必要に応じて阿賀野警察署長に住民の避難誘導への協力を依頼する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、市長が避難の勧告・指示を行うことができないとき、又は市長から要求があったときは、水防法第 22 条に基づき知事が避難の勧告・指示を、また災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条に基づき、警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに市長に通知するものとする。

【勧告及び指示等の実施者】

	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備情報	市長	災害時要援護者への避難行動の開始を求める	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難勧告	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第22条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立退き及び 立退き先の指示 勧告 避難の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

イ 住民等への伝達と避難の実施

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行うものとする。

- (ア) 要避難対象地域
- (イ) 避難理由
- (ウ) 避難先

(エ) 避難経路

(オ) 避難時の注意事項(避難後の戸締り、家屋の補強、家財道具の処理、携行品、服装等)

ウ 避難の広報

(ア) 市は、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ・ラジオ等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速な周知・徹底を図るものとする。

(イ) 市は、要援護対象者への勧告又は指示に当たっては、地域の消防団、自治会、自主防災組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておくものとする。

エ 避難誘導

(ア) 避難誘導者

住民等の避難誘導は、阿賀野警察署、消防機関の職員及び団員が実施するものとし、自治会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。また各単元に事前に誘導責任者を定めておくものとする。

(イ) 避難誘導

避難場所及び経路を避難者に徹底させるため、広報宣伝することは勿論、要所ごとに表示するか表札を立てておくものとする。

また、災害の種別・規模等により避難場所及び避難経路を選択しなければならないことは、当然予想されるので臨機応変に対処できるよう誘導責任者は平常から心掛けておくものとする。

(ウ) 避難順位

避難立ち退きの誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、病人等の要援護対象者を優先するものとする。

自力で避難できない場合、又は避難経路中危険がある場合、寝たきり老人、子どもの避難についてはできるだけ車両を利用して行う。

オ 避難路の安全確保

(ア) 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官等の協力により避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑化を図るものとする。

(イ) 市は、警察、消防機関と協力して避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両、舟艇等を活用し、また状況によってはヘリコプターの出動を要請し、住民を迅速・安全に避難させるものとする。

カ 避難所の開設

市は、住民に避難を勧告又は指示した場合は、直ちに避難先の施設の管理者に連絡し、原則として屋内の施設内に避難者を受け入れるよう指示するものとする。

キ 関係機関への連絡

市は、防災関係各機関に対し避難行動への支援・協力を要請する。また、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに知事及び阿賀野警察署、消防署等関係機関に連絡するものとする。

ク 近隣市町村への連絡

地域住民が避難のため近隣市町村の施設を利用する場合、また避難の誘導経路によって協力を求めなければならない場合は、近隣市町村に対し、必要事項を連絡し協力を求めるものとする。

4 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により市長等が行う。

【警戒区域設定の権限区分表】

区分	実施者	設定権	目的
災害対策基本法 第 63 条第 1 項	市長	災害時の一般的な警戒区域設定権	住民等の生命・身体等の保護を目的とする。
災害対策基本法 第 73 条第 1 項	知事(市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。)		
災害対策基本法 第 73 条第 2 項	警察官(市長若しくはその委任を受けて職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。)		
災害対策基本法 第 63 条第 3 項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官(市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る。)		
水防法 第 14 条第 1 項	消防団長、消防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
水防法 第 14 条第 2 項	警察官(消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。)		

消防法 第 28 条第 1 項、 第 36 条	消防吏員又は消防団員	火災の現場及び水災 を除く他の災害の現 場における警戒区域 の設定権	
消防法 第 28 条第 1 項、 第 36 条	警察官(消防吏員又は消防団 員が火災の現場にいないと き、又はこれらの者から要求 があったとき。)		

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官、海上保安官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受入れ、必要なサービスを提供するものとする。

第10節 避難所運営計画

1 計画の方針

風水害の場合の避難所は、当該地域への避難情報（準備・勧告・指示）発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難情報の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。

避難所の開設・運営は市が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、災害時要援護者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。

また、避難所の開設に当たっては災害時の危険を回避するために一時的に避難する一時避難所とライフラインの確保がなされているなど避難所としての妥当性に配慮された避難所の区別に配慮する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

(イ) 市は、避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。

(ウ) 避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

イ 達成目標

(ア) 避難に関する最初の情報の発出後速やかに開設する。（施設の安全確認、職員配置）

(イ) 開設6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、災害時要援護者の把握と初期的な対応を行う。

(ウ) 開設12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

(エ) 開設3～7日後までには、避難者の入浴の機会を確保する。

(オ) 避難所での生活をおおむね開設から2ヶ月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(2) 避難所運営の留意点

ア 一般的事項

(ア) 避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。

(イ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。

(ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。

- (エ) 避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
- (オ) 避難者2人当たり3.3㎡のスペースが確保できるよう注意する。
- (カ) 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。
- (キ) トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、和式、洋式両方の配置に努める。
- (ク) テレビ、ラジオ、見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話、インターネット端末等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- (ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
- (コ) 入浴施設の配置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (サ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。

イ 両性の視点に立った避難所運営

- (ア) 避難所への職員配置は、男女両性のバランスに配慮する。
- (イ) 避難住民による避難所管理組織に男女が等しく参画できるよう配慮を求める。

(3) 災害時要援護者への配慮

ア 避難所での配慮

- (ア) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に務める。
- (イ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、災害時要援護者の情報環境に配慮する。
- (ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ 福祉避難所の開設

- (ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。
- (イ) 福祉避難所には、障害者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(4) 積雪地域での対応

- ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
- イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

2 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の仮設

避難所に適する施設がない地域又は避難場所が使用不能となった場合又は、避難所に収容しきれなくなった場合には、災害対策本部の避難担当対策部は野外バラックを仮設し又は、天幕を設営するなどの措置をとるものとする。

(2) 避難場所の実態把握

ア 駐在員の派遣

避難所を開設し避難住民を収容したときは直ちに各避難所に担当職員を派遣して避難所の管理にあたらせるものとし、必要に応じて、消防団員を派遣するものとする。

イ 避難住民の把握及び本部との連絡

避難所駐在員は避難住民の実態把握と保護にあたるものとし、消防団員と協力して避難所を管理し災害対策本部と情報連絡を行うものとする。

(3) 避難者の把握

管理責任者たる駐在員は、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳を把握して速やかに市役所に連絡するものとする。

避難者にけが人・病人等がいる場合は、直ちに消防等へ連絡し、必要な措置をとる。また、他の避難者に対しては、避難にあたっての注意事項等を示し、混乱の防止に努めるものとする。

(4) 避難所開設の報告及び記録

ア 県知事への報告

避難所を開設したときは、下記項目を取りまとめて知事に報告するものとする。

(ア) 避難所開設の日時

(イ) 場所及び施設名

(ウ) 収容人員及び収容状況

(エ) 開設期間の見込み

(オ) 記録

イ 避難所記録の作成と報告

各避難所の駐在員は避難所及び避難住民に関する記録を作成するものとし、避難所閉鎖と共に災害対策本部に提出するものとする。

(5) 情報の提供と発信

市は、避難者に対し、避難所の駐在員を通じるなどして、被害状況等に関する情報を逐次提供するものとする。また、避難者の安否等を、マスコミ等を通じて広報するものとする。

(6) 物資・サービス等の提供

市は、避難者を避難所に受け入れたときは、直ちに日本赤十字社新潟県支部阿賀野市地区に連絡し、日用品等の提供を依頼する。避難所の駐在員は、避難者のニー

ズを把握し、必要な物資・サービスの提供を市に要請するとともに、自らも災害時要援護者への別室の用意、冬季間の暖房装置の確保等に配慮するものとする。

また、市が指定した避難所以外への避難者に対しても、物資・サービス・情報の提供について配慮するものとする。

3 避難後の状況の変化等に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、避難所の駐在員を通じて、避難者の動向を常に把握するものとする。地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を越えて避難者が参集しつづけると判断した場合は、他の余裕のある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の駐在員を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配するものとする。

本市の避難所だけでは不足する場合は、被災地外の市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼するものとする。

(2) 更に危険が迫った場合

市は、災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、県、警察等に避難者移動用の車両、舟艇、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、協力して避難誘導に当たるものとする。

(3) 危険が去った場合

市は、被害が鎮静化した場合は、避難所の駐在員を通じて避難者に連絡するとともに、避難の勧告・指示を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の駐在員に届け出るものとする。駐在員は、避難者の退去状況を、逐次市に連絡するものとする。

4 避難の長期化への対処

(1) 市のとるべき措置

市は、住民の避難が長期化した場合は、避難所運営にあたって次の点に留意するものとし、特に、高齢者、障害者、病人等の要援護対象者の処遇について、十分に配慮するものとする。

また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮するものとする。

ア 避難者の栄養、健康等の対策

避難者のニーズに応じた栄養確保及び生活必需品(下着、生理用品等)の確保に努める。特に、寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努めるものとする。

イ 避難所の衛生、給食、給水等対策

(ア) 入浴、便所、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

(イ) 炊き出し施設を設けるなどして、応急的な食料の配付を行う。

(ウ) 給水車等による応急給水についても考慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談などの対応についても配慮するものとする。

エ 避難所運営に伴う各機関への協力要請

避難所の運営に際し、必要に応じて、県に対して、日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会、新発田地域振興局健康福祉環境部、精神保健福祉センター、新潟県栄養士会、ボランティア団体等の防災関係機関の協力についての要請を行うものとする。

オ 救護センター、精神保健の一次相談窓口の設置

避難が長期化した際には、避難所に救護センター及び精神保健に関する一次相談窓口を設けるものとする。

カ 避難所では1日最低1枚のチラシで配布し、情報の提供に努める。

キ 災害救助法等が適用されている場合の措置

災害救助法又は災害救助条例による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の同意を含む。)を受けるものとする。

(2) 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

ア 自治組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

ウ 要援護対象者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(3) 住民の避難生活の早期解消のための措置

市は、住居を滅失又は長期間居住不能となった住民の住居の確保について、公営住宅への入居や自宅再建の援助等の根本的措置を早期に提示するとともに、仮設住宅建設等の当座の住居対策を迅速に実施し、被災者が生活再建の計画を立てやすいよう配慮するものとする。

5 避難所外避難者への対応

市は、あらかじめ指定した避難所以外の場所(屋外及び施設内)に避難した被災者に対して食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 状況調査の実施

市は、避難所外での住民の避難状況を把握するために、自治会、自主防災組織等の協力を得て次の事項について調査を実施し、避難者の支援ニーズの把握に努めるものとする。

(ア) 避難所外の場所

(イ) 避難所外避難者の人数

(ウ) 支援の要否・内容

(2) 情報の提供

市は、防災行政無線、広報車等により避難所の開設状況等を広報し、避難所への移送等の情報を提供するものとする。

(3) 災害時要援護者への配慮

避難所外に避難した高齢者、障害者、傷病者等災害時要援護者については、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(4) 積雪期の対応

市は、積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう移送する。

第 11 節 孤立地域対策計画

1 計画の方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、下記の順位をもって当たるものとする。

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

2 孤立が予想される地域での活動

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認を行う。

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

(1) 孤立が予想される地域の実態把握

- ア 孤立が予想される地域に対し、N T T回線及び防災無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集するとともに、県に対して直ちに即報報告を行う。

(2) 救出・救助活動の実施

- ア ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、概要を直ちに県に報告する。
- イ 救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- エ 孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を行う。

3 通信孤立時の対応

(1) 市内の通信手段の確保

職員の派遣、防災無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

(2) 関係機関による通信手段(N T T)

ア 通信途絶状況の解消

災害応急復旧用無線電話機、孤立防止用無線機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消するものとする。

イ 応急通信設備の設置

避難場所等に、衛星通信方式車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置するものとする。

ウ 住民による通信手段

アマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に協力する。

エ 電源の確保

通信途絶の原因に電源の喪失がある。可搬型無線機や携帯電話などの電源、電池の確保に努める。

4 交通孤立時の対応

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(1) 市の活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

(2) 関係機関の活動

道路管理の責を有する各機関は、う回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要道路から優先して、最小限の交通確保を行うものとする。

5 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、う回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(1) 市の活動

う回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターによる物資輸送の要請を行う。

(2) 住民による活動

ア 当面の生活必需品の確保

孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活必需品の確保について協力しあうものとする。

イ 近隣地域との連携

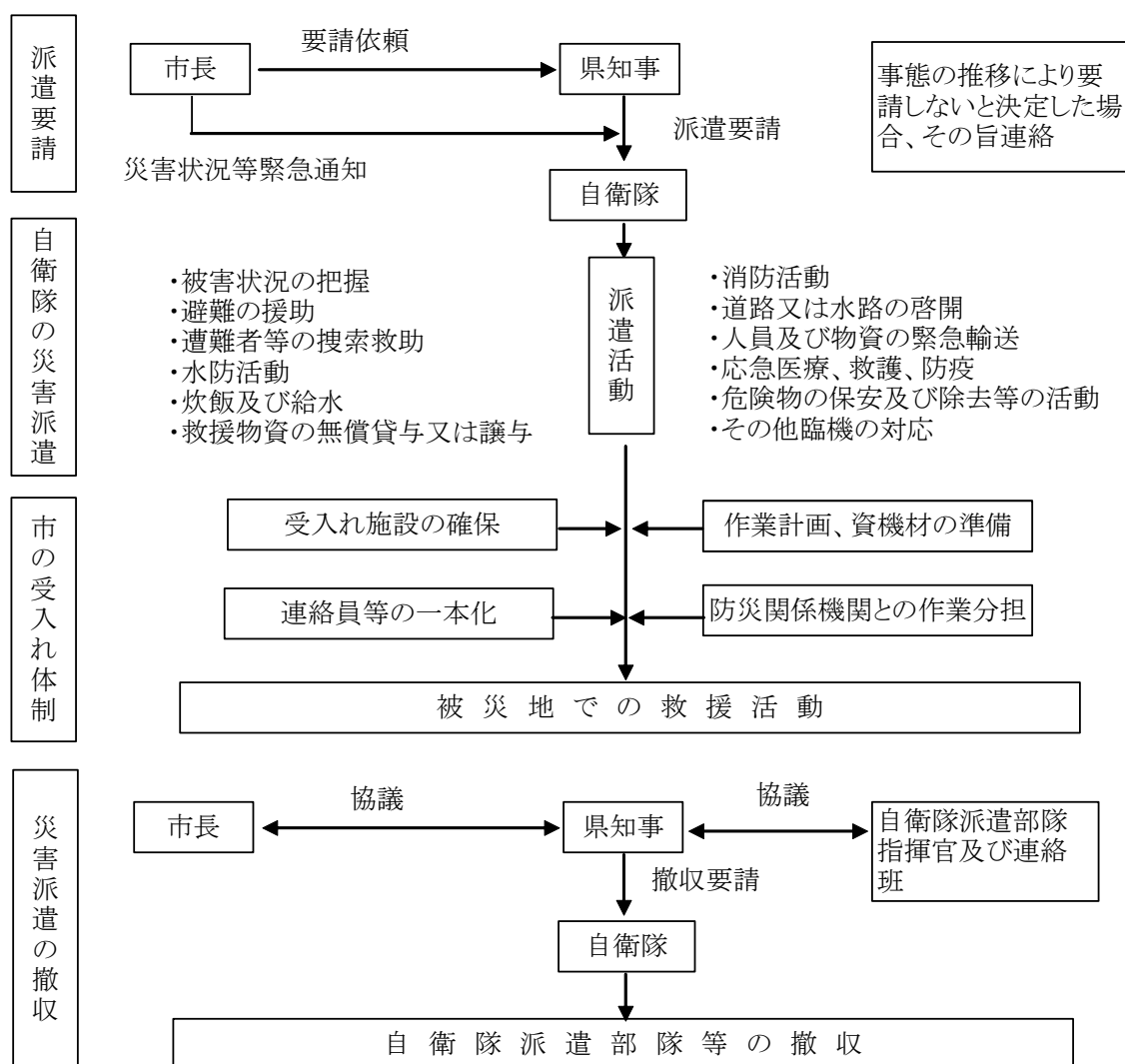
住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努めるものとする。

第 12 節 自衛隊の災害派遣計画

1 計画の方針

風水害等の災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入れ体制等について定める。

2 自衛隊の災害派遣フロー図



3 自衛隊の災害派遣基準等

(1) 災害派遣の3原則

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

ア 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。

イ 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

ウ 非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

(2) 災害派遣要請に当たっての基準

ア 人命救助のための応援を必要とするとき。

イ 水害等の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。

ウ 市内で大規模災害が発生、応急措置のため応援を必要とするとき。

エ 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。

オ 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。

カ 応急措置のための医療・防疫・給水および通信支援などの応援を必要とするとき。

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

(1) 救援活動の概要

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索・救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力し消火に当たる。

カ 道路又は水路等の障害物の排除

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。(放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合)

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。

ク 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

- ケ 炊飯及び給水
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
- コ 救援物資の無償貸与又は譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救いゆつ品を譲与する。
- サ 危険物の保安及び除去
自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
- シ その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
- ス 予防派遣
災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

- ア 陸上自衛隊
車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
- イ 海上自衛隊
艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
- ウ 航空自衛隊
主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

5 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 市長の知事に対する派遣要請依頼

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、災害派遣要請依頼書を県防災局経由で知事に提出する。また県防災局へ電話又はファクシミリ等により行うものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 市長の自衛隊に対する緊急通知

ア 市長は、(1)の知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

イ 市長はアの通知を行ったときは、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。

6 自衛隊の自主派遣

(1) 突発的災害に対する自主派遣

各自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、部隊等を派遣することとなっている。

(2) 密接な連絡調整の実施

指定部隊等の長は、知事等の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

(3) 派遣要請に従った活動の実施

知事等の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事等が派遣要請をした場合は、その時点から知事等の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

7 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、市長は、知事、その他の防災関係機関の長と緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定めるものとする。

(2) 作業計画及び資機材の準備

市長は自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を建てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずるものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面

エ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所

オ 派遣部隊との連絡責任者(窓口の一本化)、連絡方法及び連絡場所

(3) 受入れ施設等の確保

市長は、派遣部隊に対し次の施設等を確保するものとする。

ア 自衛隊事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

ウ 駐車場(車1台の基準は3m×8m)

エ 宿营地又は宿泊施設(学校、公民館等)

8 災害派遣部隊の撤収

(1) 撤収の協議

災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、決定する。

(2) 災害派遣撤収手続

協議決定により、知事が派遣撤収要請を実施する。

9 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとする。

(1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料

(2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等

(3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料

(4) 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害については県と派遣部隊の長において協議のうえ決定する。

10 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 県の災害派遣担当窓口

	住 所 等
防災局 危機対策課 危機対策第1	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511(代)(内6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号)-40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX (発信番号) 401-881

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災 害 派 遣 の 要 請 先	住 所 等
○陸上自衛隊新発田駐屯地 司令 (第30普通科連隊長)	連絡窓口 第30普通科連隊第3科 〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号 TEL 0254-22-3151 内235 NTTFAX 0254-22-3151 FAX 切替 内242
○海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-0087 舞鶴市余部下1190 TEL 0773-62-2250 内213 NTTFAX 0773-62-2255 Fax 切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊警備科 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 TEL 025-273-7771 内235 NTTFAX 025-273-7771 FAX 切替
○航空自衛隊航空支援集団 司令官	連絡窓口 新潟救難隊 防衛部運用課 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 TEL 025-273-9211 内218 NTTFAX 025-273-9211 FAX 切替

第13節 輸送計画

1 計画の方針

災害発生時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うため、災害発生直後から緊急性・重要度を見極めながら輸送手段の連携、交通情報の収集及び緊急輸送路確保のための交通規制と早期応急復旧などを組織的に行うものとする。

(1) 基本方針

ア 市の責務

- (ア) 発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター、船艇等により、住民等を安全な地域へ輸送する。
- (イ) 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にし、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- (ウ) 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(2) 積雪期の対応

- ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。
- イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 事前避難実施時の避難者の輸送

市は、災害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター、船艇等により、住民等を安全な地域へ輸送するものとする。

災害発生後に、避難者輸送の必要が生じた場合も同様とする。

3 交通関係情報の収集・伝達

市は、阿賀野警察署と連携し、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の運転者に被災地の被害状況、交通の確保、交通規制、渋滞の状況等、随時情報を提供するものとする。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 交通の確保、交通規制の実施に関する情報
- (3) 渋滞の状況

4 緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施

市は阿賀野警察署と連携して、直ちに緊急交通路の確保のため次の措置を行う。

- ア 被災地内での交通規制
- イ 被災地内への車両の乗り入れ規制
- ウ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

(2) 緊急交通路の啓開

ア 市は、阿賀野警察署・消防機関・自衛隊との協力のもと、他の復旧作業に優先して原則として2車線(やむを得ない場合は1車線)の緊急交通路を下記により啓開・確保し、被災地に近接する幹線道路と被災地内の拠点とを有機的に結び付ける。

(ア) 道路上の障害物の除去

(イ) 通行の障害となる路上放置車両の撤去

(ウ) 仮設橋の架橋

イ 市道の啓開は、あらかじめ協議の上、災害発生時の緊急啓開路線及び作業分担等を決めておくものとする。

5 輸送の緊急度の優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階(災害発生直後の初動期)

(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員物資

(ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者

(エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

イ 第2段階(応急対策活動期)

(ア) 上記アの続行

(イ) 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者

(エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階(復旧活動期)

(ア) 上記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ウ) 生活用品

(エ) 郵便物

(オ) 廃棄物の搬出

6 防災関係機関の輸送実施体制等

市は、車両等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にしておくほか、災害時に必要とする車両等が調達不能となった場合、又は不足する場合は次の事項を明らかにして他の市町村又は県に応援要請を行う。

(1) 車両輸送

復旧資材、救援物資等の輸送が鉄道に頼りがたい場合又は自動車等による輸送がより効果的な場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等をもって陸路輸送を実施するものとする。

災害応急対策責任者が所属の自動車のみによって十分な輸送を確保できないときは、自動車運送事業者に協力を要請するものとする。

ア 他市町村又は県への要請

市内で必要とする車両が調達不能となった場合、又は不足する場合は、次の事項(概要)を明らかにして他の市町村又は県に調達のあつせんを要請するものとする。

(ア) 他市町村

(イ) 県防災局(県が災害対策本部を設置した場合は連絡指令室)

a 輸送区間及び借り上げ期間

b 輸送人員又は輸送量

c 車両等の種類及び台数

d 集積場所及び日時

e その他必要事項

(2) 鉄道輸送

それぞれの災害応急対策責任者が必要とする復旧資材、救援物資等の緊急輸送について、鉄道輸送によらなければならないときは、市長は、JR新津駅長を經由してJR東日本鉄道株式会社に要請するものとする。

(3) 航空輸送

交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要な場合は、航空輸送を実施するものとし、県知事に航空機の派遣を要請するものとする。

資料 ○消防防災航空隊出動要請書

資料編 ○ヘリポート適地

(4) 人力輸送

救急医療品等の輸送にあたり、人力輸送以外の方法がない場合又は人力輸送がより効果的な場合に限り人力輸送を行うものとする。

7 輸送中継基地の確保

市は、被災地内の道路の混乱を避けるため必要があると認めた場合、関係機関の協力を得て物資等の集積配送拠点を確保する。

集積配送拠点は、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量、規模等を勘案し最も適切な施設を確保するものとする。

(1) 中継基地の機能

- ア 他地域からの救援物資・緊急物資の一時集積・分類
- イ 配送先別の仕分け
- ウ 小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送
なお、大型車両による輸送は原則として中継基地までとする。

(2) 中継基地における市の業務

- ア 中継基地への職員等の派遣
輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出作業要員等
(必要に応じ、物流業者等の専門家に応援を要請する。)
- イ 避難所等の物資需要情報の中継基地への伝達
パソコン通信等の情報機器の設置、インターネット利用環境の整備、操作要員の配置
- ウ 中継基地から被災地内への物資配送用のトラックの調達
- エ ボランティアの活用
中継基地における物資の搬入、管理、搬送等の作業は、多くの人員が必要とされることから、ボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意するものとする。

第14節 警備・保安計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、非常事態に対処するため、市は、阿賀野警察署並びに関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、地域住民の安全確保に努めるため、的確な災害警備活動を行うものとする。

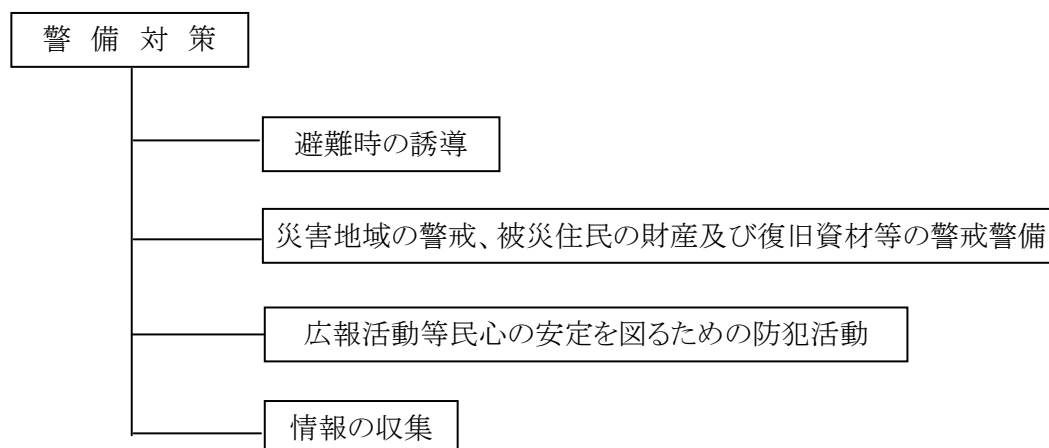
(2) 災害時要援護者に対する配慮

住民の避難誘導に当たっては、高齢者、障害者、子供、外国人等の災害時要援護者を優先的に避難させる等、充分配慮した対応を行うものとする。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

2 警備対策フロー図



3 避難時の誘導

市は、避難時の誘導にあたって、阿賀野警察署及び関係機関と緊密な連絡をとり、避難に伴って生ずる交通の混乱、トラブル等の危険の防止にあたる。被災の危険が予想される場合は、住民を早めに避難させること。

4 災害地域の警戒、被災住民の財産及び復旧資材等の警戒警備

市、阿賀野警察署及び関係機関は、災害の発生時、被災地域、復旧資材置場等に対する警戒警備を実施し、被災住民の財産及び復旧資材等の盗難防止活動を行うものとする。

特に住民が避難した地域等については、自主防犯組織等の協力を得て地域安全活動を強化し、犯罪の予防、財産の保護等に努めるものとする。

5 広報活動等民心の安定を図るための防犯活動

(1) 広報活動の実施

被害状況、交通規制状況、復旧状況等災害に関する広報活動を行う。

(2) 報道機関に対する情報の提供

報道機関に対して、災害に関する情報の提供及び独自の広報活動を行う。

6 情報の収集

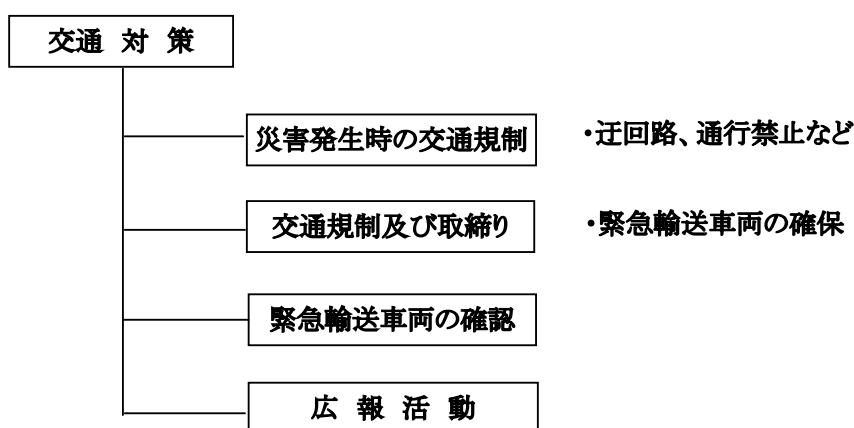
災害発生に伴う警戒警備等のため、被害発生状況、住民の避難状況、交通状況その他治安情報の収集にあたるものとする。

第 15 節 交通対策計画

1 計画の方針

市は、災害発生時において阿賀野警察署及び防災関係機関等と緊密な連絡の下に、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、危険箇所の表示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、緊急輸送車両の確認、その他運転者のとるべき措置についての広報等を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

2 交通対策フロー図



3 市の措置

(1) 被害状況の把握

災害が発生した場合には、市は速やかに防災関係機関団体、自治会長等からの情報、市職員による被害調査等により、市内道路、橋梁の被害状況を把握する。

この場合、阿賀野警察署、新発田地域振興局地域整備部と連携・協力して情報の共有化を図り、下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集するものとする。

ア 緊急交通路

イ 避難路

ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 応急措置の実施

被害調査結果に基づき、危険箇所に対する標示、地域住民に対する広報等を行うとともに、阿賀野市建設業協会の協力を得て、危険度・重要度等を勘案して速やかに道路の応急復旧を行う。

(3) 避難路の指定

道路、橋梁の被害状況から安全な避難路を選定し、自治会長等に連絡する。また、阿賀野警察署にも連絡する。

4 災害発生時の交通規制

(1) 交通規制の基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、阿賀野警察署並びに防災関係機関団体等と連携し、道路の被害状況及び交通の状況の把握に努め、交通規制を迅速かつ的確に行うほか、危険箇所の表示、迂回指示等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

(2) 交通規制の区分

交通の規制は、次の区分により行う。

ア 道路管理者(国土交通大臣／知事／市長)

(ア) 道路の破損、欠壊その他の事由により危険であると認められる場合

(イ) 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(道路法第 46 条第 1 項)

イ 警察／公安委員会

(ア) 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合

(イ) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合

(災害対策基本法第 76 条、道路交通法第 4 条第 1 項)

ウ 阿賀野警察署長

道路交通法第 4 条第 1 項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。

(道路交通法第 5 条第 1 項)

エ 警察官

道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合に、通行を禁止し、又は制限することができる。

(道路交通法第 6 条第 4 項)

(3) 交通規制の内容

ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。

イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。

ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

オ 走行中の全車両を道路の左端に寄せて停車させ、道路中央部を住民の避難路及び緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに管内の道路被害状況等を調査する。

5 緊急輸送車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県防災局又は警察本部交通規制課等において実施される。

(2) 確認の実施責任者

緊急輸送車両の確認は、車両の使用者の申出により公安委員会(阿賀野警察署)が行う。

(3) 緊急輸送車両の範囲

緊急輸送車両の範囲は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の次の業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難・救護、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 被災地の施設及び設備の応急復旧に関する事項

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ 上記のほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(4) 緊急輸送車両の申出

緊急輸送車両の申出は、所定の様式により行い、その都度車両の確認を行うものとする。ただし、あらかじめ災害応急対策用として届け出のあった車両については、事前に確認できるものとする。

(5) 緊急輸送車両の標章等の交付

緊急輸送車両の標章等の交付を受けた緊急輸送車両の使用人は、当該車両の前面左側に標章を提示するとともに、証明書を携帯するものとする。

6 自動車運転者のとるべき措置

平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、大規模な災害の発生時にとるべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。

(1) 走行中のとき

- ア できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。
- イ 停車後はカーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- エ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき

通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。

- ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わないときや、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）

7 広報活動

車両の通行に必要な情報の収集に努め、報道機関等に協力を要請し、交通の状況と交通規制の実施状況、車両運転の自粛と運転者のとるべき措置等の広報活動を行うものとする。

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

第 16 節 消火活動計画

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下において発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動、応援要請による消防力の増強により災害の拡大を防止する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

(イ) 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防衛活動に当たる。

(ウ) 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

イ 達成目標

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速・効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、災害時要援護者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(3) 積雪期における対策

積雪期は、積雪や落雪による道路の混乱で消防隊の現場到着が遅れるため、住民及び消防署、消防団は、次の事項に留意して火災対策にあたるものとする。

ア 住民等の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止を徹底する。また保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず直ちに掘り起こす。

(ウ) 火災が発生した場合は直ちに消防へ通報するとともに、地域で協力して初期消火に努める。

イ 市消防本部の対応

(ア) 放送機関等を通じた広報により、住民等に出火防止の徹底を呼びかける。

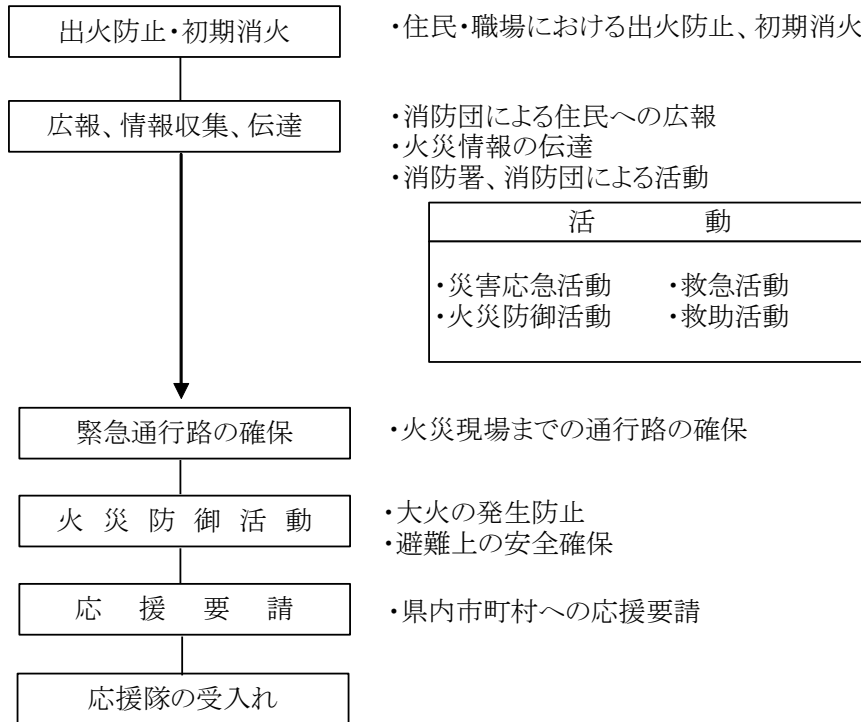
(イ) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(4) 惨事ストレス対策

消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 消火対策フロー図



3 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び事業所自主防災組織等は、家庭及び職場等において、出火防止、初期消火及び情報の伝達に努めるものとする。

(1) 電気器具、暖房機具、ガスコンロ等の安全な使用

(2) 近隣で発生した火災に対する自らの安全が確保できる範囲内での初期消火活動の実施及び消防団の消火活動への協力

(3) 消防機関への迅速な通報

4 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、消防署等と緊密な連携のもとに火災防御活動に努めるものとする。

(1) 消防団の参集等

消防団員は、参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。

(2) 初期消火の広報等

出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

(3) 情報の収集、伝達

現地火災情報等を収集し、消防機関へ伝達する。

(4) 消火活動

常備消防部隊が到着するまでの間、地域住民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。常備消防の部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。

5 消防本部の活動

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、適切な消火活動に努めるものとする。

(1) 消防職員の招集

火災警報発令時等における電話、サイレン等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防御活動に必要な消防職員の迅速な参集を図るものとする。

(2) 火災情報の収集

119番通報、職員の参集途上の情報、消防団、自主防災組織等による情報、森林管理署等からの情報を収集する。

(3) 緊急交通路の確保

ア 警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請するものとする。

イ 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行うものとする。

(4) 火災防御活動

ア 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大防止、鎮圧する。

イ 火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については避難上の安全を確保するための消防活動を行う。

ウ 避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防御活動を行う。

(5) 消防水利の確保

消防機関は、利用可能な消防水利を明記した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速、的確な消防水利の確保を図る。

6 県消防防災ヘリコプターの緊急要請

(1) 消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

市長又は消防長は消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する場合は、下記の連絡先へ電話で緊急運行要請を速報連絡するものとする。

速報後、「消防防災航空隊出動要請書」を作成し、ファクシミリで航空隊事務所へ送付する。

資料編 ○消防防災航空隊出動要請書

緊急運航の要請連絡先

新潟県消防防災航空隊	
電 話	0 2 5 - 2 7 0 - 0 2 6 3
F A X	0 2 5 - 2 7 0 - 0 2 6 5
携帯電話	0 9 0 - 8 9 4 3 - 9 4 0 9
(勤務時間以外)	
新潟県庁警備員室	0 2 5 - 2 8 5 - 5 5 1 1

(2) 緊急運航活動の内容

ア 災害応急対策活動

災害の状況把握、物資搬送等

イ 火災防御活動

火災等の消火、火災情報等の収集及び伝達、住民への避難誘導等の広報

7 広域応援の要請

(1) 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに広域消防相互応援協定等に基づく応援を指定市町村長又は地域の代表消防本部に要請する。

(2) 消防本部は、(1)によって対応できないと判断した場合は、市長に対し緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を県に行うよう要請する。

(3) 市長は、緊急消防援助隊をもっても消火活動に対応できない場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。

第 17 節 救急・救助活動計画

1 計画の方針

災害により、被災した住民等に対し、地域住民、自主防災組織、消防団、消防本部、警察、医療機関等と連携して、迅速かつ適切な救急救助活動を行う。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる。
- (イ) 市は、直ちに本地域防災計画の定めるところにより、地元医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。
- (ウ) 消防職員及び消防団員は本地域防災計画の定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、消防署及び消防団は直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救急救助活動を行う。
- (エ) 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。
- (オ) 市及び消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに本地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

イ 達成目標

- (ア) 住民又は住民の自治組織等により迅速な初動対応ができる。
- (イ) 消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。
- (ウ) 市が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急救助体制を確立する。
- (エ) ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(2) 災害時要援護者に対する配慮策

地域住民、阿賀野警察署、市及び消防本部等は、災害時要援護者（障害者、傷病者、要介護高齢者、妊婦及び乳幼児等）の適切な安否確認を行い、救急救助活動を速やかに実施する。

(3) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、市は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

(4) 惨事ストレス対策

救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 住民・自主防災組織の活動

大災害発生時は、交通路の遮断と救急需要の同時多発により、救助隊の到着遅延や活動困難のために負傷者等の救命率の低下が予想される。このため、被災地の地域住民及び災害の現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、協力して救出活動に当たるものとする。

(1) 関係機関への通報

災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線搭載車両に協力を依頼するものとする。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り協力して負傷者の保護にあたるものとする。

自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力して救助活動にあたるものとする。

(3) 消防機関等への協力

災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

3 市及び消防機関の活動

(1) 救助活動の実施

ア 大災害発生時は、消防職員及び消防団員は、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、消防署及び消防団の指揮者は直ちに救助隊を編成するものとする。

イ 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

ウ 市は、直ちに本地域防災計画の定めるところにより、地元医師会等と協力して学校等に救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たるものとする。

(2) 重傷者等の搬送

負傷者等の手当ては、できるだけ最寄りの医療機関や市の開設した救護所等現地で行うものとする。重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるものとする。

また、救急車により直接病院へ搬送することが困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターによる病院への搬送を要請するものとする。

(3) 広域応援の実施

ア 市消防本部は、災害の規模が大きく当該消防本部だけでは対処できないと判断した場合は、必要に応じて、「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく近隣消防本部

への応援要請、新潟県消防長会で策定された新潟県応援出動計画に基づく応援要請、県に対する緊急消防援助隊の応援出動の要請を行うものとする。

イ 市消防本部は、要請を受けたときは直ちに応援出動するものとする。また、大規模災害発生に際しては自主的に出動準備をし、災害の状況に応じて必要と判断されたときは、応援要請を待たずして自主的に応援出動するものとする。

ウ 市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い、必要な消火体制を確保する。

第 18 節 医療救護活動計画

1 計画の方針

県、市、医療機関及び医療関係団体は緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む。)救護を行うものとする。

また、この計画のほか、具体的な医療救護活動に関するものは、別に定めるものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市は、県と情報共有し、地域住民の生命及び健康を守るため医療救護活動を行う。

(イ) 市は、災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

(ウ) 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

(エ) 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段(衛星携帯電話など)の確保に配慮する。

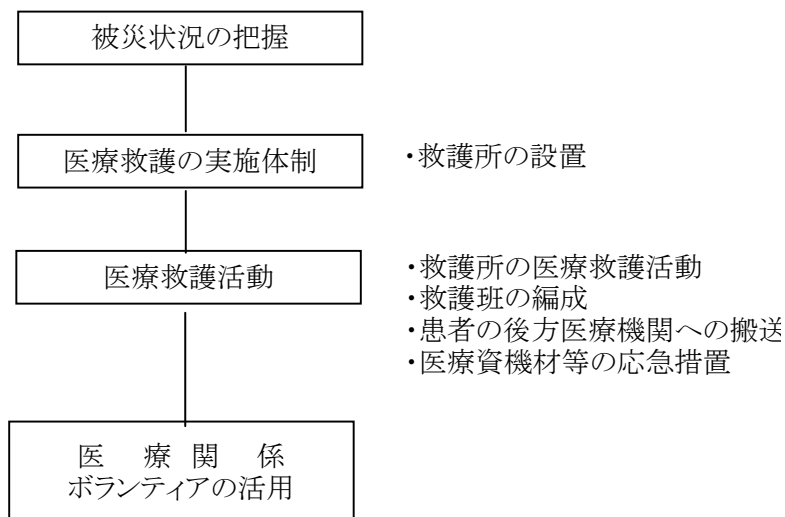
イ 達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体が、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む。)救護を行う。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、災害時要援護者への医療救護活動を円滑に行う。

2 医療救護活動応急対策のフロー図



3 被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、県は発災直後に被災地域内の市町村及び医療機関等から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 医療機関の施設・設備の被害状況
- (2) 負傷者等の状況
- (3) 診療(施設)機能の稼働状況(人工透析実施の医療機関にあつては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み)
- (4) 医療従事者の確保状況
- (5) 救護所の設置状況
- (6) 救護所及び医療機関への交通状況
- (7) 医療資機材等の需給状況
- (8) 119番殺到状況及び救急車出動状況

4 医療救護施設の設置

市は、医療救護活動の展開において、医師会及び医療機関と連携を図り、適切な救護に当たるものとする。また、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置するものとする。

5 医療救護活動

(1) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行うものとする。

- ア 初期救急医療(トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕をともなう医療救護活動)
- イ 災害時拠点病院等への移送手配
- ウ 医療救護活動の記録
- エ 死亡の確認
- オ 市への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告

(2) 患者等の搬送

市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行うものとする。

(3) 医療資機材等の供給

ア 市は、医療救護活動に必要な医療資機材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行うものとする。

イ 医療救護班等は、医療救護活動に必要な医療資機材を携行するものとし、その補充は県に要請する。

(4) 医療費器材等の応急措置・供給

災害時には限られた器材と薬品、人員等により診療行為を行う必要があり、薬品の使用量も最小限に止めるなどの措置をとることにより、多くの患者の応急措置が可能になるよう努めるものとする。また、医療救護活動に必要な医療費器材等の調達を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行うものとする。

(5) 救急救命活動の拡充

6 医療関係ボランティアの活用

市は、県の設置する災害ボランティア活動組織及び市社会福祉協議会と連携し医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。

7 医療機関の災害時の対応

(1) 災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定している病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。

(2) 被災地及び被災地に隣接する医療圏の病院は、受入れ可能患者数の状況を新発田地域振興局健康福祉環境部に報告するとともに、後方病院として医療救護活動を行うものとする。

第 19 節 防疫及び保健衛生計画

1 計画の方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調をきたしたり、感染症が発生しやすくなる。

市は、被災地区の保健衛生対策や消毒及び伝染病患者の早期発見等予防のための各種措置を実施し、災害発生時における被災地区の防疫対策及び保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。

(1) 基本方針

ア 住民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努めるものとする。

イ 市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとるものとする。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

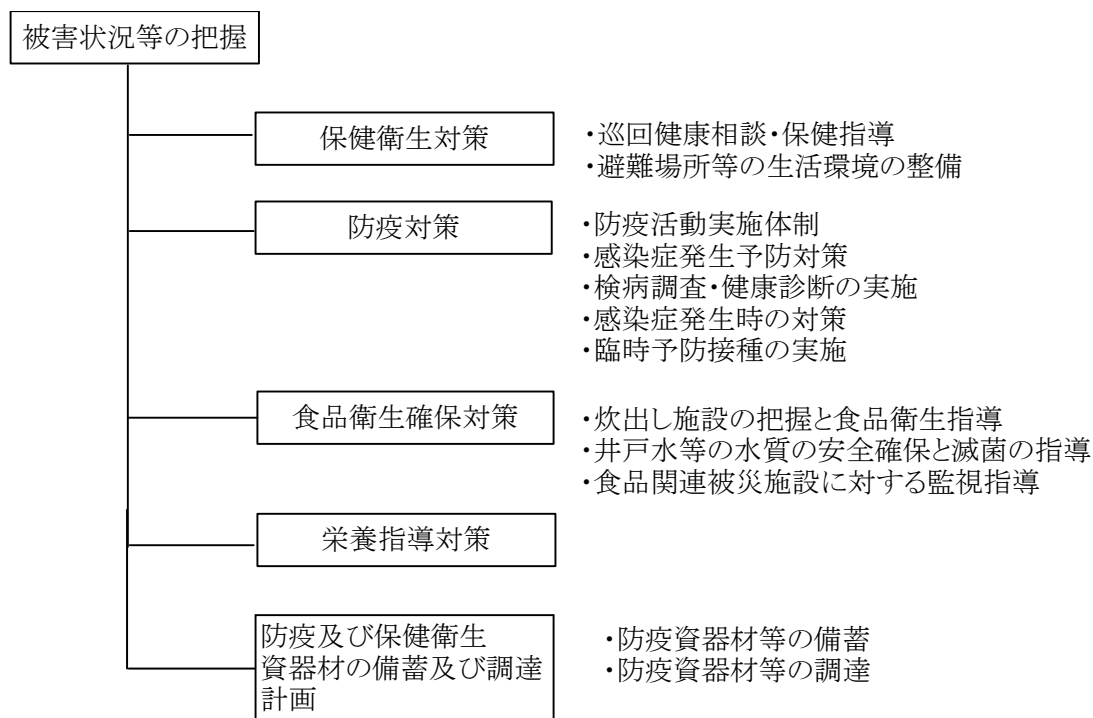
市は、災害時要援護者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施するものとする。

(3) 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

2 防疫及び保健衛生計画のフロー図



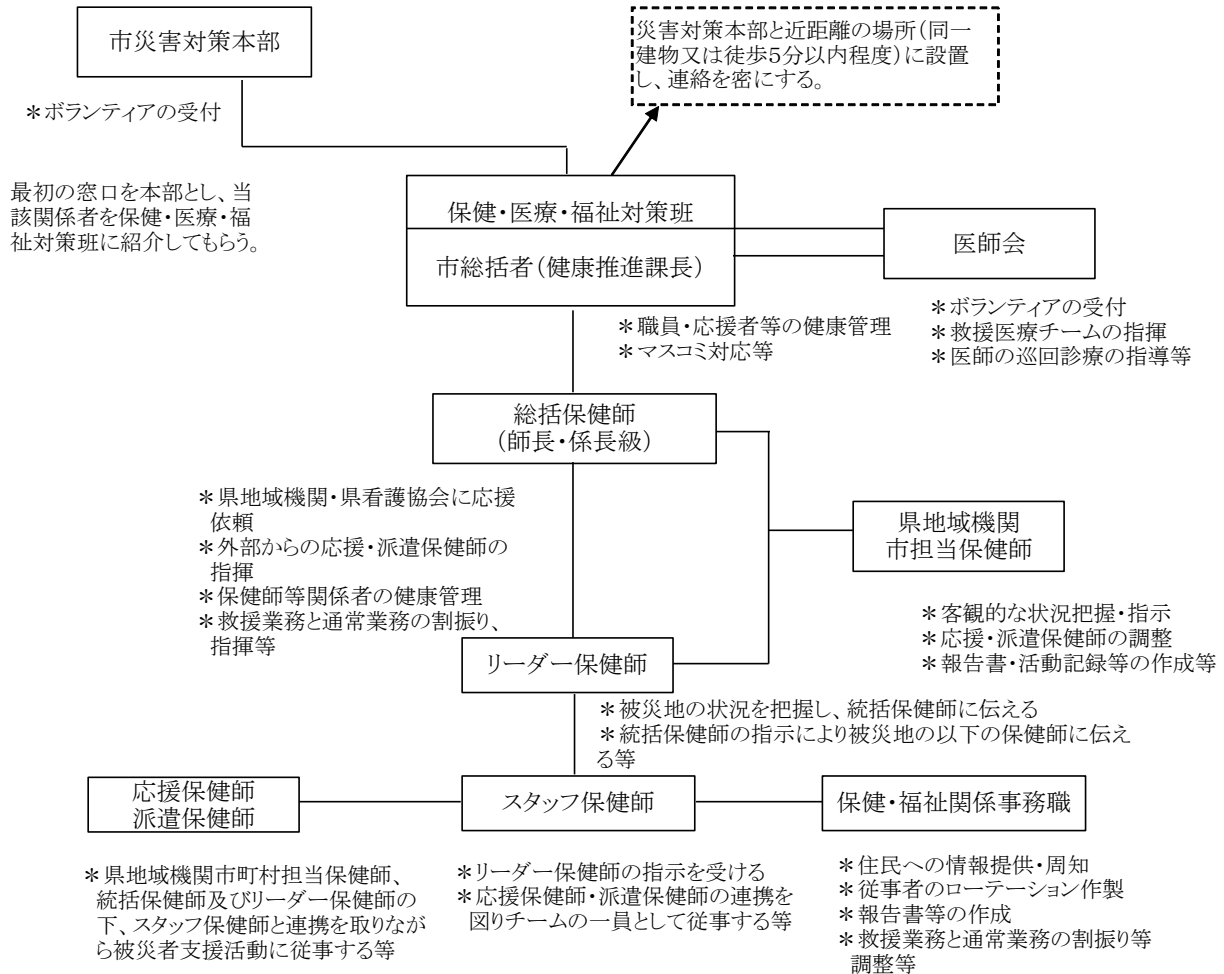
3 被害状況の把握

風水害等の発生時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、市は、以下の事項について、被害状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 集団給食施設の被害状況

4 保健衛生対策

【市における災害時保健活動の体系図】



生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、被災の程度等により市だけで対応できない場合、新発田地域振興局健康福祉環境部と連携し、避難場所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるよう支援するものとする。

(1) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、災害時要援護者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施するものとする。

また、ケースへの適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神保健及び福祉対策関係者等と連絡調整を図るものとする。

ア 寝たきり者、障害者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等災害時要援護者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障害者等に対する保健指導

- ウ インフルエンザ等の感染症予防の保健指導
- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 精神保健への対応
- カ 口腔保健指導

(2) 避難場所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに関係機関と連携して生活環境の整備に努めるものとする。

- ア 食生活の状況(食中毒の予防等への対応)
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 精神保健に関する相談
- オ 室温、換気等の環境
- カ 睡眠、休養の確保
- キ 居室、便所等の清潔
- ク プライバシーの保護

(3) 緊急清掃

被災地域における汚物の処理は、市長が実施するものとし、災害の規模が極めて大きい等のため市において処理することができない場合は県知事の指示により、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

応急的な汚物の処理は保健福祉対策部が担当し、概ね次の方法によって行うものとする。

- ア 清掃員及び器材の確保
ごみ、し尿など汚物の計画的収集、運搬を行うための人員器材の確保を図る。
- イ 掃除義務者の協力
土砂、その他の障害物の堆積により、運搬車の走行が困難な地域においては、各家庭に対し市の指定する一定の場所まで、ごみ、し尿などの汚物を搬出するよう協力を求める。この場合においてのし尿搬出は十分に消毒を行ったのち行うものとする。
- ウ 廃棄物処分
収集、搬出したごみの処理は、焼却場で焼却するほか必要に応じて埋立て、露天焼却等、環境衛生上支障のない方法で行うものとし、し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて近隣市町村に処理を依頼する。
- エ 廃棄物容器の確保
ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当な廃棄物容器を配付する。
- オ 公衆便所の確保

必要に応じて公衆の用に供する仮設便所を設置する。

カ 汚染地域の消毒

浸水、その他によりごみ、し尿が流出し汚染した地域、及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については石灰乳又は、クレゾール石鹼により消毒を行う。

5 防疫対策

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、市は、防疫対策を迅速かつ強力に実施するものとする。

(1) 防疫活動実施体制

市は被災の規模に応じて、迅速に防疫活動ができるよう防疫活動の組織を明確にし、所要の動員計画を定め、必要に応じて適切な行動が行えるようにするものとする。

(2) 感染症発生予防対策

市は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に次の感染症発生予防対策を実施するものとする。

ア パンフレット、リーフレット等を利用して、被災者の健康管理について、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導するとともに、台所、便所、家の周りの清潔、消毒方法を指導するものとする。

イ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施するものとする。なお、清潔方法の実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施するものとする。

ウ 便所、台所等を中心に消毒を実施するものとする。

(3) 検病調査・健康診断の実施

市は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、検病調査及び健康診断を実施するものとする。

ア 検病調査の実施に当たっては、医師、保健師、助手等をもって班編成を行い、緊急度に応じて計画的に実施するものとする。この場合、浸水地域の住民及び集団避難場所の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施するものとする。

イ 検病調査の結果必要がある時は、検便などの健康診断を行うものとする。

(4) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者(以下「感染症患者等」という。)が発生したときは、次の対策を実施するものとする。

ア 感染症患者等の入院

市は、感染症患者等が発生した時は、速やかに入院の措置をとるものとし、交通途絶のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、なるべく災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関に収容するものとする。

イ 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施

市は、感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者に対し、検病調査、検便等の健康診断を実施し、病気に対する正しい知識や消毒方法等の保健指導を行うものとする。

ウ 家屋、台所、便所、排水口等の消毒の実施

市は、台所、便所、排水口等の消毒を実施し、汚物、し尿は消毒後に処理するものとする。

(5) 臨時予防接種

災害地の伝染病のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を定めて、健康福祉環境部と連携して、予防接種を実施するものとする。

6 食品衛生確保対策

市及び関係機関は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、次の対策を実施するものとする。

(1) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

新発田地域振興局健康福祉環境部と連携し、被災地区での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理についての指導を行うものとする。

(2) 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

被災者に対し、普段使用していない井戸等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確保と滅菌を指導するものとする。

(3) 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、冠水食品の廃棄等食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施するものとする。

ア 冠水食品の廃棄の指導

イ 機能損失食品(冷蔵、冷凍庫)の監視

ウ 施設・設備等の洗浄消毒の指導

(4) 食品衛生協会との連携

新発田地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施するものとする。

7 栄養指導対策

市は、被災者の栄養確保を図るため、新発田地域振興局健康福祉環境部と連携し、

炊き出しの栄養管理指導、栄養相談、集団給食施設への指導等を実施するものとする。

(1) 炊き出しの栄養管理指導

市は、健康福祉環境部と連携し市が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施するものとする。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の災害時要援護者の在宅食事療法必要者に対しては食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行うものとする。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施

被災生活の中で、健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食などの特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施するものとする。

(4) 集団給食施設への指導

状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導するものとする。

8 資機材の緊急調達

市は、防疫資機材等が不足の場合、新発田地域振興局健康福祉環境部に確保を要請するものとする。

新発田地域振興局健康福祉環境部は、管内市町村で防疫資機材等を賄うことができない場合は、県健康対策課に確保を要請する。県は、防疫薬品業界団体と予め締結した協定に基づき、防疫資機材等の速やかな供給を要請する。

第 20 節 こころのケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民の責務

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより災害時要援護者に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 市の責務

a 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

b 必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

2 被災者の状況等の把握

市は、避難所等における被災者のこころのケア対策を実施するために、次の事項について被災者の状況等を把握する。

(1) 被災者の生活状況の把握及びニーズ

(2) 被災者の医療状況等

(3) 被災地等における医療チームの活動状況

3 「こころのケアチーム」の派遣要請

(1) 県等への派遣要請

市は、急性ストレス障害及び在宅知的障害者の医療を確保するため、県等に「こころのケアチーム」の派遣を要請する。

(2) 災害時要援護者への配慮

市は、災害によるダメージを受けやすい乳幼児・高齢者・障害者及び災害遺族等に対して「こころのケアチーム」等の支援を行うに際しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

4 学校等におけるこころのケア対策

学校等は、市教育委員会と協力して、次のようなケア対策を行う。

(1) こころのケアに係る職員研修、児童生徒への説明、保護者への説明会を実施する。

- (2) カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングを実施する。
- (3) 教員による児童生徒への早期カウンセリングを実施する。
- (4) 災害時要援護者に対する配慮として、こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付する。

第 21 節 廃棄物処理計画

1 計画の方針

災害時には、災害によるごみ、し尿等の廃棄物処理を迅速・適正に行い、生活環境の保全並びに住民生活の確保に努めることが重要である。

このため、市はそれぞれの区域における被災状況を想定した廃棄物処理計画及び作業計画を策定するものとする。

(1) 基本方針

ア 住民の責務

(ア) ごみ処理

- a 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- b 家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。
- c ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（水害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等は行わない。

(イ) し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

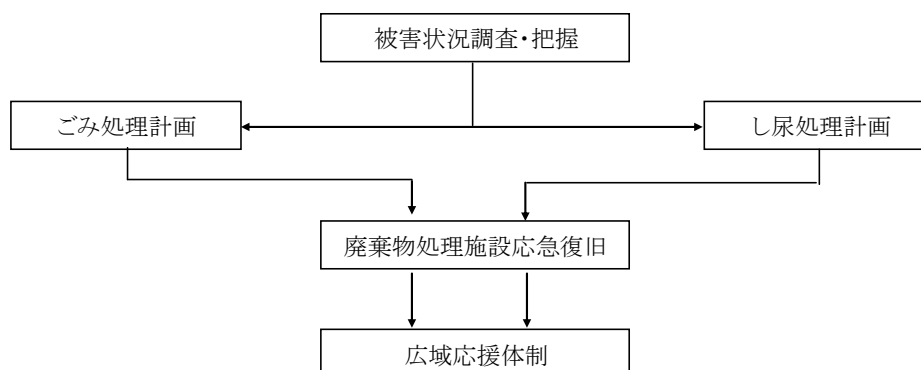
イ 達成目標

- (ア) 生活ごみ等の収集は、おおむね 2 日～3 日以内に開始する。災害ごみの収集は、おおむね 2 日～3 日以内に開始し、5 日～7 日以内での収集完了に努める。
- (イ) し尿の収集は、おおむね 24 時間以内に開始する。
- (ウ) 災害がれきの収集は、おおむね 1 か月以内に開始する。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

市は、災害時要援護者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市災害ボランティアセンターとの調整を図る。

2 廃棄物処理応急対策フロー図



3 被害状況調査・把握

(1) 調査体制の整備

市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備及び調査者を明確にした調査体制を整備するものとする。

(2) 被害状況の報告と体制の整備

市は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急に取りまとめ、新発田地域振興局健康福祉環境部に連絡する体制を整備するものとする。

4 ごみ処理計画

(1) ごみ対策の樹立

市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の臨時点検等により処理能力を確認のうえ、ごみの収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。

(2) 近隣市町村への応援要請

市は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村に応援要請を行うものとする。

(3) 県に対する広域応援要請

広範囲の被災のため、近隣市町村での応援による処理が困難と見込まれる場合は、市は、県に対し広域応援を要請するものとする。

(4) 道路の確保

市は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し搬入等の協力を地区住民に求めるものとする。

(5) 生ごみ等の収集対策

市は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上できるかぎり早急に収集運搬が行われるよう、その体制の確立を図るものとする。

(6) がれき等の収集処理

損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合及び道路上に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行うものとする。

また、収集処理にあたっては、できる限りリサイクルに努めるものとする。

(7) 暫定的なごみ置き場の確保

災害時には粗大ごみ、不燃性廃棄物等が大量に出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入がで

きない場合等が考えられるため、市は必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる場所を確保するものとする。

(8) ごみ袋などの配付

ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配付するものとする。

(9) 廃家電等の適切な回収処理

被災して廃棄された廃家電等は、できるだけ早い時点で分別を行い、特定家庭用機器再商品化法に基づいて製造事業者等に引き渡すなどによりフロン類の回収処理の円滑な実施を確保するものとする。

ごみ処理施設

五泉地域衛生施設組合 0250-43-3853

阿賀野市環境センター 0250-62-4571

5 し尿処理計画

(1) し尿の収集、運搬、処分の対策を樹立

市は、倒壊家屋や流出家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日から、できるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。

このため、市は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の臨時点検等により処理能力を確認のうえ、し尿の収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。

(2) 近隣市町村へ収集、処理の応援要請

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

(3) 県に対する広域応援要請

広範囲の被災のため、近隣市町村での応援による処理が困難と見込まれる場合は、市は、県に対し広域応援を要請するものとする。

(4) 水の汲み置きの指導の実施

風水害等の場合にあっても、管路の流出等により使用水が断水するおそれがあるため、市は水洗トイレを使用している世帯に対しては、平素から水の汲み置きを指導するものとする。

(5) 臨時の貯留施設設置

市は、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留施設を設置し、あるいは必要な共同の仮設便所等を早期に設置し、適正に管理するものとする。

(6) 防疫に配慮した衛生の確保

風水害等の場合には、便槽からし尿が流出するおそれもあるが、この場合の対策は、「第19節防疫及び保健衛生計画」によるものとする。

6 廃棄物処理施設の応急復旧

(1) 予備資材等の整備

市は、処理施設が稼働しない場合は生活環境に多大な影響を及ぼすことを考慮し、常日頃から維持管理点検体制を整備するとともに、非常時に備え予備資材等の整備に努めるものとする。

(2) 廃棄物処理施設の応急復旧

風水害等の被害により、廃棄物の処理施設、設備等に欠陥が生じた場合は、早急に臨時点検を行い、被害状況、稼働状況を県に報告するとともに応急復旧を行うものとする。

また、廃棄物の収集、処分作業に影響を及ぼす場合は、近隣市町村等の応援依頼等により、効率的な清掃活動を確保するものとする。

(3) 県に対する応援要請

市は、要員及び資材等の不足により、応急復旧が不可能のときは県に応援要請するものとする。

7 廃棄物処理の広域応援体制

市は、被災時における廃棄物の排出量及び収集、処理能力を想定のうえ、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。

第 22 節 トイレ対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民・企業等の責務

風水害発生から3日間程度に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄うよう努めるものとする。

(イ) 市の責務

- a 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)
- b 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。
- c 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
- d 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

イ 達成目標

(ア) トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

地震後 ～12 時間	・ 避難所公共トイレの使用 ・ 備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによるトイレ確保
〃 ～1 日目程度	・ 企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
〃 12 時間～2 日目程度	・ 企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
〃 2 日目程度～	・ 需要に応じてトイレ追加・再配置 ・ 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレを供給

(イ) トイレトペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね 24 時間以内に行う。

(ウ) トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね 24 時間以内に確立する。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

ア 避難所に災害時要援護者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、災害時要援護者用の簡易トイレを配備（概ね 24 時間以内）する。

イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、災害時要援護者のトイレ利用に配慮する。

ウ 災害時要援護者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

2 快適な利用の確保

- (1) 市は、避難者に対して、災害時要援護者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- (2) 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (3) 市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。
- (4) 市は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。
- (5) 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

第 23 節 入浴対策計画

1 計画の方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(1) 基本方針

ア 市の責務

(ア) 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請

(イ) 入浴施設を有する他市町村への協力要請

(ウ) 県への支援要請

イ 達成目標

入浴機会の確保は、風水害の発生から概ね 3 日以内に実施する。

2 災害時要援護者に対する配慮

(1) 入浴施設までの交通手段の確保

(2) 災害時要援護者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

(3) 災害時要援護者への入浴施設情報の広報の徹底

3 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

第 24 節 食糧供給計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、被災者及び災害応急事業現地従事者に主要食糧及び副食等を供給する必要性が生じた場合、県、防災関係機関との相互連携により、食糧の調達、供給に努める。

住民は、避難にあたり最低限 1 食分の食糧、飲料水を携帯するよう心がけるものとする。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

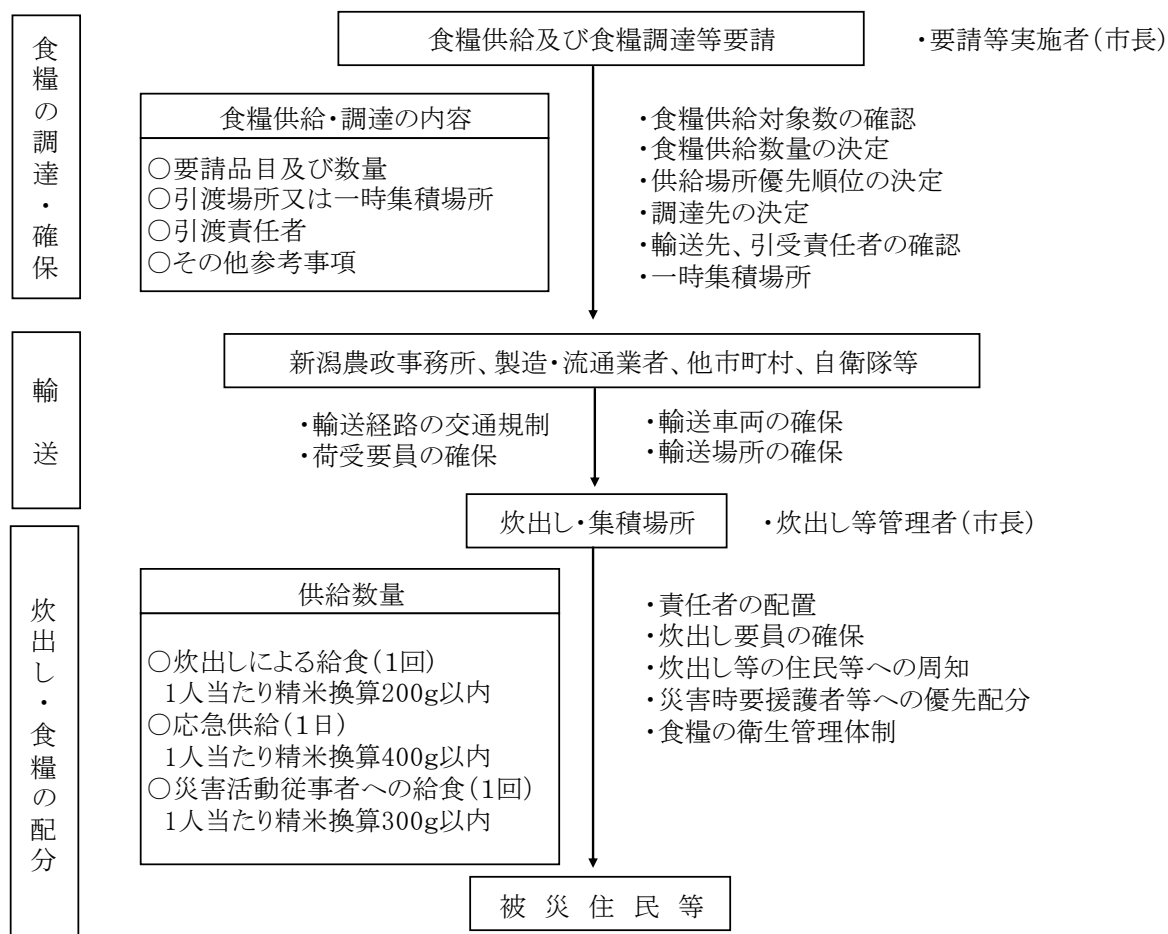
高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難 24 時間後～）

(3) 積雪期の対応

ア 市は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期すものとする。

イ 市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

2 食糧調達・供給フロー図



※ 食糧供給対象者

- ・避難所に収容及び避難した者で食糧の持合せのない者
- ・住家の被害によって炊事のできない者
- ・旅行者であって、食糧の持参、又は調達のできない者
- ・被害を受け、一時避難するもので、避難先に到着するまでの食糧の持合せのない者
- ・被災地において災害活動に従事する者で食糧の供給を必要とする者

3 市の備蓄、調達及び配分

(1) 実施責任者

市での食料供給の責任者は、市災害対策本部長とする。

応急食糧の措置は、住民対策部の担当とする。

(2) 食糧供給対象者

ア 避難所に収容及び避難した者で食糧の持合わせのない者

イ 住家の被害によって炊事のできない者

ウ 旅行者等であって、食糧の持参、又は調達のできない者

エ 被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食糧の持合わせのない者

オ 被災地において災害活動に従事する者で食糧の供給を必要とする者

(3) 備蓄

ア 市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、その備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄に当たっては、避難場所を勘案した分散備蓄について配慮するものとする。

(4) 調達

ア 民間から調達する場合は、あらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておくものとする。

イ 市のみでは十分な調達ができない場合は、本節5「関係機関の連携による広域応援体制」により県又は他の市町村に調達・供給を要請するものとする。

ウ 調達又は要請が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努めるものとする。

(5) 炊きだし

市は、炊きだしにより食糧の供給を実施する場合は、次により行うものとする。

ア 炊きだしは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行うものとする。

イ 炊きだし要員が不足する場合は、日本赤十字社新潟県支部又は県に日本赤十字奉仕団、自衛隊の災害派遣を要請するとともに、ボランティアの活用を図るものとする。

(6) 配分

被災住民への食糧の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 各避難所等における食糧の受入確認及び需給の適正を図るための、責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要援護対象者への優先配分

(7) 達成目標

食糧の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。

- ・ 避難から12時間以内 住民による自己確保又は市備蓄食料
- ・ 避難12時間後から おにぎり、パン等簡単な調達物
- ・ 避難24時間後から 自衛隊等による配送食（暖かいもの）
- ・ 避難72時間後から 自衛隊、日赤、ボランティア、住民等による現地炊飯

避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、調理器具等を提供する。

4 関係機関の連携による広域応援体制

(1) 市から近隣市町村等への応援要請

ア 市は、必要な食糧の調達・供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請するものとする。

イ 応援要請をするときは、下記の事項を明示して行うものとする。

(ア) 食糧の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考事項等

(イ) 炊きだし用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項等

(2) 市から県防災局への応援要請

市は、近隣市町村等の応援でも十分に食糧の調達及び供給ができない場合は、前記(1)イの事項を明示し、県に応援を要請するものとする。

5 食糧の衛生管理体制、栄養指導

食糧の衛生管理体制及び栄養指導については、第16節「防疫及び保健衛生計画」の食品衛生確保対策、栄養指導対策によるものとする。

第 25 節 生活必需品等供給計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時は、家屋の倒壊や損壊、火災の発生などにより、多くの人が被服、寝具、その他生活必需品を失うことが予想されるため、市は、県及び防災関係機関との連携により、迅速、的確に供給するものとする。

地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生 12 時間後からとする。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

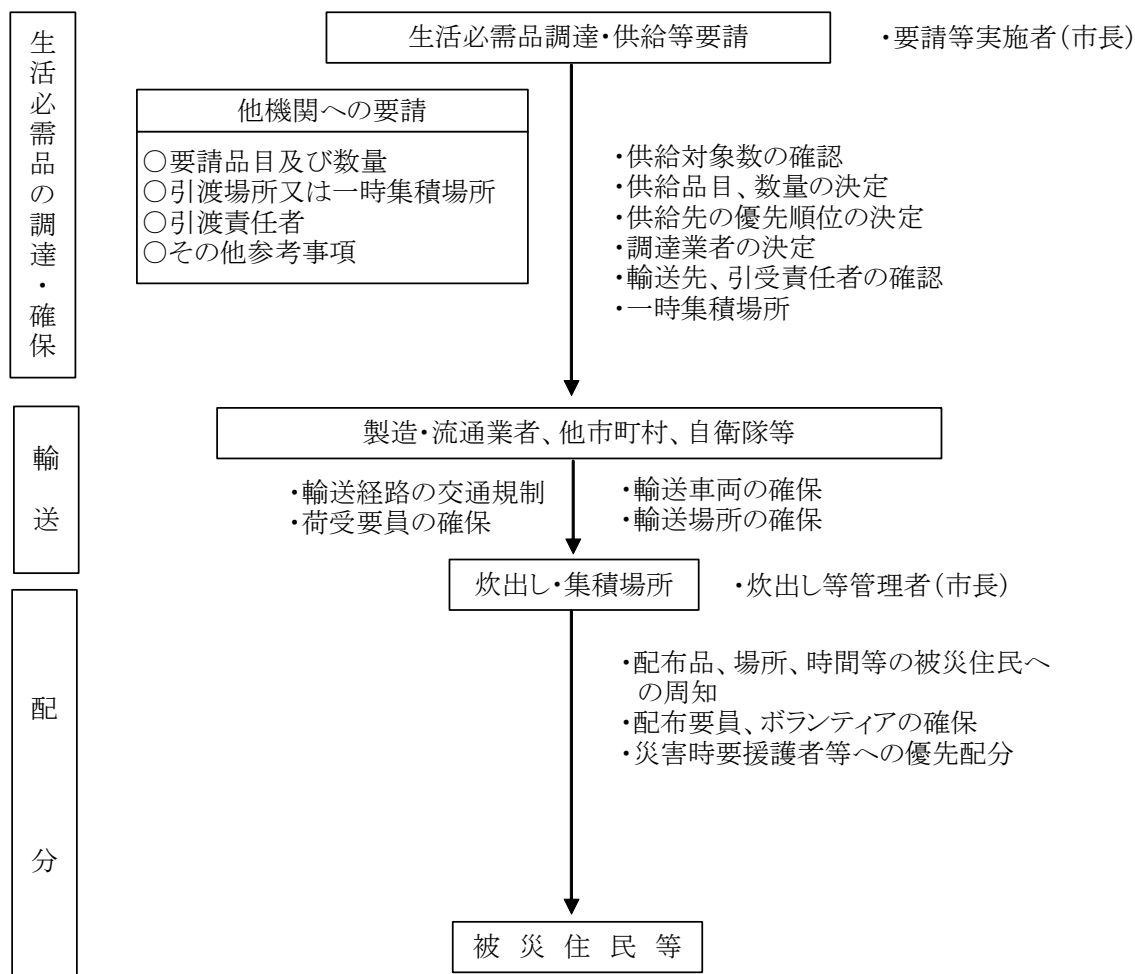
災害時要援護者用の生活必需品供給への配慮（避難 24 時間後～）

(3) 積雪期の対応

ア 市は、輸送経路の除雪に万全を期すものとする。

イ 市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 生活必需品供給フロー図



※ 生活必需品供給対象者

・住家の被害により日常生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 市の備蓄、調達及び配分

市は、あらかじめ災害時における生活必需品供給計画を策定し、被災者に対する生活必需品の供給に努めるものとする。

(1) 実施責任者

実施責任者は、市災害対策本部長し、担当は、住民対策部及び財政対策部とする。

(2) 給与又は貸与の対象者

災害により住家が、全壊・全焼・滅失・埋没・半壊・半焼・床上浸水等により、生活上必要な家財等が喪失又は、き損し、日常生活を営むことが困難な者に行うものとする。

(3) 達成目標

タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳児用粉ミルク、おむつ、毛布、仮設トイレなどは、需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね24時間以内に行うことを目標とする。

(4) 備蓄

ア 市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる生活必需品の備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄に当たっては、避難所を勘案した分散備蓄について配慮するものとする。

(5) 調達

ア 民間から調達する場合は、あらかじめ主要な調達、集積場所、輸送方法等を定めておくものとする。

イ 市のみでは十分な調達ができない場合は、本節4「関係機関の連携による広域応援体制」により県又は他の市町村に調達・供給を要請するものとする。

ウ 調達又は要請が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努めるものとする。

(6) 配分

被災住民への生活必需品の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 各避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 災害時要援護者への優先配分

4 関連機関の連携による広域応援体制

(1) 市から応援協定締結市町村等への応援要請

ア 市町村は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請するものとする。

イ 要請の際に次の明示事項を示し要請するものとする。

(ア) 品目別の調達要請量(自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量)

(イ) 引渡を受ける場所及び引受責任者

(ウ) 連絡課及び連絡責任者

(エ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(2) 市から県への応援要請

市は、近隣市町村等の応援でも十分に生活必需品の調達・供給ができない場合は、

(1) -イの事項を示し、県に応援を要請するものとする。

第 26 節 災害時要援護者の応急対策

1 計画の方針

風水害等の発生時においては、障害者、高齢者、傷病者、外国人等のいわゆる災害時要援護対象者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市と日ごろ、災害時要援護者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)との協働のもと迅速、適切な要援護対象者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じるものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

市は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、災害時要援護者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関に協力要請や災害時要援護者情報の共有を行う。また、災害時要援護者の安否確認を迅速に行う。避難後は災害時要援護者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障害者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

(イ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の災害時要援護者の安全確保の協力を努める。

(ロ) 企業の責務

災害時要援護者を雇用している企業及び関係団体は、災害時要援護者を優先的に避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

(ハ) 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保に努める。

(ニ) 災害時要援護者及び保護責任者の責務

災害時要援護者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

イ 達成目標

(ア) 避難誘導対策

災害時要援護者をもれなく避難誘導する。

(イ) 避難所※の設置・運営 ※以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、災害時要援護者に対して良好な生活環境を確保する。避難所での生活が困難な災害時要援護者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

(ウ) 生活の場の確保

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、災害時要援護者の生活の場を確保する。

(エ) 保健・福祉対策

災害時要援護者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

(オ) 外国人支援

- ・外国人の被災・避難状況を確認する。
- ・多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(2) 積雪期の対応

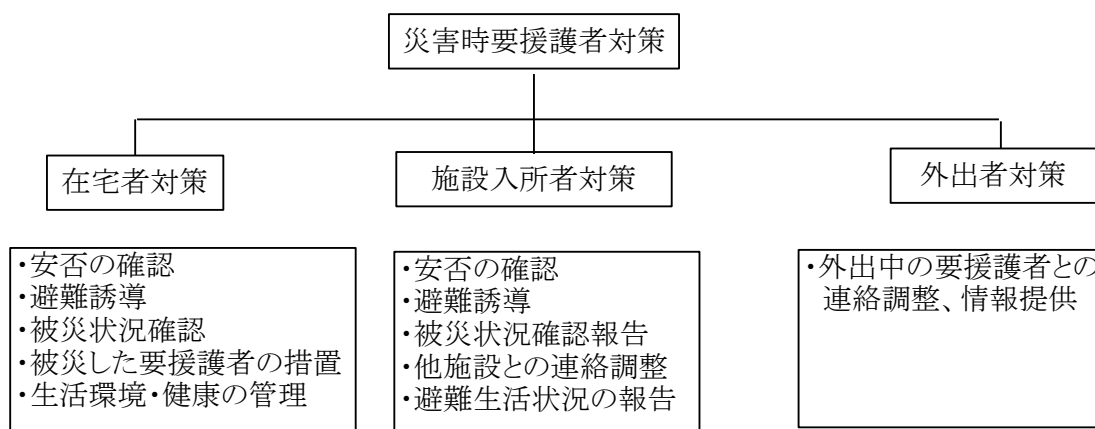
ア 在宅者における対応

積雪の多い地区においては、民生委員、消防団等地域関係者の協力を得て、介護を要する在宅者世帯及び介護者が高齢者又は高齢者だけの世帯に対し、雪下ろしや除雪に対し災害時に対応できる手立てに努める。

イ 施設における対応

積雪の多い地域の施設は、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪に努めるものとする。

2 応急対策フロー図



3 在宅要援護対象者に対する対策

(1) 風水害等が発生するおそれがある場合の事前周知

市は、風水害等が発生するおそれがあるときは、消防機関、自主防災組織等の協力を得てあらかじめ要援護対象者として登録してある者（以下「要援護対象者」と

いう。)へ事前周知のためのパトロールを行うなど有事に備えた対策を講じるよう努めるものとする。

(2) 避難

市は、災害時要援護者の避難誘導に当たっては、日頃から交際のある近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、災害時要援護者が属する自治会等を単位とした集団避難を行うよう努めるものとする。

避難の誘導に際しては、災害時要援護対象者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮するものとする。

(3) 災害発生後の安否確認

市は、要援護対象者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、その安否確認に努めるものとする。

安否確認に当たっては、必要に応じ自治会長、民生委員、近隣住民、自主防災組織等の協力を得るものとする。

(4) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市、新発田地域振興局健康福祉環境部は、次により災害時要援護者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努めるものとする。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要援護対象者の自宅等に保健師やヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

なお、被災状況の把握は、48時間以内に実施するよう努めるものとする。

イ 災害時要援護者の被災状況把握事項

(ア) 要援護対象者の身体の状態

(イ) 家族(介護者)の被災状況

(ウ) 介護の必要性

(エ) 施設入所の必要性

(オ) 日常生活用具(品)の状態

(カ) その他避難生活環境等

ウ 被災後の日常生活支援

(ア) 市は、新発田地域振興局健康福祉環境部の指導・助言を受け、在宅要援護対象者の被災状況に応じ、避難所への収容施設への緊急入所、ヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努めるものとする。

(イ) 市は、被災した災害時要援護者に対し、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努めるものとする。

4 社会福祉入(通)所施設における対策

(1) 事前避難

避難の勧告、指示等があった場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成し、避難体制を整えるものとする。避難誘導に当たっては、入(通)所者に不安を抱かせないよう配慮するものとする。

風水害等の状況に応じ、適切な避難場所(屋内、屋外、市指定避難所)を判断し、避難誘導を行うものとする。

夜間、休日等で施設職員数が少数のときは、日頃より連携を図っている周辺地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努めるものとする。

(2) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設長は入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに入(通)所者の不安解消に努めるものとする。

入(通)所者が被災したときは、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関へ救助を要請するものとする。

施設の被災により入(通)所者の避難が必要になった場合は、前(1)に準じ避難を実施するものとする。

(3) 被災報告等

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を市に報告し、必要な措置を要請するものとする。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼するものとする。

(4) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じ他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じ保護者による引き取り等の手続きを講じるものとする。

市及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんするものとする。

5 巡回相談等の実施

市は、新発田地域振興局健康福祉環境部と連携し、災害時要援護者の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の災害時要援護者に対する定期又は臨時の巡回福祉相談等を実施し、必要な措置を講じるものとする。

6 外出中の災害時要援護者対策

避難所等における要支援対象者の確認の際に把握した地域外の要支援対象者に対し、災害時要支援対象者対策班等において居住地との連絡調整を行い、それぞれに対し情報提供を行うよう努めるものとする。

第 27 節 文教施設における応急対策

1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、学校（園を含む。以下同じ。）を始めとする文教施設の管理者は、学校防災計画マニュアル及び各施設の防災計画の定めるところにより、児童・生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 学校の責務

あらかじめ定めていた学校防災計画、マニュアルに従い、生徒等の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、避難所に指定されている学校又は臨時に指定された学校にあつては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあつても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

被災後は、状況を見ながら関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

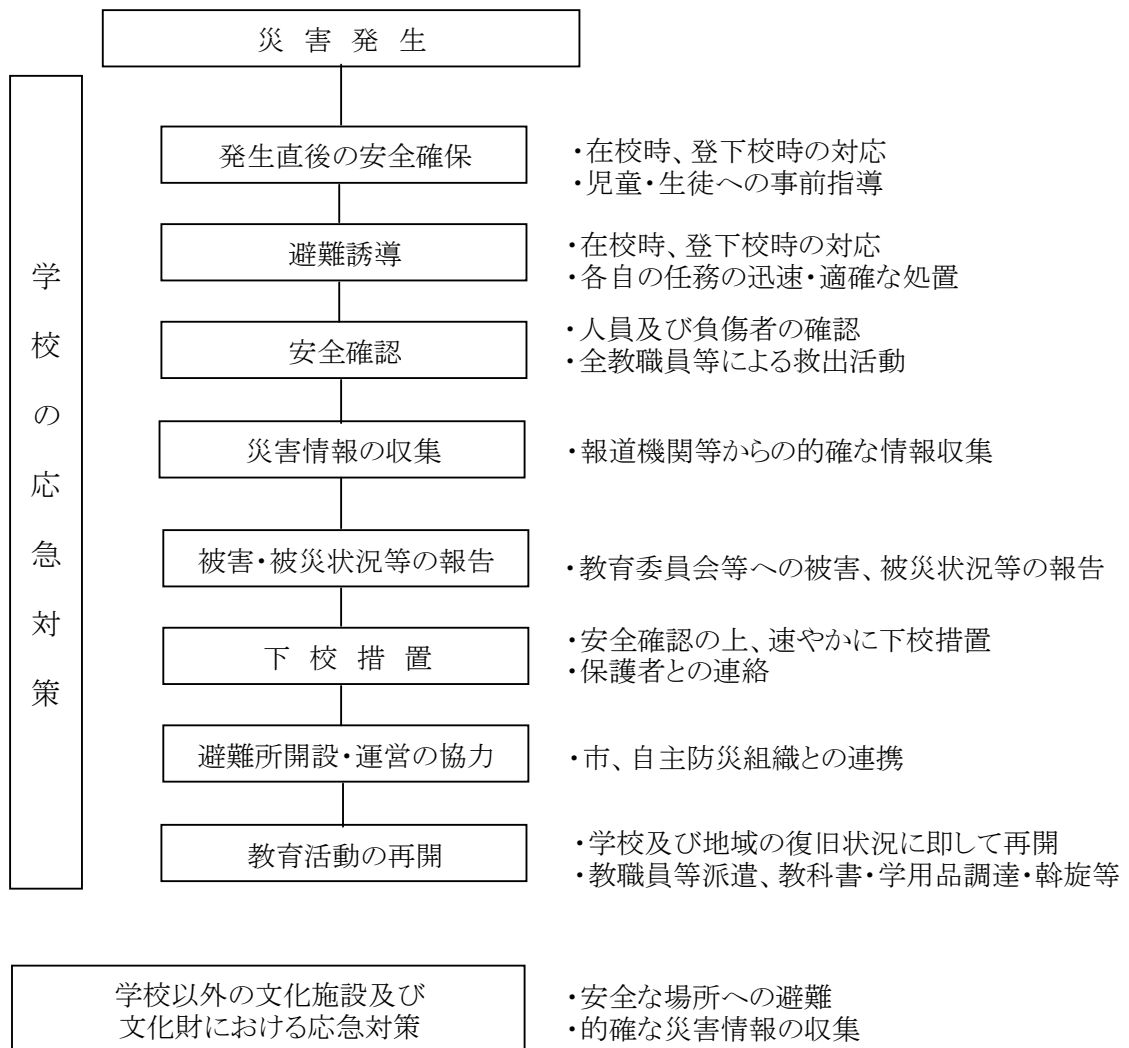
(イ) 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

イ 達成目標

平成 16 年の 7.13 新潟豪雨災害クラスの風水害に際しても、被災後、概ね 1 週間以内に全学校で教育活動を再開する。

2 文教施設における応急対策フロー図



3 学校の応急対策

(1) 災害発生前の事前措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

市教育委員会及び校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、生徒等が家庭で保護者と一緒にいられるよう配慮する。

下校措置に当たっては、中学校については集団下校、幼稚園・小学校については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

イ 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は活動を中止して本校に連絡をとり、生徒等を安全に帰校させる。

交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保した上学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

ウ 臨時休校、一斉下校等を決定したときの連絡経路

各校長は、市教育委員会を通じて県教育委員会に報告する。県教育委員会は、報告を受けた内容について県広報広聴課を通じて放送機関に連絡し、報道を要請する。

(2) 発生直後の安全確保

ア 生徒等の在校時に発生した場合の措置

直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。生徒等が避難集合し次第人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救出・捜索作業を行う。

非常持ち出し品については、予め指定された者が適切に対応する。

生徒等に対しては、以下の項目の指導を徹底する。

(ア) 教員の指示を良く聞き、勝手な行動をとらない。

(イ) 身体を保護し、深呼吸などをして気持ちを落ち着ける。

(ウ) 火災時による避難の場合、カバン、雨がさ等の通学用品を持たないで、上履きのまま外に出る。

(エ) 火災により避難した場合、途中から教室、校舎内に戻らない。

(オ) 強風等による飛来物から身体、特に頭を保護する。

イ 登下校時間に発生した場合の措置

登下校中の生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、状況を確認の上保護者に連絡する。避難してきた生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

生徒等に対しては、以下の項目の指導を徹底する。

(ア) 古い建物、建築中の建物等危険と思われる建物に近づかない。

(イ) 狭い道路はできるだけ避ける。

(ウ) 川岸からできるだけ早く遠ざかる。

(エ) 橋の上・下は危険なので、橋から速やかに遠ざかる。

(オ) 電車、バス等に乗車中は運転手、車掌、駅員等の指示に従う。

(カ) すぐ近くで火の手が上がるなど窮地に陥ったときは、大声を出して助けを呼んだり、手近に音を出せるものがあれば、それを使って自分の位置を知らせる。

(3) 勤務時間外に発生した場合の教職員の参集

校長及び学校防災計画マニュアルであらかじめ指定された教職員は直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。校長は被災状況を集約して(1)と同じ経路で速やかに市教育委員会に報告する。

また、生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮したうえで休校等の措置を検討する。

(4) 下校措置

生徒等の在校時に災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認した上すみやかに生徒等を下校させる。下校措置に当たっては、(1)と同様に取り扱うこととし、放送機関を通じて広報する。

なお、幼稚園及び小学校についてはできる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。連絡がとれない場合は、連絡がとれるまで避難場所に待機させる。

保護者への連絡は、基本的に次の方法によること。

ア 通信回線が使用可能の場合

緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらい生徒等を下校させる。

イ 通信回線が使用不可能の場合

連絡がとれない場合には、通信回線が復旧し連絡がとれるまで避難場所に待機させること。

(5) 避難誘導

ア 教職員等は、避難経路に基づき生徒等を安全な場所(校庭等)に避難させること。

(ア) タオル等目立ちやすい物等により学級の位置を知らせながら避難すること。

(イ) 避難順序や経路は、校舎の被害状況によって変更の必要が生ずるので、教職員は、状況に応じた適切な処置をとること。

(ウ) 落下物に注意しカバン等で頭部を保護すること。

(エ) 負傷者や逃げ遅れの者の有無などについて注意すること。

(オ) 誘導責任者は、授業中は授業実施中の教職員とし、休憩中及び放課後は原則として学級担任及び最も身近にいる教職員とする。

(カ) 火災が発生した場合は、適切な方法により初期消火に努めるとともに、生徒等を安全な場所に避難させること。

(キ) 非常持ち出し品については、予め指定された者が適切に対応すること。

イ 登下校中の災害発生に備えて、教職員等は、日頃、次のことを実施しておくこと。

(ア) 生徒等に対して、基本的に学校が近い場合は学校へ、それ以外の場合は市指定の避難場所に避難するか自宅に戻るよう指導しておくこと。

(イ) P T Aと連携して、生徒等の交通手段の掌握、通学路における危険箇所の事前点検及び避難場所の周知を図っておくこと。

(ウ) 小学校低学年等については、ワッペン等でどこの学校の生徒等であるかわかるようにしておくこと。

(エ) 小学生・中学生については、PTAや上級生等が避難誘導するよう、日頃から体制を整備しておくこと。

(6) 安全確認

学級担任は、速やかに人員や負傷者を確認して、学年主任、教頭、校長の手順で報告すること。人命救助が必要な場合は全教職員等で救出に当たること。

ア 養護教諭を中心に、教職員、生徒等による救護体制が編成できるよう日頃から訓練を実施しておくこと。

イ 学校医と災害時における協力について、取決めを交わすなど連携を深めておくこと。

(7) 避難所開設、運営の協力

校長等は、市長から指示があったとき又は近隣住民等が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

教職員は、行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長

施設管理者として、自主防災組織の代表者と連携して避難所運営を支援する。

(イ) 教頭・教諭

校長の指揮のもとで避難者との対応等、避難所運営を支援する。

(ウ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援する。

(エ) 栄養職員等

学校の調理施設を利用した炊き出しに協力する。

(オ) 事務職員等

行政当局との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

イ 校舎等を避難場所として使用する時の注意

(ア) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピューター室、給食室等には入室させない。

(イ) 老人、妊婦、乳幼児等災害時要援護者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるように配慮する。

(ウ) 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、当人の希望を確認した上、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設への一時入所を依頼する。

(8) 教育活動の再開

ア 授業の緊急確保

校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、すみやかな教育活動の再開に努めること。校舎の被害が甚大の場合には、以下の措置を検討する。

(ア) 同一学校内のり災を免れた他の施設を利用し、学年合同授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。

(イ) 市内の他の学校を利用する。

(ウ) 最寄りの公民館等を利用する。

イ 応急授業の開始

応急授業にあっては、教育義務者は、次の事項に留意するものとする。

(ア) 教科書、学用品の損失状況を考慮して、生徒等の負担のならないように教材等の使用に留意する。

(イ) 特に校外施設を利用した場合は生徒等の保健衛生に留意する。

(ウ) 通学路の被害状況に応じ、通学についての危険防止措置を講ずる。

(エ) 必要ある場合は家庭との臨時連絡体制を考慮する。

ウ 教科書、学用品の支給

市は、支給を要する教科書及び学用品等支給について、速やかに手配し、支給するものとする。

(ア) 教科書及び学用品の品目別支給対象者について、校長において的確に把握し、教育長に報告するものとする。

(イ) 教育長は支給方法、支給品目について、校長と連携を図り、速やかに手配し、支給するものとする。

(9) 学校給食対策

応急給食の必要があると認めるときは、市長は県並びに関係機関と協議のうえ応急給食を実施するものとする。

(10) 生徒等の心のケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先を訪ね、状況の把握、安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。

学校再開後においても、県等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等心のケア対策を継続する。

4 学校以外の文教施設及び文化財の応急対策

各施設の管理者及び文化財保有者は、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努めるものとする。

(1) 施設外への安全な避難の実施

館内放送等により施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用して施設外へ安全に避難させる。

(2) 要救助者及び負傷者に対する迅速な対応

要救助者及び負傷者がいる場合は消防・警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。

(3) 収蔵物、展示品、蔵書等の被害状況調査の実施

収蔵物、展示品、蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止の措置をとる。

(4) 施設設置者への報告

人的・物的被害状況等を集約し、被害の有無に関わらず直ちに施設の設置者に報告する。

(5) 避難所としての対応及び運営

市長から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

第 28 節 文化財応急対策

1 計画の方針

市は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等の協力を得て、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。

2 住民・地域等の役割

(1) 住民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

第 29 節 障害物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時には、倒壊、流出した家屋や工作物の転倒落下等により大量の障害物が発生することがある。

円滑な応急活動を実施するための交通の確保並びに被災者が一日も早く日常生活を営むことができるよう障害物を除去するものとする。

(2) 達成目標

輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

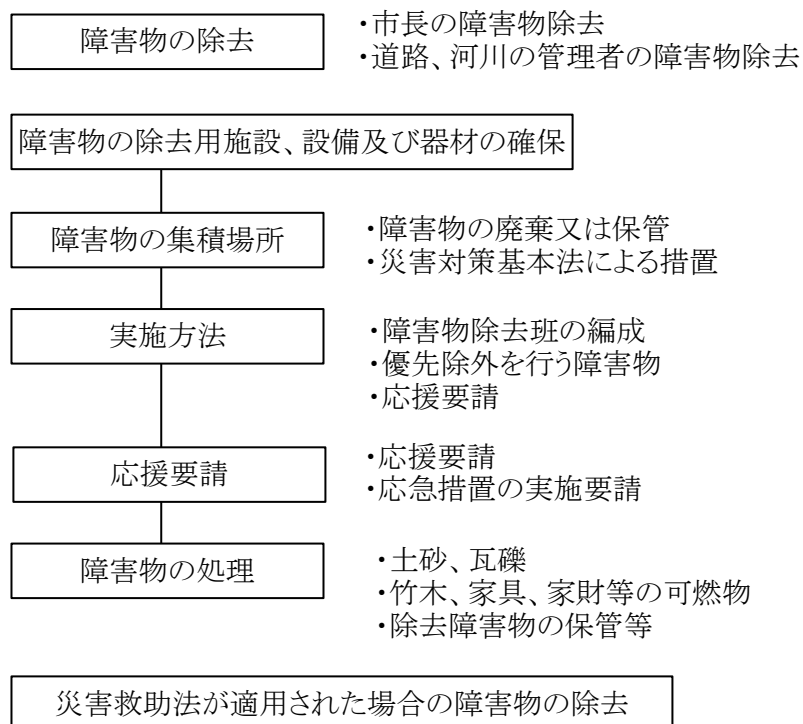
避難勧告等解除後 1 日以内	緊急交通路等の障害物情報収集
	緊急交通路等の障害物の除去
	その他の輸送路等の障害物の除去

ただし、人命救助等に必要な緊急交通路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。

(3) 積雪期の対応

降雪期における災害時の輸送路を確保するため、市災害対策本部は、県等の関係機関とともに、道路管理者があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施に当たるものとする。

2 障害物の処理計画応急対策フロー図



3 被災地における障害物の情報収集

市は被災地域全体の状況把握の他、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について、各地区の自治会長、消防団、消防本部等の各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、県等の関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施するものとする。

4 障害物処理計画の策定

(1) 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、県等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

(2) 除去障害物の集積、処分方法

障害物の集積場所は、あらかじめ市が仮置場、最終処分地について定めておくものとする。

また、障害物処理の実施者はがれきの処理処分方法にあたり、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。特に、コンクリート殻等の産業廃棄物は、可能な限り中間処理施設に運搬する。

5 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

ア 市

市は、山(崖)くずれ、浸水等により住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。

イ 道路管理者

道路にある障害物の除去を行う。

ウ 土地改良区

農地の広範囲にわたる湛水は、関係土地改良区が排除するものとし災害の規模が大きく、処理し得ない場合は、県知事に応援を求める。

(2) 各施設の障害物処理

ア 道路関係障害物除去

(ア) 道路管理者は、その管理区域の道路上の障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送ネットワーク指定路線については最優先に実施する。

(イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、阿賀野警察署の協力を得て排除する。

イ 河川関係障害物除去

河川管理者・市は、災害時に管内河川、排水路等を巡視するとともに、特に、橋脚、暗渠流入口等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物を各管理者に通報し協力を求め、除去作業を実施する。

ウ 建物関係障害物の除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、市が関係機関と連携し除去するものとする。

(3) 障害物の廃棄又は保管

ア 廃棄するものについては、市長の管理に属する遊林地及び空地、その他廃棄に適切な場所とする。

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所とする。

(4) 災害対策基本法による措置

市長は、災害発生後において集積場所が不足するときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の定めるところにより、他人の土地を一時使用して措置するものとする。

6 実施方法

(1) 障害物除去班の編成

市長は、あらかじめ締結してある阿賀野市建設業協会との災害時応援協定により必要な人員、資材等を確保し、障害物を除去するものとする。

(2) 優先除去を行う障害物

障害物の除去は、次に掲げる障害物を優先して行うものとする。

ア 被災地住民の日常生活に直接の障害となっている障害物

イ 災害応急対策の実施に障害となっている主要道路の障害物

ウ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

7 広域応援体制の整備

市長は、所属の職員、施設、設備及び機材をもってしても障害物の除去ができず、又は著しく困難なときは、県知事若しくは他の市町村長に応急措置の実施を要請するものとする。

第30節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

1 計画の方針

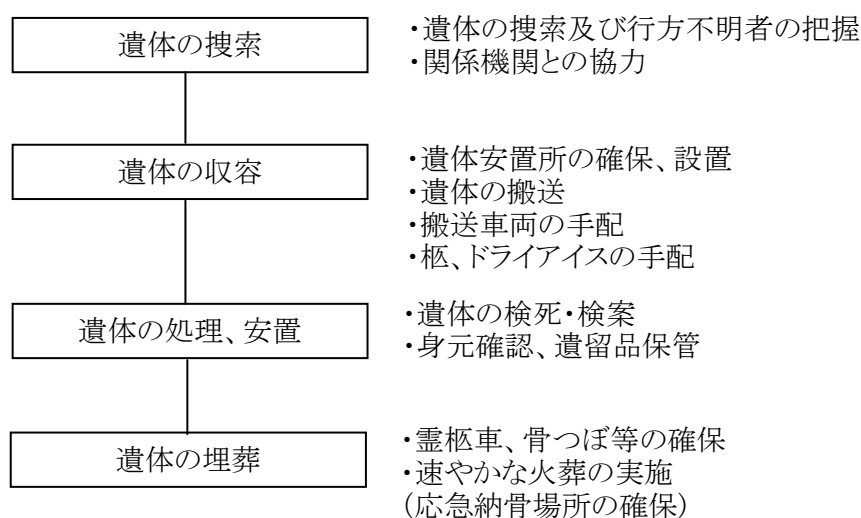
(1) 基本方針

風水害等により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者が出た場合、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行うため、市を中心とした関係機関相互の連携強化を図るものとする。

(2) 関係者に対する配慮

一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

2 遺体捜索、処理、埋葬計画応急対策フロー図



3 遺体等の捜索

遺体等を捜索する時は、阿賀野警察署、消防本部、自衛隊等関係機関と協力して行うものとする。

(1) 実施責任者

実施責任者は災害対策本部長とし、県警察本部の協力を得て実施する。

(2) 遺体の捜索

ア 実施者及び方法

遺体の捜索は担当部が警察官と協力して捜索班を編成し、人夫及び必要な船艇その他機械器具を活用して実施するものとする。被災の状況により必要に応じ消防機関の応援及び地域住民の協力を得て実施するものとする。

イ 応援要請等

市域が被災し本市だけでは捜索の実施が困難である場合は、県・自衛隊等関係機関に応援を要請する。遺体の流出等により他市町村に漂着していると考えられる

場合は、県及び近隣市町村並びに遺体漂着の予想される市町村に対し捜索を依頼するものとする。

4 遺体の収容

(1) 遺体の安置

遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所(寺院、学校敷地等)を確保し、関係機関に連絡するものとする。

(2) 搬送車両の応援依頼

搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に車両の手配をするよう県に要請するものとする。

(3) 柩、ドライアイス等の手配

柩、ドライアイス等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努めるものとする。

5 遺体の検案及び処理

(1) 実施者及び方法

遺体の収容処理の計画及び実施は担当部員、公立病院等の職員を中心に収容処理を編成する。また、必要に応じ市内の医師・地区住民等の協力を得て実施するものとする。

ア 日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するものとする。

イ 県警察本部及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行うものとする。

(2) 変死体の届出

変死体については直ちに警察官に届け出るものとし、検視後に死体の処理にあたるものとする。

(3) 関係者への連絡

死体の身元が判明している場合は、原則として遺族・親族又は、市長に連絡のうえ引き渡すものとする。

(4) 遺体の処理

日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会に要請し、検視及び医学的検査を終了した遺体について、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

6 遺体の埋葬

遺体は霊柩車により搬送し、火葬する。

(1) 霊柩車の不足

霊柩車が不足する場合は、新潟県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。

(2) 骨つぼの不足

骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請するものとする。

(3) 火葬許可手続を簡略化の手続き

死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。

7 身元不明遺体

(1) 身元不明遺体の身元調査

身元不明の遺体については、市が阿賀野警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたるものとする。

(2) 身元が判明しない者の埋葬

被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱うものとする。

8 広域応援体制

市は、自ら遺体の搜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。

第 31 節 愛玩動物の保護対策

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 飼い主の役割

- (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 市の役割

- (1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。
- (2) 避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。
- (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

第 32 節 災害時の放送

1 緊急放送の要請

市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第 57 条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア 緊急放送を要請できる内容

河川のはん濫、高潮、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

イ 全県波放送局の連絡先

局名	情報受信責任者
日本放送協会	放送部長
㈱新潟放送	報道担当部長
㈱新潟総合テレビ	報道部長
㈱テレビ新潟放送網	報道部長
㈱新潟テレビ 21	報道グループ長
㈱エフエムラジオ新潟	放送営業部次長
新潟県民エフエム放送㈱	編成制作部長

ウ その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示の発令及び解除並びにこれに準じて行う避難準備情報の発令及び解除とする。

2 コミュニティ放送局等への情報提供

事前の協定等に基づき、コミュニティ放送局等に、災害に関する情報を逐次提供する。

第 33 節 公衆通信施設応急対策

公衆通信施設応急対策については、N T T 東日本株式会社の定めるところによる。

第 34 節 電力供給施設応急対策

電力供給施設応急対策については、東北電力株式会社の定めるところによる。

第 35 節 ガス供給対策

1 LP ガス供給設備等施設応急対策

被災した供給設備及び消費設備については、当該消費者へガスを供給する販売事業者がそれぞれの設備の修復を行うものとし、次の措置をとる。

(1) 被害状況の把握

LP ガス取扱事業者及び関係機関は緊急連絡体制により、被害状況の把握に努めるものとする。

(2) 被災したLP ガス販売施設への対応

LP ガス販売事業所は、販売施設(容器置場)を巡回してガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏洩等への対応を図るとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行うこととする。

(3) 被災した一般消費者の供給設備及び消費設備への対応

LP ガス販売事業所は、販売先消費者の供給設備及び消費設備について速やかに被害状況調査を実施し、火災、ガス漏洩等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行うものとする。

(4) (社)新潟県エルピーガス協会の対応

各支会の取りまとめ、LP ガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LP ガス販売事業所からの要請に対応するものとする。

2 利用者に対する広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を行う。

(1) 販売事業者の広報

販売事業者は、販売施設の被災の状況により、法令に基づいて近隣の住民に対して広報を行う。

また、販売先の消費者にも供給施設及び消費施設の二次災害防止についての広報を行うものとする。

LP ガスにより災害が引き起こされる可能性がある場合は、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 関係協会の広報

販売事業者からの災害情報について、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

(3) 市の広報

LP ガスによる災害(火災、爆発等)が発生し、又は発生のおそれがある場合は、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性、二次災害の防止についての広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

第 36 節 給水・上水道施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

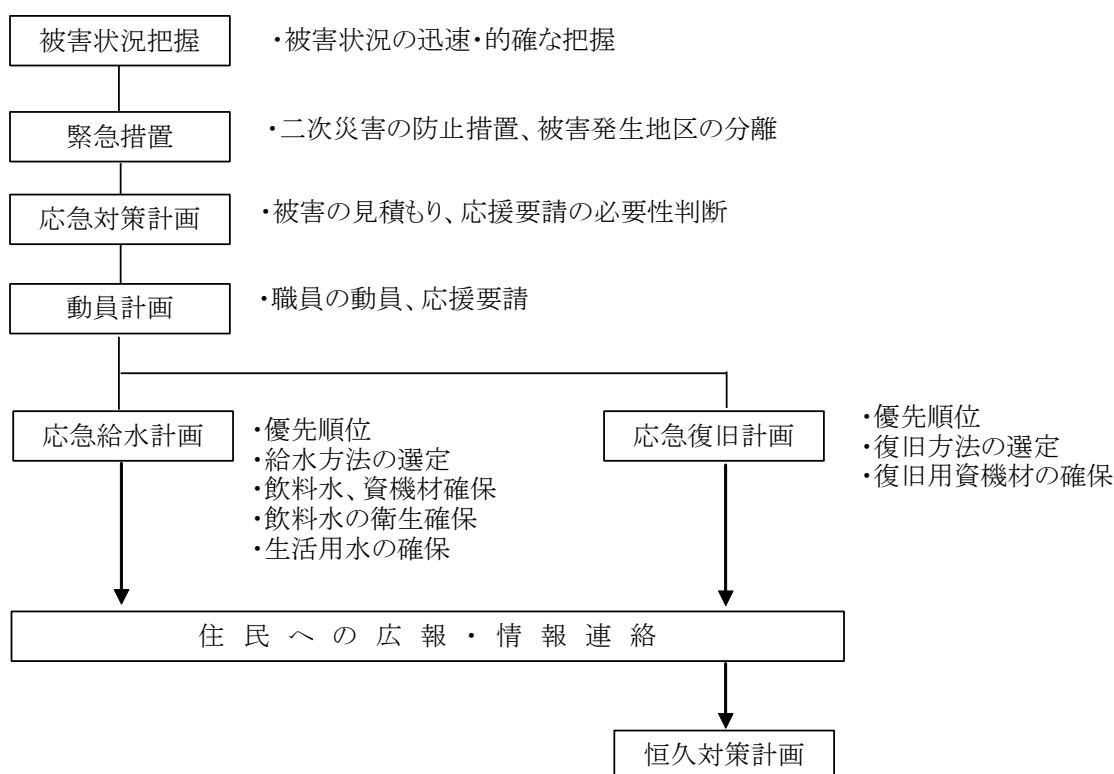
災害時において飲料水及び生活用水(以下「飲料水等」という。)の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。

市は被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池及び耐震貯水槽等により飲料水等を確保し、拠点給水、運搬給水、仮設給水等の応急給水対策を実施するとともに、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。

(2) 災害要援護者に対する配慮

高齢者等の災害要援護者、中高層住宅の利用者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、戸別給水等きめ細かな給水ができるよう配慮する。

2 給水・上水道施設応急対策フロー図

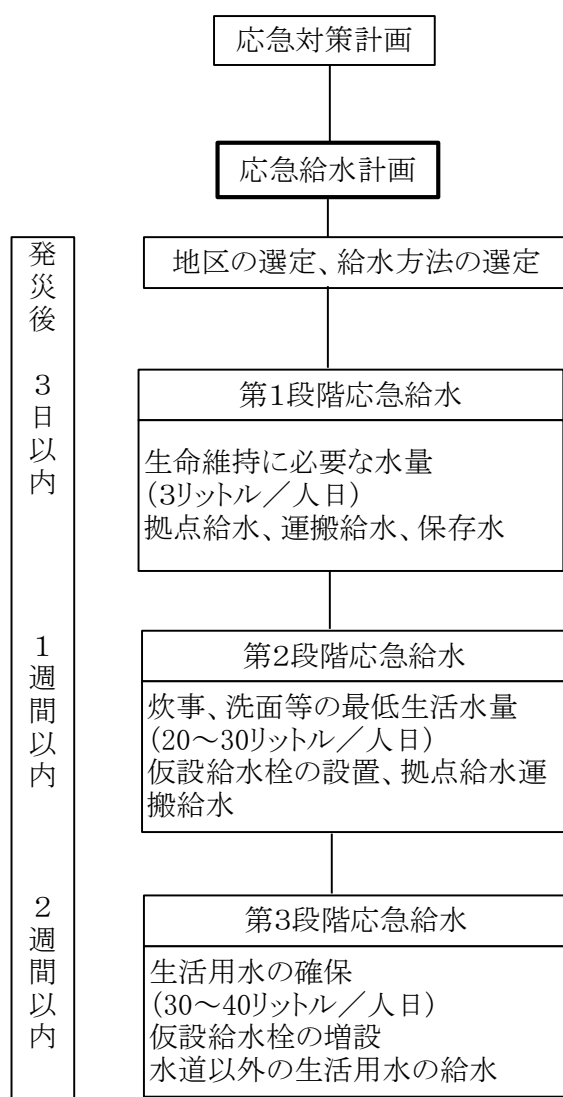


3 応急給水計画と応急復旧計画の相互関係及び目標水準

市は被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定にあたっては段階的に目標水準を定め、概ね災害発生後3日以内は飲料水及び医療機関等への給水を中心に行い、その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保しつつ、1ヶ月以内に全戸へ配管給水することを目途とする。

(応急給水計画のフロー図)



4 実施体制・広域応援体制

市は相互に連絡調整を図りながら、必要に応じ、関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

(1) 水道工事業者等

水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等は平常時から応急復旧用資機材の在庫状況を管理し、備蓄に努めるとともに、緊急時には市の行う応急対策活動に協力する。

(2) 応急体制の確立

市は災害対策本部の中に給水対策部門を設け、関係機関との連絡調整を図り、必要に応じ、関係機関に応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 給水班を組織し、給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水する。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。

イ 復旧班を組織し、被災した水道施設の復旧対策を行う。

ウ 本市のみでは給水、復旧活動が困難な場合は、協定に基づき(社)日本水道協会新潟県支部と連携を取り、他市町村より応援を要請する。

エ 市は応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

オ 事前に他市町村と費用負担等を定めた応援協力に関する協定の締結、応援活動用マニュアルの作成、応援部隊用宿泊場所のあっせん等の受入体制の確立に努める。

カ 水道工事業者、水道資機材及び保存水等の取扱業者と事前に応援協力を依頼し、円滑な応急対策を実施できるよう努める。

5 被害状況把握

市は次の方法により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。

(1) 取水場、浄水場、配水場等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況の、テレメータ監視システム等による把握

(2) 職員等による主要施設、配水管路等の巡回点検による被害状況の把握

(3) 住民からの通報による、配水管、給水管等の破損、断水等被害状況の把握

(4) 災害規模、範囲及び道路等の被害状況の、災害対策本部からの情報入手

6 緊急措置

市は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止する。

(1) 二次被害の防止措置

ア 火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

イ 次亜塩素酸ナトリウムや水質分析用薬品等の漏出防止措置を講じる。

ウ 緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池で浄水を確保する。

エ 消防署に災害による水道の断滅水の状況及び配水池の緊急遮断弁の作動状況等を連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。

(2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

7 応急対策計画

市は被災施設、被災者数等を的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

(1) 被害状況の見積もり

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

(2) 応援要請の必要性判断

動員可能職員数及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

8 動員計画

市は職員動員表に基づき、迅速に職員を動員する。必要に応じ、他市町村等へ応援要請し、必要な人員の確保に努める。

(1) 職員の動員

職員動員表に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため、必要に応じ、他部局の職員をも動員し、必要な職員数の確保に努める。

(2) 水道工事業者、他市町村等への要請

被害状況に応じ、水道工事業者、他市町村及び関係機関に応援を要請し、応急対策を迅速に実施できる応急体制を確立する。

9 応急給水計画

市は、衛生対策及び地域性、積雪期、災害時要援護者等に十分に配慮しながら、優先順位を定める。地区別に、被害状況に応じた給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意したうえで、被災者に飲料水等を給水する。

(1) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

ア 拠点給水

耐震貯水槽及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。

イ 運搬給水

(ア) 給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運輸し、給水する。

ウ 仮設給水

(ア) 応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

(イ) 応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。

(2) 優先順位

医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等へ優先的に給水する。

(3) 飲料水及び応急給水用資機材の確保

ア 飲料水の確保

(ア) 緊急遮断弁を装備した配水池や耐震貯水槽等から災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

(イ) 災害を免れた水道施設等から飲料水を確保する。

イ 応急給水用資機材、作業車の確保

担当部署が確保している応急給水用資材では不十分な場合は、速やかに他の水道事業者及び水道資機材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資機材、作業車を調達する。

(4) 飲用井戸及び受水槽等による給水

ア 消毒の実施

災害による水質悪化、汚染が懸念されるため、基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむをえず飲用する場合は煮沸消毒するか、消毒剤を添加したうえで飲用に供する。

イ 水質基準の確認

水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は仮設給水栓に準じ給水する。

(5) 飲料水の衛生確保

ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

イ 残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで応急給水する。

(6) 生活水の確保

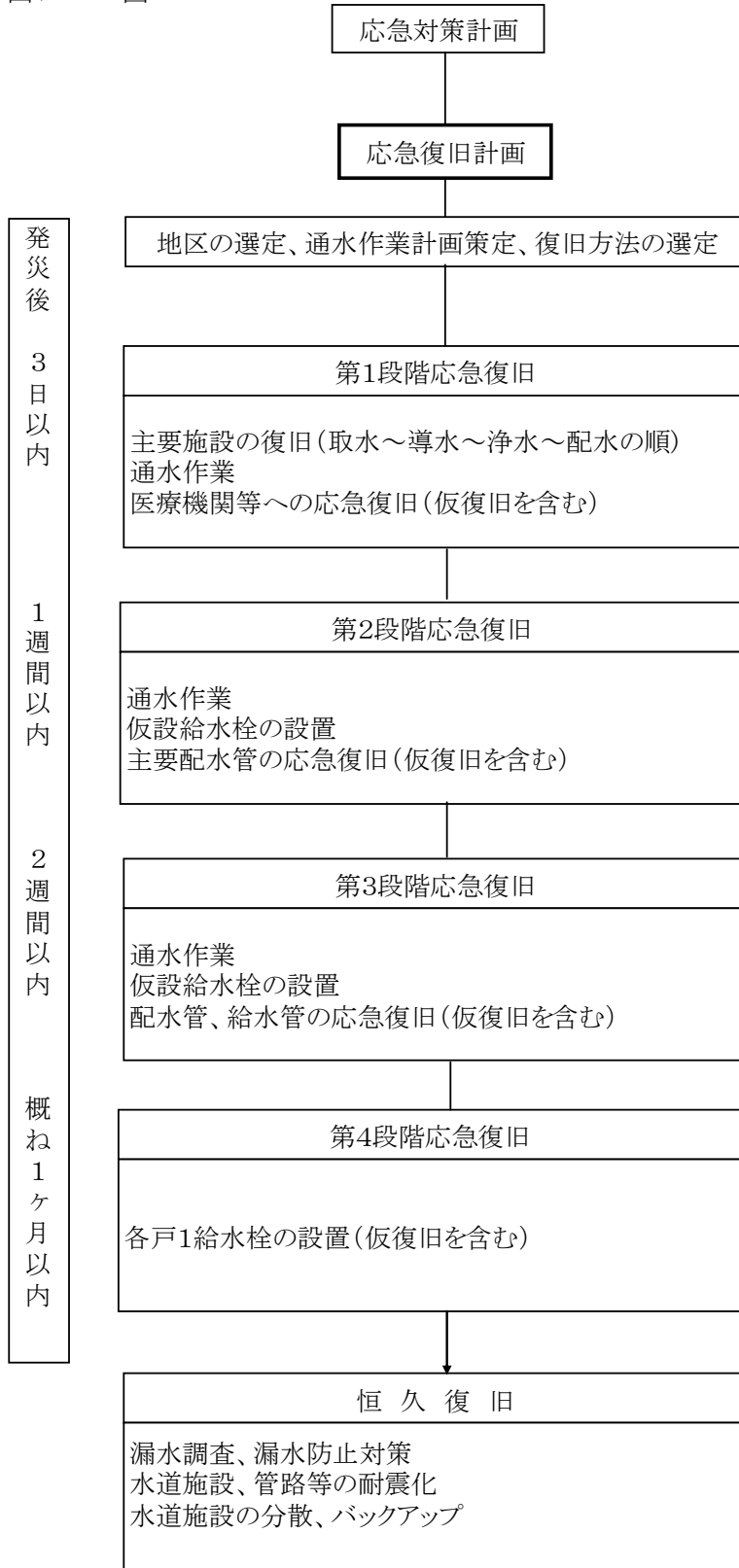
ア 工業用水等の水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水、手洗等への利用を図る。

イ 市は、災害時に生活水として使用できるよう、平素から住民に対して風呂水を汲み置くよう啓発する。

10 応急復旧計画

市及び水道事業者は優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

(1) 計画フロー図



(2) 応急復旧範囲の設定

市による応急復旧は各戸1給水栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。

(3) 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水本管、配水管、給水装置(各戸1栓程度)の順に作業を行う。

(4) 優先順位

- ア 医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。
- イ 応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。

(5) 応急復旧資機材の確保

市及び水道事業者が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道工事業者等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。

(6) 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。

(7) 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、 0.2mg/l 以上(結合残留塩素の場合は 1.5mg/l 以上)となるよう消毒を強化する。

(8) ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、ガス、下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の見積もりを総合的に行い、応急復旧対策計画を的確に策定する。
特に、ガスの復旧に伴い、大幅に水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定にあたってはガスの復旧状況を十分に配慮すること。

11 住民への広報・情報連絡体制

市は相互連絡体制を確立するとともに、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

(1) 第1段階の広報

- ア 市が主体となり、迅速に、局地的な断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により広報する。
- イ 報道機関、コミュニティ放送局等の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

(2) 第2段階の広報

市は災害対策本部と連携し、長期的、広域的な復旧計画等の情報を主に広報誌、報道機関、コミュニティ放送局、パソコン通信等を利用し、広報する。

(3) 情報連絡体制

市は被害状況、応援要請、住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、県等関係機関との相互連絡体制を確立する。

12 恒久対策計画

市及び水道事業者は応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所他に、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。特に軟弱地盤の改良、老朽管の更新、管路の伸縮・可撓化等の耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

第 37 節 原子力災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

本節は、原災法第 10 条に基づき原子力事業者から特定事象の通報及び原災法 10 条の可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）の通報があった場合の対応及び同法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

(2) 通報基準・緊急事態判断基準

ア 特定事象通報基準(原子力災害対策特別措置法 第 10 条)

- (ア) 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の場合
- (イ) 排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合
- (ウ) 管理区域以外の場所で、 $50\mu\text{Sv/h}$ の放射線量か $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合
- (エ) 輸送容器から 1m 離れた地点で $100\mu\text{Sv/h}$ を検出した場合
- (オ) 臨界事故の発生またはそのおそれがある状態
- (カ) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等

イ 緊急事態判断基準(原子力災害対策特別措置法 第 15 条)

- (ア) 原子力事業所または県の放射線測定設備により、事業所境界付近で $500\mu\text{Sv/h}$ を検出した場合
- (イ) 排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から 1m 離れた地点で、それぞれ通報事象の 100 倍の数値を検出した場合
- (ウ) 臨界事故の発生
- (エ) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること、等

ウ 通報時明示事項

- (ア) 原子力事業所の名称及び場所
- (イ) 事故の発生箇所
- (ウ) 事故の発生時刻
- (エ) 事故の種類

(オ) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等

(カ) その他事故の把握に参考となる情報

(3) 通報の種類と市の対応

通報の種類	市の対応
<p>未満事象等の通報</p> <p>原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故で、原子力安全上、重大な影響は認められないが一般社会からは事故とみなされる事象に対する通報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県及び関係機関との相互に緊密な情報交換
<p>特定事象に先行する事象の通報</p> <p>短時間に東京電力よりトラブル情報の連絡が頻発するといった状況に対する通報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県及び関係機関との相互に緊密な情報交換 ・ 住民、報道への情報提供 <p>※ 市長による避難・屋内退避の指示が可能（災対法第60条）</p>
<p>原災法第10条通報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国、県及び関係機関との相互に緊密な情報交換 ➢ 県に要請している県地域振興局での情報収集体制を活用した情報収集 ・ 避難者受入れの準備 ・ 緊急時モニタリングの結果報告 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県と連携し、観測データの共有に努め、速やかに緊急時モニタリング結果を住民に周知する。 ➢ 緊急時モニタリングデータに基づき、屋内退避等の検討や準備を行う。 ・ 避難者への誘導支援等の準備 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要道路から避難所までの誘導など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。 ・ 住民への情報提供 <p>※ 市長による避難・屋内退避の指示が可能（災対法第60条）</p>

<p>原災法第 15 条通報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国、県及び関係機関との相互に緊密な情報交換 ➢ 県に要請している県地域振興局での情報収集体制を活用した情報収集 ・ 避難者の受入れ ・ 避難者への誘導支援等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要道路から避難所までの誘導など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。 ・ 安定ヨウ素剤の運搬、服用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県の指示を受け、県備蓄場所から避難所等へ輸送する。 ➢ 住民への配布・服用については、国、県の判断を受け実施する。 ・ 避難施設の決定、運営 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県の要請に基づき、具体的な避難場所を決定する。 ➢ 避難者受入態勢を構築する。 ・ 避難者情報の整理 ・ 住民、避難者への情報提供
--------------------	---

2 広域的応援対応

(1) 応援及び受援

市長又は消防長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請を行う。

また、市は、避難場所を指定する際に広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとし、被災者の受け入れの要請があった場合は、速やかな対応を行う。

(2) 応援及び受援に係る留意事項

応援及び受援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、市は、応援及び受援に際し、その内容について、都道府県、他市町村、民間団体等と十分協議する。

(3) 自衛隊の派遣要請等

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

派遣の内容は次のとおりとする。

- ア モニタリング支援
- イ 被害状況の把握
- ウ 避難の援助
- エ 避難者等の捜索救助
- オ 消防活動
- カ 応急医療・救護・防疫
- キ 人員及び物資の緊急輸送
- ク 危険物の保安及び除去
- ケ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

3 住民等への的確な情報伝達活動

(1) 迅速かつ的確な情報提供

ア 迅速かつ的確な情報提供

市は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合でもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないように配慮する。

イ 定期的な情報提供

市は、住民等への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

ウ 住民等ニーズに応じた情報提供及び災害時要援護者等への配慮

市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、市、国及び県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

また、市は、広報車、防災行政無線等を活用して、災害時要援護者及び一時滞在者等に対しても情報が届くよう十分配慮する。

エ 多様な媒体の活用

市は、情報伝達にあたって、総合防災情報システム、行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、県等と協力し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

4 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起を実施する。

飲食物等の摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲 料 水	3×10 ² Bq/kg
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野 菜 類 (根菜、芋類を除く。)	2×10 ³ Bq/kg

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	2×10 ² Bq/kg
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野 菜 類	5×10 ² Bq/kg
穀 類	
肉、卵、魚その他	

対 象	ウ ラ ン
飲 料 水	20 Bq/kg
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野 菜 類	1×10 ² Bq/kg
穀 類	
肉、卵、魚その他	

「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）より抜粋

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、県からの指示内容について周知するとともに農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、下記措置を講じるよう指示する。

ア 農作物の作付け制限

イ 農林水産物等の採取、漁獲の禁止

ウ 農林水産物等の出荷制限

エ 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限

オ その他必要な措置

5 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び市町村の災害対策本部長（又はその代理者）など

第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む）及び資機材の輸送

第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材

イ 避難者等の搬送

ウ 国の現地対策本部長、県、市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、緊急モニタリング要員等及び必要とされる資機材

エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持、管理するために必要な人員、資機材

オ 一般医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関へ搬送する一般傷病者、被ばく者等

カ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

キ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

市長は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

第 38 節 危険物等施設応急対策

1 計画の方針

危険物等は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても、大きな被害を与えるおそれがある。

危険物等施設については災害による被害を最小限に食い止め、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力して、被害の拡大防止を図る。

(1) 基本方針

ア 事業者等の責務

風水害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図る。

イ 消防機関等の責務

風水害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等の協力を得て被害の拡大防止を図る。

ウ 市の責務

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。

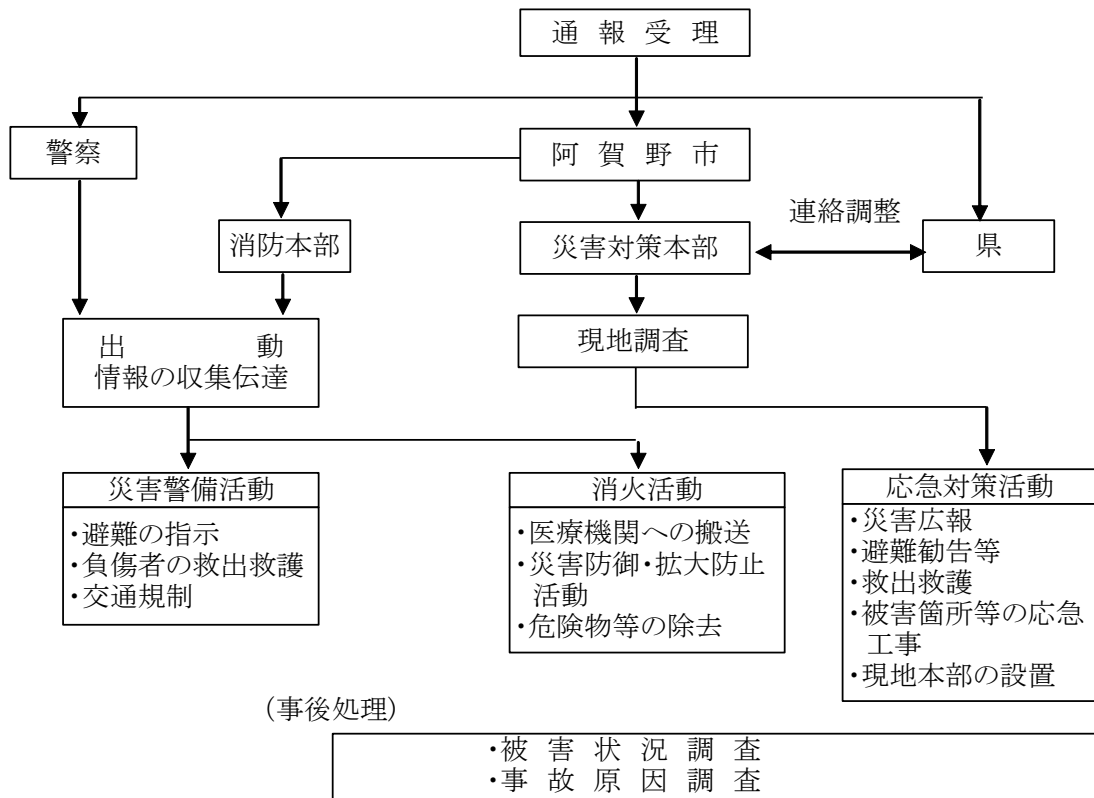
オ 達成目標

風水害による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、有害物質取扱施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止する。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ災害時要援護者の避難等を実施する。

2 危険物等施設応急対策フロー図



3 危険物等施設の応急対策

危険物等の施設の責任者及び管理者は、災害発生時に、危険物等の火災、流出等の二次災害の発生防止のため、各施設の実情に応じて、次に掲げる措置を講じるとともに、市、県及び消防機関と連携して、被害の拡大防止と危害の防止を図るものとする。

(1) 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等施設の責任者及び管理者は、災害発生時は、危険物等の取扱作業停止及び装置等の緊急停止を行うとともに、ただちに施設の応急点検を実施するものとする。

(2) 事業所内初動体制の確立

危険物等取扱事業所は、災害等が発生した場合は、危険物統括責任者等の指揮の下に、あらかじめ定められた予防規程等に従い、速やかに防災要員の招集・配置等事業所内対応体制を確立するものとする。

(3) 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合は、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に被災状況及び措置状況を伝達する等速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立するものとする。

(4) 災害発生時の自主防災活動

ア 自衛消防隊の出動等

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自衛消防隊の出動、消防設備の起動準備等、二次災害に対する警戒体制をとるものとする。

イ 施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、災害等により危険物等施設の損傷等異状が発見されたときは、施設応急補修、危険物等の除去を直ちに実施し、二次災害への拡大防止措置を講じるものとする。

4 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物が流出又は漏えいした場合、次にあげる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 市または消防機関等への通報連絡

災害により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報者は、速やかに市または消防機関等に通報連絡する。

(2) 相互協力の原則

当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は危険物等の大量流出が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関しては防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力して実施する。

(3) 総合的な防除対策推進組織の整備

当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備するものとする。

(4) 自主的な防除作業の実施

危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展開する。

イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸い上げ、又は汲み取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検地を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる。

5 災害時の広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命・身体の安全確保と民心

の安定を図るため、必要な広報を実施する。また、異常を発見した場合には、関係機関へ通報するよう呼びかけをする。

(1) 事業者の広報

災害の態様規模によって、広報活動は一刻を争うこともあり、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、市等の防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

(2) 市の広報

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、県及び関係機関の協力を得て周知するものとする。

第 39 節 道路及び橋梁施設の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等の発生時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が極めて重要であることから、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、被害状況の把握、道路啓開、応急復旧工事を的確に行うものとする。

(2) 積雪期の対応

積雪・凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、関係機関と密接な連絡のもと、的確かつ円滑な応急対策を実施するものとする。

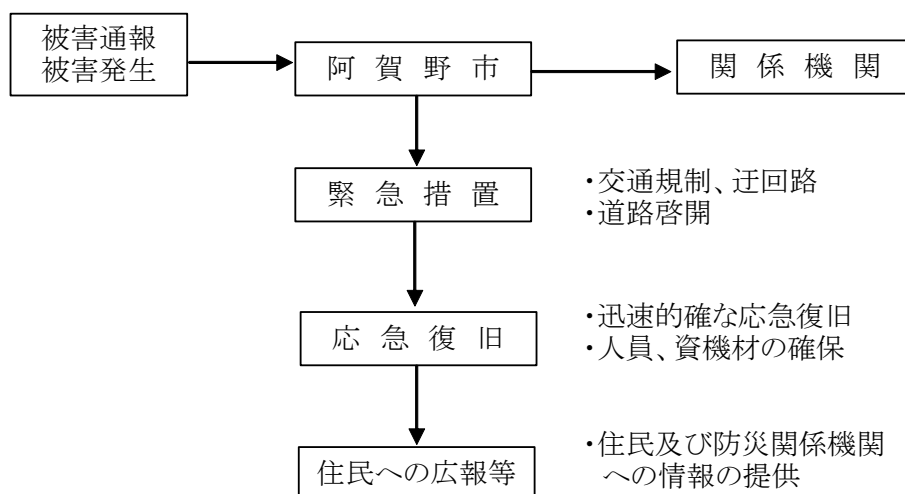
ア 被災状況の把握及び施設点検

施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を把握するものとする。

イ 緊急措置及び応急復旧

積雪時においては、雪崩の発生などの被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分把握し、的確かつ迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施するものとする。

2 道路及び橋梁の応急対策フロー図



3 災害の未然防止

交通施設の各管理者は、風水害等により施設が被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主体に点検巡視を行い、危険性が高いと認められる箇所については、安全確保のための通行規制措置等を実施する。

4 道路施設の応急対策

道路管理者は、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧を勘案し、その管理する道路について、関係機関と密接な連携の下に、応急対策を迅速かつ的確に行うものとする。

(1) 被災状況の把握及び施設点検

風水害等が発生した場合、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行うものとする。

また、道路利用者等から道路情報を収集するものとする。

(2) 緊急の措置等

ア 交通規制

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において阿賀野警察及び関係機関と連携し、必要に応じ交通規制等の緊急措置を講ずる。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し道路情報等を提供するものとする。

イ 道路啓開

(ア) 関係機関との調整を図りつつ路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。

また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

(イ) 道路啓開は、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き車両誘導等を行う。

(ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとるものとする。

ウ 防災活動拠点等とのアクセス確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行うものとする。

エ 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性や被災状況等を勘案し、迅速かつ的確に順次実施するものとする。

オ 防災機関等への連絡

防災関係機関が実施する応急対策の円滑化を図るため、風水害等による道路の被害状況、道路応急対策の実施状況、復旧見込状況等を関係機関へ連絡する。

カ 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施するものとする。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行うものとする。

5 基幹農道・主要林道及び橋梁応急対策計画

農道及び林道の管理者は、各々の農道・林道の被害状況、障害物を調査し、その結果を速やかに市に報告するとともに応急復旧及び障害物の除去を行い、交通の確保に努める。また、通行が危険な道路については、市、警察等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。

6 交通安全施設等の応急復旧

市は、市が設置した看板等が損壊した場合は、迅速に撤去、修理等を実施するものとする。

7 住民への広報

市は、他の道路管理者と連携して、災害による被害の防止・軽減及び交通の混乱防止、並びに被災地域における応急復旧活動の迅速かつ的確な実施等のため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を行うものとする。

- (1) 所管施設の全般的状況(被害及び施設の機能状況)
- (2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
- (3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- (4) その他広報を行う必要がある事項

第 40 節 鉄道施設の応急対策

災害応急対策計画については J R 東日本㈱の定めるところによる。

第 41 節 治山・砂防・河川施設の応急対策

1 計画の方針

治山、砂防、河川施設等の管理者は、風水害等の発生時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施するものとする。

(1) 基本方針

ア 住民の責務

治山、砂防、河川施設の被災、また、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。

イ 市の責務

住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

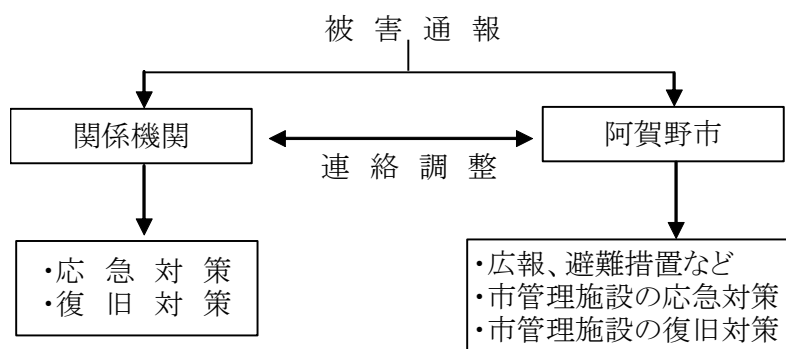
市は、土砂災害等により、主として災害時要援護者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

(3) 積雪期の対応

積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において通常と比較して多くの困難が伴う。各施設管理者は、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と積雪期における連携について事前に協議しておくものとする。

2 応急対策フロー図

応急対策は、損壊箇所の修復、二次災害の発生防止と民生の安定を図ることを目的として迅速な点検等を実施し、早期の段階において危険箇所の応急対策並びに復旧対策を実施するものとする。



3 災害の未然防止

(1) 点検・巡視

各施設の管理者は、風水害等が発生するおそれがある場合、次により施設の点検、巡視を行う。

ア 治山施設管理者

(ア) 山地治山施設設置箇所

イ 砂防施設等の管理者

(ア) 土石流危険溪流

(イ) 地すべり危険箇所

(ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所

(エ) その他砂防関係施設

ウ 河川管理者

(ア) 河川水位が警戒水位に近づいている箇所

(イ) 過去に洪水被害が生じた箇所

(ウ) 地形地質上の脆弱箇所

(エ) 土地利用上からの弱堤箇所

(オ) 主要河川構造物の設置箇所

(2) 異状を発見した場合の措置

点検、巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

ア 人的被害の発生を防止

危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 住民に対する適切な避難のための勧告、指示及び避難誘導等の実施

施設の被災等により住民に被害がおよぶおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

(3) ラジコンヘリなどの無人探査用機器の配備

ラジコンヘリなどの無人探査用機器の整備により、危険把握を促進する。

4 被害の拡大及び防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関等及び阿賀野市建設業協会等と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

(1) 治山施設

- ア 関係者及び関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。
- イ 施設の被害が拡大するおそれのある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止の監視を行う。
- ウ 倒木や流木等により二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかにその除去に努める。

(2) 砂防施設等

- ア 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、地すべり、土砂くずれ等により、下方の地域に人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。
- イ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(3) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

- ア 浸水被害が発生し、その被害が拡大するおそれのある地域に対しては、その原因となる箇所への安全対策を講じるとともに、危険箇所は立ち入り禁止等必要な措置を実施する。
- イ 堤防等の河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の被災は、重大な災害につながるおそれがあるため、被災状況に応じた応急対策を実施する。
- ウ 低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼動可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。
- エ 許可工作物の被災については、速やかに応急的処置を講じるとともに、河川管理者及び施設管理者と協議を行い二次災害の発生防止に努める。
- オ 油、危険物等が河川へ流出した場合は、二次的な被害を防止するため下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。
- カ 倒木や流木等により河積阻害を生じている箇所については、速やかにその除去に努める。
- キ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

5 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

6 住民に対する広報等

- (1) 気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異状流出が発生しやすくなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民、市、近隣市町村等へ周知する。
- (2) 風水害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民・関係機関等へ逐次連絡する。

第 42 節 下水道施設の応急対策

1 計画の方針

下水道施設は、ライフライン施設として被災住民の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められる。

従って、下水道施設管理者は速やかな応急対策実施のために災害時の組織体制の確立をはかり、被災箇所の早期把握によりの確な応急復旧措置を講じ、本復旧工事までの一時的な下水道機能を確保する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民の責務

住民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、風水害により、下水道等の処理場、ポンプ場及び管渠が被災を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力すること。

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。風水害発生から、3日間程度に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

(イ) 市の責務

市は、被災時に、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。被災時においては、水道等施設の被害状況を把握するとともに県に報告し、必要な応急処置を講ずる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。

下水道等施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。

イ 達成目標

下水道等施設復旧はおおむね次の計画を目安にする。

地震後～3日目程度	処理場の緊急点検、緊急調査及び緊急措置 管渠及びポンプ場の緊急点検、緊急調査及び緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	応急調査着手及び応急計画策定 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	本復旧調査着手 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	本復旧調査完了及び本復旧計画策定 災害査定実施及び本復旧着手

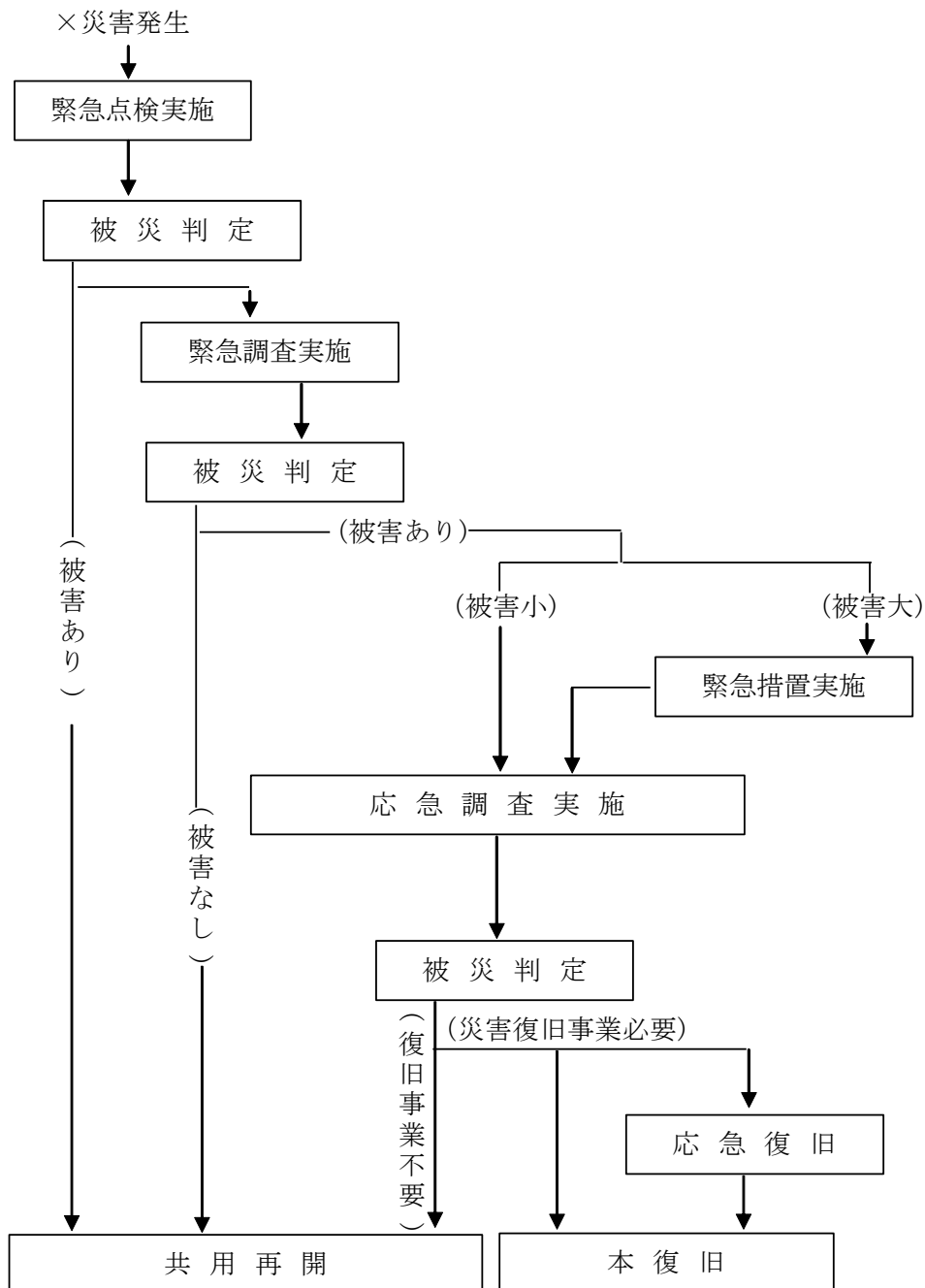
(2) 災害時要援護者に対する配慮

市は、避難所に災害時要援護者用のトイレを設置する。

(3) 積雪地域での対応

市は、積雪期における下水道等施設の被災状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

2 下水道施設応急対策フロー図



3 災害時の活動体制

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速かつ適切に応急措置活動を実施する。

4 応急復旧対策

下水管の被害に対しては、汚水疎通、排除に支障のないよう迅速、適切な応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。

枝線の被害は、直ちに本復旧するのを原則とし、幹線の被害は、被害の程度に応じて、応急復旧又は本復旧を行う。

また、応急復旧に必要な最低限の資機材を確保しておくものとする。

5 災害時の広報

災害対策本部と連携を密にして、下水道の被害状況、復旧の状況を住民に広報するとともに、下水道施設の異常を発見した場合には、関係機関へ通報するよう利用者に呼びかけをする。

第 43 節 農地・農業用施設等の応急対策

1 計画の方針

風水害時には、農地及び農道、用排水施設、ため池等の農地・農業用施設の被災が予想される。

農地・農業用施設の管理者である市、土地改良区等は、気象・水象情報の把握により、事前に被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には関係機関と連携のもとに各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能確保に努めるものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

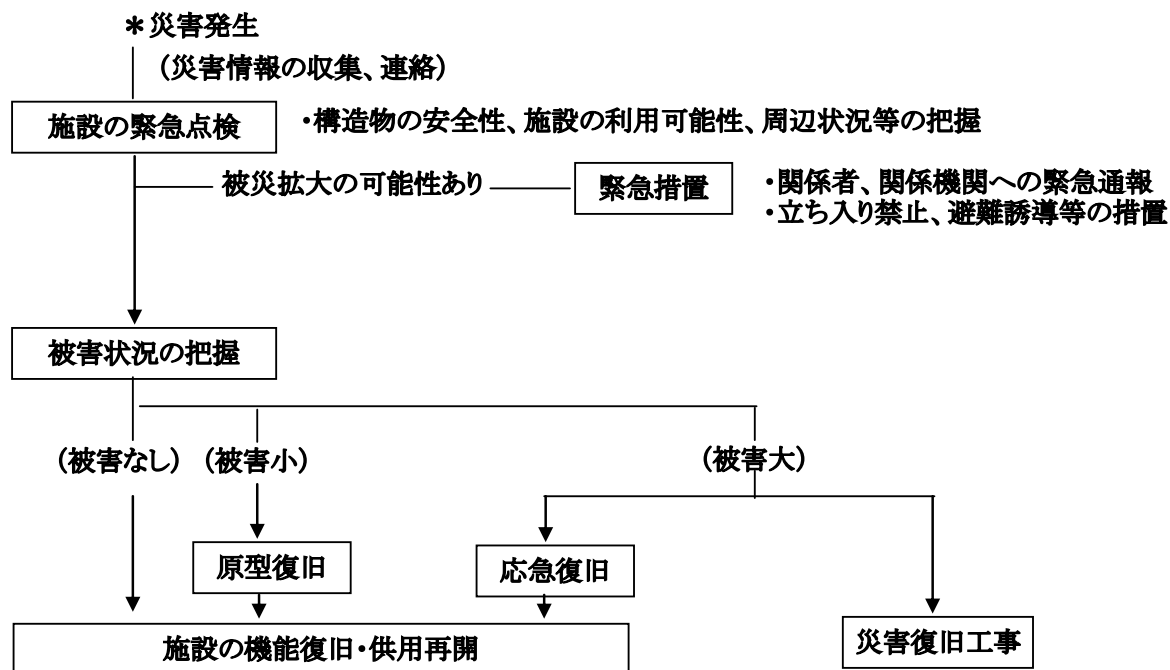
(ア) 市の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(イ) 土地改良区・施設管理者等の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

2 応急対策フロー図



3 災害発生の未然防止

(1) 良好な施設管理

各施設管理者は平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努めるものとする。

(2) 災害発生直前の対策

ア 施設の点検、監視

施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行うものとする。

イ 住民の避難誘導等

施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合、市及び関係機関等へ連絡するとともに、関係機関と連携のもと適切な避難誘導を実施するものとする。

ウ 災害未然防止活動

農業用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び阿賀野警察署に通知するとともに住民に周知させるものとする。

4 災害の拡大防止と二次災害の防止

(1) 被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地及び農業用施設等の被害状況を把握し、農村整備部等に報告する。

農業用施設については、農林課の職員が巡視を行う。農業排水施設については、それぞれの管理者及び消防団が巡視を行い、農林課の担当者に被害状況が集約されるようにする。

(2) 応急対策の実施

ア 各施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、災害被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施するものとする。

(ア) 集落間の連絡農道及び基幹農道等の管理者は、避難路及び緊急輸送路の確保のため、早急に応急復旧と障害物の除去に努めるものとし、通行が危険な道路については、県、市、警察機関等に通報し、通行禁止等の措置を講ずるものとする。

(イ) 市、土地改良区は、浸水被害が拡大するおそれのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を実施するものとする。排水ポンプが不足する場合には、県に対して県保有の排水ポンプの貸与等を要請するものとする。

(ウ) 施設管理者は、発災後の降雨等による土砂災害の発生及び主要な構造物や建築物の被害が拡大するおそれがある場合には、専門技術者等を活用して点検を

行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、二次災害の防止に努めるものとする。

(エ) 施設管理者は、土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

(オ) 施設管理者は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

(カ) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所にパトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずるものとする。

第 44 節 農林水産業応急対策

1 計画の方針

風水害、雪害等の発生時においては、風害、河川のはん濫、雪崩及び土石流などによる農作物等の被害や農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林産施設の被災等が予想される。

市は、県、農林水産業関係団体等と緊密な連絡の下に被害状況の把握及びその応急対策に努めるものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 農林水産業生産者及び農林水産業用施設の所有者・管理者

- a 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等を心懸ける。
- b 風水害、雪害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。
- c 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- d 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

(イ) 市

- a 関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県地域振興局等に報告する。
- b 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。
- c 県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

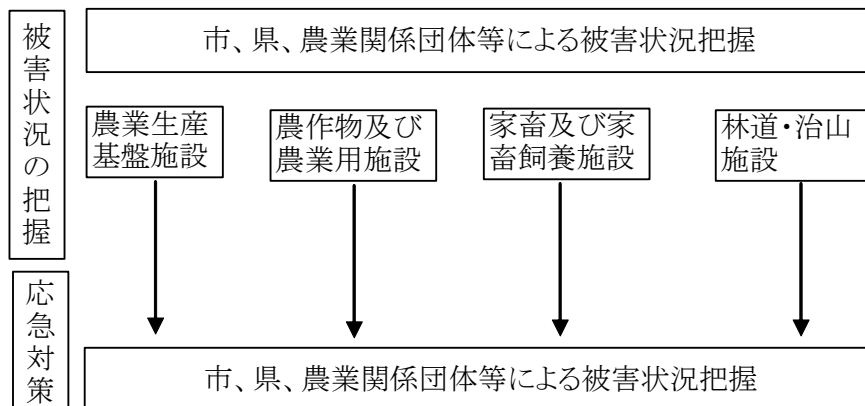
イ 達成目標

- (ア) 24 時間以内に緊急被害状況調査を取りまとめる。
- (イ) 被害状況により、3 日以内に二次災害を防止するための指導及び指示を行う。
- (ウ) 被害状況により、1 週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 農業施設等応急対策フロー図



3 農作物及び農業用施設

(1) 被害状況の把握

市は、農業協同組合、農業共済組合等関係団体と相互に連携し、農林水産物及び農林水産業施設の被害状況を把握し、新発田地域振興局農業振興部に報告するものとする。

(2) 二次災害防止指導

市は、農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

- ア 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の流出防止措置
- イ 農業用燃料の漏出防止措置
- ウ 土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置
- エ 農舎、農業施設等の火災防止措置

(3) 応急対策

市は、農業協同組合等と相互に連携し、また状況によっては新発田地域振興局農村整備部又は農業振興部に協力を依頼し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。

- ア 農作物の病虫害発生予防のための措置
- イ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保
- カ 消雪促進のための措置

(4) 水稻改植用苗の確保

水害等により、水稲の改植を必要とする場合が生じたとき、6月中旬以前にあっては共同育苗施設を効率的に活用して、早期に必要な苗を確保するよう指導を徹底することとし、6月下旬以降にあっては、最寄県からの改植用苗のあっ旋を県に要請し、水稲の再生産を確保するための措置を講ずるものとする。

(5) 病虫害防除対策

水害等により発生が予想される水稲等の病虫害防除の対策は、次によるものとする。

ア 防除の指示及び実施

市は県から具体的な防除の実施を指示されたときは、病虫害の防除を実施するものとする。

イ 集団防除の実施

被災地域が広大で集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認められるときには、県を通じて農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行うとともに、関係機関の協力を得て、地域の実態に即した広域散布を実施するものとする。

ウ 農薬の確保

災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県に対し被災地向け緊急供給を依頼するものとする。

エ 防除器具の確保

市は管内の防除機具を整備、把握し、緊急防除の実施に際し集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

4 家畜及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

市は、農業協同組合、農業共済組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握し、農業振興部に報告するものとする。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農協及び農家に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

ア 畜舎の二次倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置

イ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置

(3) 応急対策

市は、農業協同組合等との連携・協力の下に、家畜被害に対する次の応急措置を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急屠殺処分

災害により死亡した家畜の飼育者は、市長に届け出るとともに、市長の指示に従って焼却又は埋却を実施するものとする。

イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒

ウ 動物用医薬品(治療、消毒、予防)及び器材の円滑な供給

エ 家畜の診療

災害により家畜の診療が正常に受けられないときは、市長は下越家畜保健衛生所に対して家畜の診療を要請するものとする。

オ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給

災害により飼料の確保が困難となった時には、県に対し政府保有の飼料の供給を要請するほか、農協協同組合その他の飼料業者に対し、必要数量の確保及び供給について要請するものとする。

カ 家畜の避難

浸水等の災害の発生が予想される時又は発生したときは、飼育者は家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法等について必要あるときは市において指導するものとする。

5 林産物及び林産施設

(1) 被害状況の把握

市は、下越森林管理署、林業事務所及び森林組合等と相互に連携し、林業関係施設の被害状況を把握するとともに、林業事務所に報告するものとする。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、倒木等や林産施設の被害状況により、緊急に必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、森林組合や林家に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

ア 倒木等の速やかな除去

倒木等の被害により、人家、道路等に影響を及ぼすと考えられる場合は、住民の協力を得て速やかに除去する。

イ 林産施設の保全

林産施設の倒壊防止措置を行い、林業用燃料、電気等の漏出防止措置を講ずる。

(3) 応急対策

市は、森林組合等と相互に連携し、林産物(林地)及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行うものとする。

ア 山腹崩壊、地滑り、治山施設等の被害により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防機関等の協力を得て、迅速かつ的確な住民避難及び交通規制の措置(広報対策も含む。)

イ 地滑り又は亀裂が生じた場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置

ウ 倒木被害(人家、道路)が発生した場合は、住民の協力を得て速やかな除去

エ 林道の通行に危険があると認めたときは、通行止め等の措置

第 45 節 商工業応急対策

1 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

2 市の役割

- (1) 企業・事業所の被害状況を把握する。
- (2) 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- (3) 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

第 46 節 応急住宅対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等による災害のため、住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法が適用され知事から委任を受けたものについては、市長が応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護を推進するものとする。

また、住家が滅失した被災者には、公営住宅の空家を仮住宅として提供するとともに、被災者が民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件の情報を提供し、入居に際して利便を図るものとする。

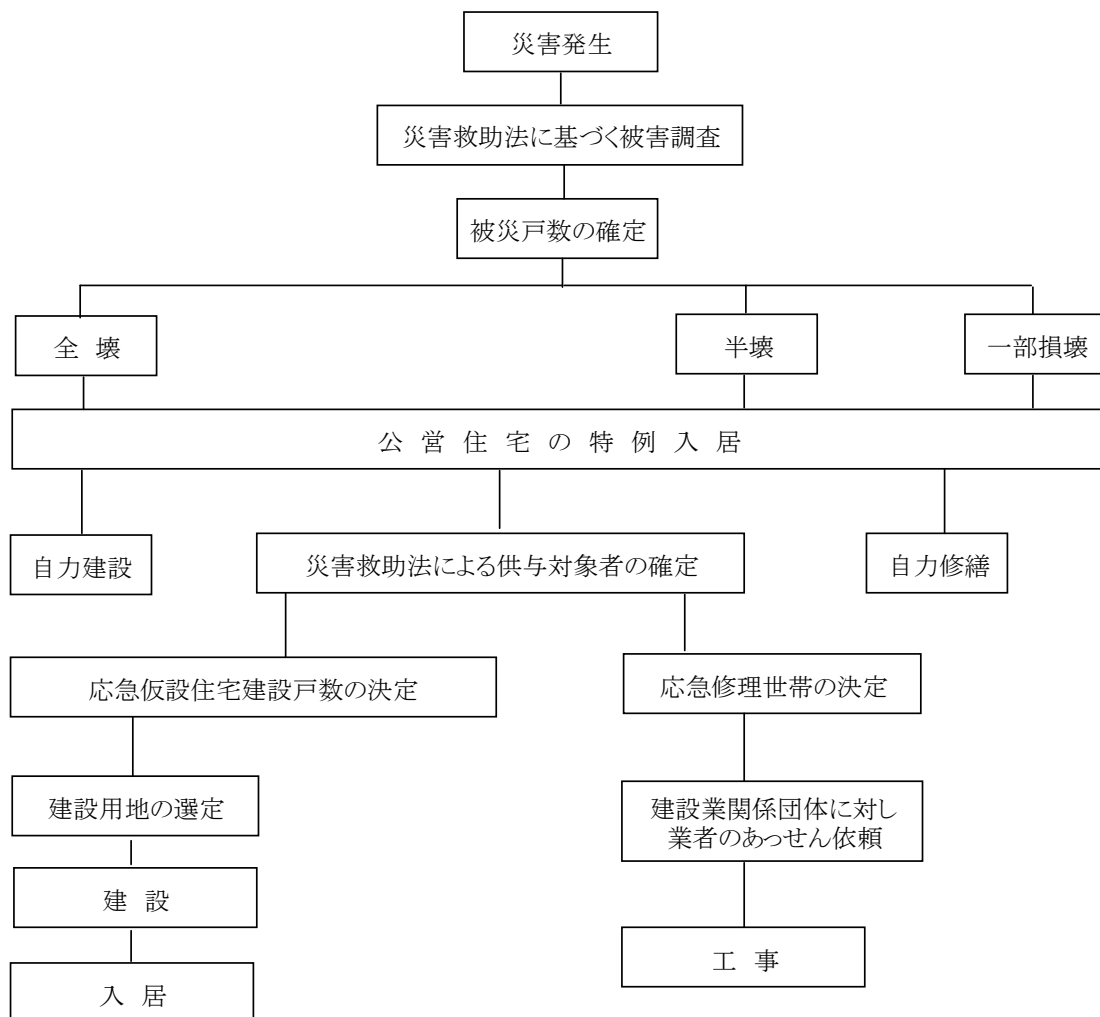
(2) 災害時要援護者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努め、災害時要援護者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、災害時要援護者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(3) 積雪地域における配慮

応急仮設住宅の設置に当たっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

2 応急住宅対策フロー図



3 被災住宅調査

市は、風水害等の災害のため家屋に被害が生じた場合、住宅及び宅地の調査を行い、二次災害防止に努める。

ア 全国被災建物応急危険度判定協議会との連携等により、住宅の被害状況を把握する。

イ 被災地における住民の動向及び市の住宅に関する要望事項

4 応急仮設住宅の建設

市は家屋に被害を受けた被災者の収容対策として、応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

(1) 実施責任者

実施責任者は、災害対策本部長とするが災害救助法が適用され知事から委任を受けたものについては、市長が実施する。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理実施は、土木対策部が担当し入居者に係る選考については、担当部の担当とする。

(2) 建設の方針

ア 建設用地の選定

応急仮設住宅の建設用地については、公有地を優先して選定する。公有地に建設することができない場合又はやむを得ない場合は、私有地を使用するものとし、あらかじめその適地を選定し、所有者等と協議をしておくものとする。

イ 建物の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、知事と協議し、規模及び費用の調整ができるものとする。

ウ 建設の時期

風水害災害が発生した日から、原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に知事の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設方法

応急仮設住宅の建設は知事から委任を受けて、建設個数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて建設する。

(4) 被災者の収容及び管理

被災者の応急仮設住宅への収容とその管理は、次のとおりとする。

ア 風水害災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、老人、病弱者、母子世帯、障害者、勤労者若しくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、民生委員、自治会長等の意見を聞き選定するものとする。

ウ 管理

応急仮設住宅の管理は、県から委任を受けた市長が行う。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から2年以内とする。

5 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。

(1) 修理の対象住家

住家が半壊又は半焼し、その居住者が当面の日常生活を営むことができない状態にある住家で、自らの資力では修理することができない経済的弱者等応急仮設住宅の収容対象者と同程度の者とする。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所など当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則に定める範囲とする。

(4) 修理の期間

風水害災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了するものとする。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に知事の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。

(5) 修理の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて行う。

6 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(1) 公営住宅の提供

市は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)

(2) 対象公営住宅

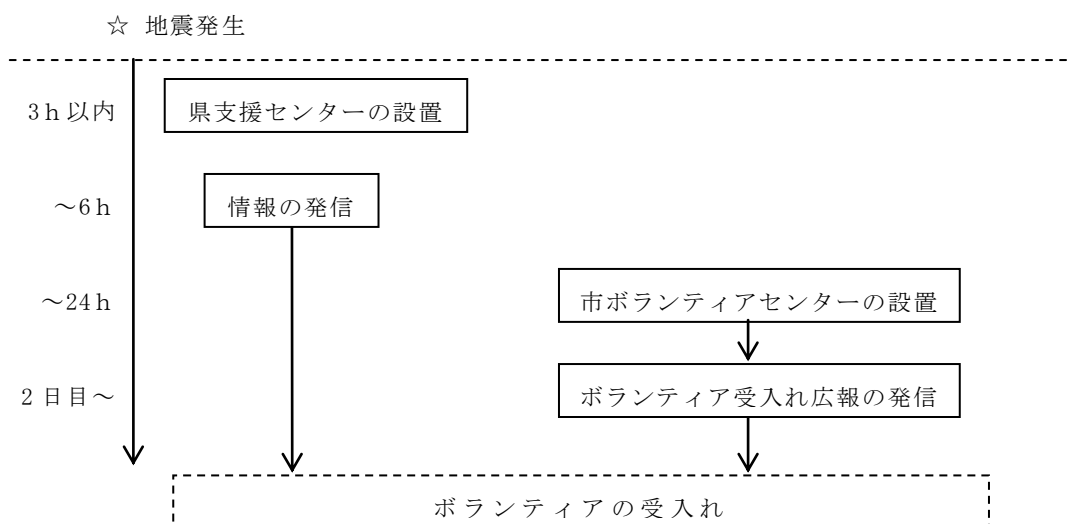
対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。

第47節 ボランティア受入れ計画

1 計画の方針

災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を設置し、迅速な対応を行う。

2 ボランティアの受入れ計画フロー図



3 ボランティアセンターの設置

災害が発生したときは、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は市災害対策本部と密接な連絡のもとに、必要に応じボランティアセンターを設置する。

(1) ボランティアセンターの体制

市及び市社協は、地域のボランティア団体や関係団体等の協力を得て、あらかじめボランティアセンター職員を指定しておき、災害時には、市及び市社協職員と連携してボランティアセンターを設置する。

(2) ボランティアセンターの活動

ア ボランティアの要請、受入れ、登録

(ア) ボランティアニーズを把握し、必要に応じ県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣要請を行う。

(イ) 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行うとともに、担当業務等協力要請を行う。

イ 被災者のニーズの把握と分析

避難所、施設等における現地調査による、被災者のニーズの把握とその分析を行い、必要な対策を検討する。

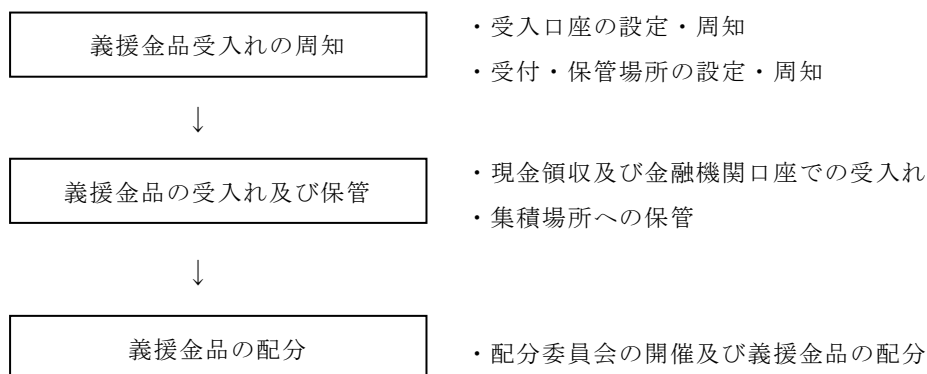
- ウ 具体的な救援活動の調整、協力要請等
上記、被災者のニーズの把握と分析結果に基づき、救援活動に必要な調整、協力要請及び情報提供を行う。
- エ 救援活動に要する物資の確保と配布
救援活動に要する物資の確保、救援物資の仕分け及び被災者への配布を行う。
- オ その他、被災地ニーズに基づいた活動

第 48 節 義援金品の受入れ・配分計画

1 計画の方針

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金品について、その受入れ体制並びに配分方法等を定め、确实、迅速に被災者に配分するものとする。

2 義援金の受け入れ、配分フロー図



3 義援金品受入れの周知

市は、県及び日本赤十字新潟県支部と、義援金品の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等並びに、ホームページ及び報道機関を通じて公表するものとする。

(1) 義援金

- ア 振込銀行口座(銀行名、口座番号、口座名等)
- イ 受入窓口

(2) 義援物資

- ア 受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリスト
- イ 送り先(あらかじめ定める集積拠点とする。)

4 義援金品の受入及び保管

(1) 義援金

- ア 一般からの受入窓口を開設する。
- イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

(2) 義援物資

- ア 受入・照会窓口を開設する。
- イ 受入要員を事前に確保する。

ウ 輸送、保管に適した集積場所に保管する。

5 義援金品の配分

(1) 義援金の配分

市に寄せられた義援金について、義援金配分委員会を組織し、配分を決定する。

(2) 義援物資の配分

自己調達物資、応援要請物資等と調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

第 49 節 義援物資対策

1 計画の方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものの情報の的確な発信や民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

2 市の役割

- (1) 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地に直接送付してもらう。
- (2) 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。
- (3) NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

第 50 節 災害救助法による救助計画

1 計画の方針

災害救助法(以下「法」という。)による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続きを行うと共に、迅速かつ的確な災害救助業務を実施するものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

(イ) 日本赤十字社

日本赤十字社は、市が実施する救助に協力する。

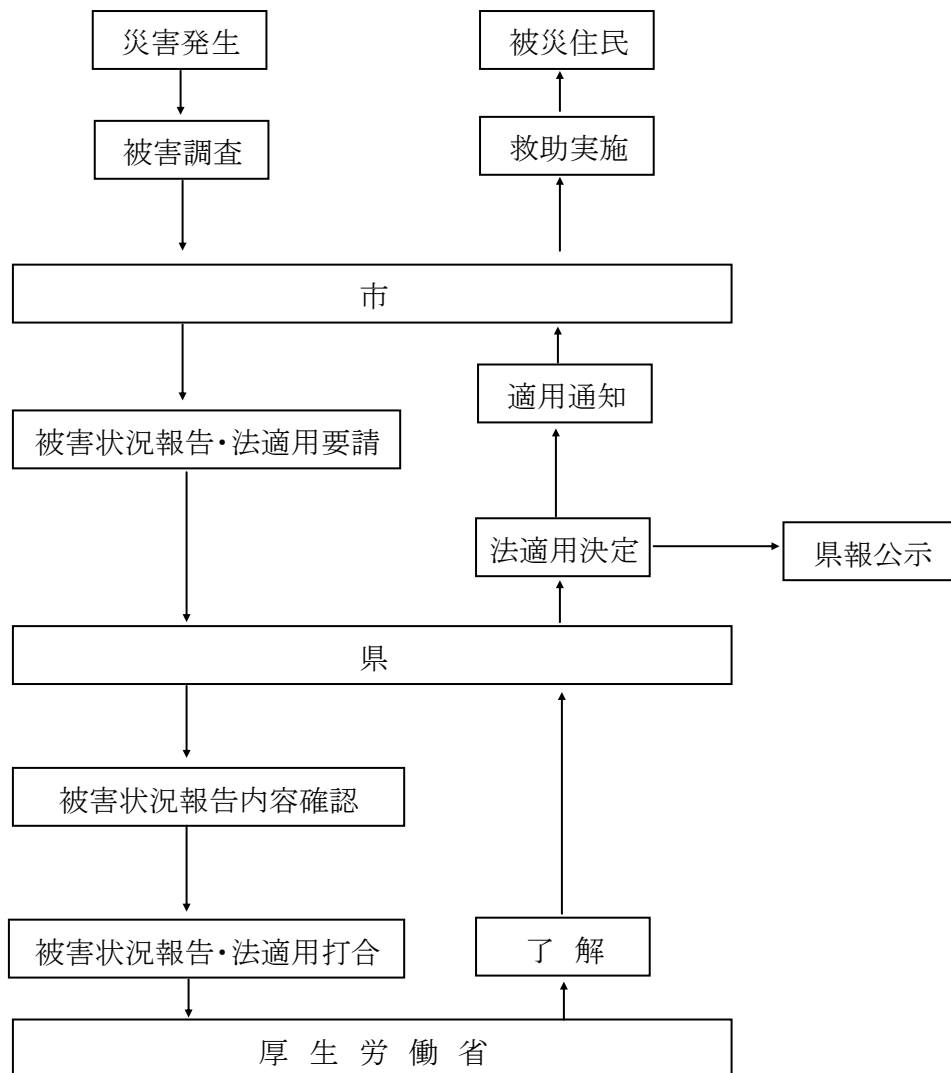
イ 達成目標

災害救助法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(2) 広域避難への配慮

被災状況により、他県・他市町村への避難が必要になる場合に、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2 災害救助法による救助フロー図



3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第2条)

(2) 市長への権限委譲

知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(法第30条第1項、県法施行細則第17条)

(3) 救助の補助

市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第30条第2項、県法施行細則第17条)

(4) 迅速な対応の協議

市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。(県法施行細則第3条)

4 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、本市の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア 市内の住家滅失世帯数が、40世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が20世帯以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(3) 救助項目

ア 避難所の設置

イ 炊出し及び食品の給与

ウ 飲料水の供給

エ 被服寝具、その他生活必需品の給与

オ 医療及び助産

- カ 救出
- キ 障害物の除去
- ク 住宅の応急修理、応急仮設住宅の設置
- ケ 生業に必要な資金の貸与
- コ 学用品の給与
- サ 死体の捜索、処理、埋葬

(4) 救助項目の選定

市は、災害の態様により何れの救助項目を適用するかをすみやかに判断して救助実施方針をたて、適切且つ効果的な救助を行うものとする。

5 被害状況の判定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊、又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した-の世帯とみなす。

$$(\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼} \times 1/2) + (\text{床上浸水等} \times 1/3) = \text{滅失世帯数}$$

(2) 住家滅失の認定

ア 住家全壊

- (ア) 住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの
- (イ) 住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、次に該当するもの
 - a 住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの
 - b 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根、階段等)の経済的被害を住家全占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家半壊

住家はその居住のために基本的機能の一部を喪失したもの(損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの)で次に該当するもの

- (ア) 損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの
- (イ) 住家の主要な構成要素(壁、柱、はり、屋根、階段等)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(イ) 学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。

イ 住家

(ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

(イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。

(ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。

(エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

6 災害救助法の適用手続き

市長は、災害が前記「4 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。

(1) 情報提供担当者

情報提供の的確性を期するため、情報提供主任及び副任を定めるものとする。

(2) 情報提供の内容

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概況

ウ 被害状況調べ

エ すでにとった救助措置及びとろうとする措置

オ その他の必要事項

7 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

- ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 埋葬
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - *キについては災害援護資金等各種貸付け制度の充実により、現在運用されていない。

(2) 金銭による救助の実施

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

(法第 23 条第 2 項)

(3) 市長による知事の救助に関する事務の実施

- ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。
- イ 知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとするときは、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。
- ウ 前記(1)のうち、ア(応急仮設住宅を除く。)、イ、ウ、オ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知するものとする。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、災害救助法に基づいて実施したものとみなす。
- エ 知事は、イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容と実施期間を通知する。

8 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額については厚生労働大臣が定める基準（告示）に従ってあらかじめ知事が定める（新潟県災害救助法施行細則別表）。

(2) 特別基準

災害の種類又は態様、あるいは被災者の構成又は家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、市長の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局保護課）と協議するものとする。

(3) 救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(4) 従事命令を受けた場合の実費弁償

資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(5) 救助実施状況の情報提供

ア 救助の実施機関は、災害直後における当面の応急的措置及び、後日行うこととなる災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏無く実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録、整理して知事に情報提供する。

イ 情報提供にあたっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録する。

救助の種類	情報提供事項
避難所の設置	箇所数、収容人員
応急仮設住宅の設置	設置戸数
炊き出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数
死体の捜索	死体処理数
障害物の除去	対象世帯数

9 強制権の発動

市長は、知事が迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、次の権限に属する事務の一部を行うことができる。

この場合、知事は当該事務の内容及び実施期間を市長に通知するとともに、直ちに

その旨を公示しなければならない。(法第 23 条)

(1) 救助業務従事の命令(法第 24 条)

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア 医療関係者

(ア) 医師、歯科医師又は薬剤師

(イ) 保健師、助産師又は看護師

イ 土木建築関係者

(ア) 土木技術者又は建築技術者

(イ) 大工、左官又はとび職

(ウ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

ウ 輸送関係者

(ア) 地方鉄道業者及びその従事者

(イ) 軌道経営者及びその従事者

(ウ) 自動車運送事業者及びその従事者

(エ) 船舶運送業者及びその従事者

(オ) 港湾運送業者及びその従事者

(2) 救助に関する業務への協力命令(法第 25 条)

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

(3) 知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用(法第 26 条)

ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

(ア) 病院、診療所又は助産所

(イ) 旅館又は飲食店

イ 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限

(ア) 土地、家屋若しくは物資

ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱い物資の保管をさせる権限

エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を行う業者等から、その取り扱い物資を収用する権限

(4) 公用令書の交付及び損失補償

知事は、(1)及び(3)の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

10 災害救助法が適用されない場合の救助

(1) 新潟県災害救助条例に基づく措置

法が適用されない災害に際して、市長が応急的に必要な救助を行う場合、知事は、新潟県災害救助条例に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

ア 法が適用されない場合の救助については、原則として市長が実施するものとする。

イ 市長は、被害の程度が新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当し、新潟県災害救助条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

ウ 新潟県災害救助条例適用基準

(ア) 市内の住家滅失世帯数が条例第2条に定める以上の場合

(イ) 知事が特に必要と認めた場合

エ 救助の種類等

(ア) 炊き出しその他による食品の給与

(イ) 被服、寝具その他生活必需品の給与

(ウ) 応急仮設住宅の設置

(エ) 災害にかかった住宅の応急修理

(オ) 災害にかかった者の救出

(カ) 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給

(キ) (ウ)及び(エ)の救助は、生活困窮者を対象として行うものとする。

オ 救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助条例施行規則の別表に定めるとおりとする。

(2) 阿賀野市災害救助条例

市長は、災害救助法、新潟県災害救助条例が適用されない災害に対して、被害の程度が阿賀野市災害救助条例に該当した場合は、市災害救助条例に定める救助の種類及び内容について、速やかに実施するものとする。

ア 救助の種類等

(ア) 避難所の設置

(イ) 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(エ) 災害にかかった者の救出

(オ) 応急仮設住宅の設置

- (カ) 災害を受けた住宅の応急修理
- (キ) 学用品の給与
- (ク) 障害物の除去
- (ケ) 人夫あるいは技術者を動員して行う除雪
- (オ) 及び(カ)の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

第4章 復旧・復興

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市及び公共サービスを提供する機関は、被災者からの生活相談等の受付を実施する。

また、市は、被災した民有施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金の確保、復旧資材の確保、復旧計画の樹立又は実施等について、あつせん、指導を行い、又は必要に応じて資金の融資に伴う金利助成の措置を講ずるとともに、被災者の住宅対策としての公営住宅の建設、生業資金の融資あつせん及び職業あつせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等、被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定、社会経済活動の早期復旧に努めるものとする。

2 被災者の更生のための相談、支援

(1) 相談所の開設

市は、避難所及び市役所などに被災者のための相談所を速やかに開設するものとする。

(2) 相談所の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3) 被災者の心理的ケア体制の確立

被災後の心理的な負担軽減のために、心理的ケア体制を整備し、被災者の支援を充実する。

(4) 被災者情報の把握、情報の共有化

市は、被災者台帳（カルテ）などの活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。

3 災証明の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し速やかに災証明書を発行する。

4 被災者の恒久的生活確保

(1) 住宅対策

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市は必要に応じて災害公営住宅を建設し、賃貸するものとする。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市は県とともに災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるように努めるものとする。

(2) 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、市は概ね次の措置を講ずるものとする。

ア 生活保護法に基づく生活の保障

生活保護法に基づく保護の要件を具備した被災者に対しては、その困窮の程度に応じ最低限度の生活を保証して生活の確保を図る。

イ 災害救助法の適用がなかった場合の措置

被保護世帯が災害に遭い災害救助法の適用がなかった場合、次の措置を講ずることができる。

(ア) 住宅維持のための家屋補修費の支給

(イ) 被服寝具等をまかなうための被服費の支給

(ウ) 直接必要な家具什器をまかなうための家具什器費の支給

(エ) 学用品費の再支給

5 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

6 住民への制度の周知

市及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図るものとする。

(1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

(2) 広報車、広報紙、チラシ等

(3) 防災行政無線、コミュニティー放送等

7 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市は、それらの制度の普及促進に努める。

8 地域再生につながる事業の展開

地域を元気にする事業の展開を進め、自ら地域を再生するという意識を関係機関の職員だけでなく地域住民にも醸成していく。

- (1) 観光振興・交流などを積極的に展開し、元気づくりに結びつく事業を推進する。
- (2) 文化振興ボランティア事業を実施し、様々な地域のボランティアとともに地域の振興を考える場作りを推進する。
- (3) メールマガジン配信などによる、双方向情報通信システムを構築し、まちづくり計画の推進に活用する。

9 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便業務

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付支店長が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
郵便事業(株)信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
(ア) 郵便事業(株)信越支社長が決定する。

(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。

(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

(2) 電信電話事業

ア 避難勧告等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免
避難勧告の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

一般電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要。

(以下は過去の例)

ア 電気料金の早収期間及び支払期限の延伸

イ 不使用月の基本料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）

エ 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

- オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除
- カ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。関東経済産業局長の認可が必要。

- ア 被災者のガス料金の納期の延伸
- イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除
- ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

第2節 融資・貸付・その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

更に、被災者対策の強化として、災害・地震保険制度の強化と利用促進や、個人・企業・組合におけるリスクファイナンスの強化などに取り組み、一歩進んだ支援対策を推進する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

(資料編 融資・貸付その他資金等の概要参照)

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

資料編 ○災害弔慰金

(2) 災害死亡者弔慰金

日赤新潟県支部は、災害によって死亡した県民に対し、弔慰金を支給する。

資料編 ○災害死亡者弔慰金

(3) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

資料編 ○災害障害見舞金

(4) 被災者生活再建支援金

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。

資料編 ○被災者生活再建支援金

(5) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

資料編 ○災害援護資金

(6) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子寡婦福祉資金を貸し付ける。

資料編 ○生活福祉資金

(7) 母子寡婦福祉資金貸付

資料編 ○母子寡婦福祉資金

(8) その他（特例措置）

資料編 ○その他（特例措置）

(9) 住宅金融公庫資金（災害復興住宅資金の貸付）

市は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

(10) 住宅金融公庫資金（マイホーム新築融資の特別貸付）

被災地の市は、被災者の希望により災害の実態を把握し、融資制度の内容を周知するとともに借入申し込みに際してはその手続き上の指導を行うものとする。

(11) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、住宅金融公庫の災害復興住宅資金の貸付を受けた者に対して、公庫資金の金利軽減のための利子補給を行うと共に不足資金に対して低利の上乗せ融資を行う。

（利子補給）

- ・ 事業主 市
- ・ 利子補給期間 5年
- ・ 補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金
- ・ 補助率 1/2（補給率が1%を超える場合は1%が限度）

（貸付金）

- ・ 貸付対象
住宅金融公庫の災害復興住宅資金の融資を受けてもなおかつ資金が不足するもの
- ・ 貸付け限度額
 - 建設、購入 400万円（50万円以上10万円単位）
 - 補修 200万円（50万円以上10万円単位）
- ・ 貸付利率
住宅金融公庫の災害復興住宅資金と同率

(12) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁

業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(13) 農林漁業金融公庫資金

被害農林漁業者に対し農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並びに既往貸付期限の延期措置を行うものとする。

(14) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認められた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。

(イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。

(ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。

(エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。

(オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等

(ア) 融資制度

(イ) 保証制度

4 制度の住民への広報

市は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア 市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布(県等の支援制度及び市個別制度の周知)

イ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

ウ 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

(3) 地域メディアの活用

被災地域に防災行政無線設備、コミュニティーFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得るものとする。

第3節 公共施設等災害復旧対策

1 計画の方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握するとともに、速やかに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続きを明らかにする。

また、災害復旧に対する助成制度の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報の提供に努める。

2 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

風水害により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し、所管課にその状況を速やかに報告するものとする。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた所管課は総務課に報告する。総務課は市全体の被害状況を集計するとともに、集計結果を速やかに市長及び県災害対策本部(危機管理防災課)に報告する。

(3) 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次のとおりとする。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

- (ア) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (イ) 砂防設備災害復旧事業計画
- (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (エ) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- (オ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- (カ) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (キ) 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- (ク) 公園公共土木施設災害復旧事業計画

イ 農林水産業施設災害復旧事業計画

ウ 都市災害復旧事業計画

エ 上水道施設災害復旧事業計画

オ 社会福祉施設災害復旧事業計画

カ 公共学校施設災害復旧事業計画

キ 公営住宅災害復旧事業計画

ク 公立医療施設災害復旧事業計画

ケ その他の災害復旧事業計画

3 復旧の基本方向の決定

市は、被災の状況、及び地域の特性、並びに被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定めるものとする。

施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

なお、公的施設の再整備にあたっては、PFI 事業等民間活力導入のマニュアル整備を実施するなど、多様な整備方法を検討する。

4 災害査定の促進

災害が発生した場合には、市はすみやかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて復旧事業の迅速が期されるよう努めるものとする。

5 激甚災害指定の促進

著しく激甚である災害が発生した場合、激甚法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

(1) 必要な調査の実施

知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けると必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

(2) 県調査への協力

市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(3) 関係部局の速やかな対応

関係部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

6 災害復旧事業の促進

(1) 災害復旧事業にかかる助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、国・県からの助成を受けるため災害復旧事業制度に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(2) 緊急融資の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために、起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

市において災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ融資の途を講じて財源の確保を図るものとし、関東財務局に対し適切かつ効果的な融資措置を講ずるよう要請するものとする。

(3) 復旧技術員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足が生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて技術職員の確保を図るものとする。

ア 技術職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町村から関係職員の派遣を求めてこれに対処するものとし、この場合において市町村相互間において協議が整わないときは、県にあっせん又は調整を依頼するものとする。

イ 市町村相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第 33 条の例にならって、技術職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を相互に交換するよう努めるものとする。

7 住民及び関係団体等に対する情報提供

市は住民及び関係団体に対し、掲示板、広報誌、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に関わる復旧計画(復興計画)及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は市災害対策本部から提供するものとする。

第4節 災害復興対策

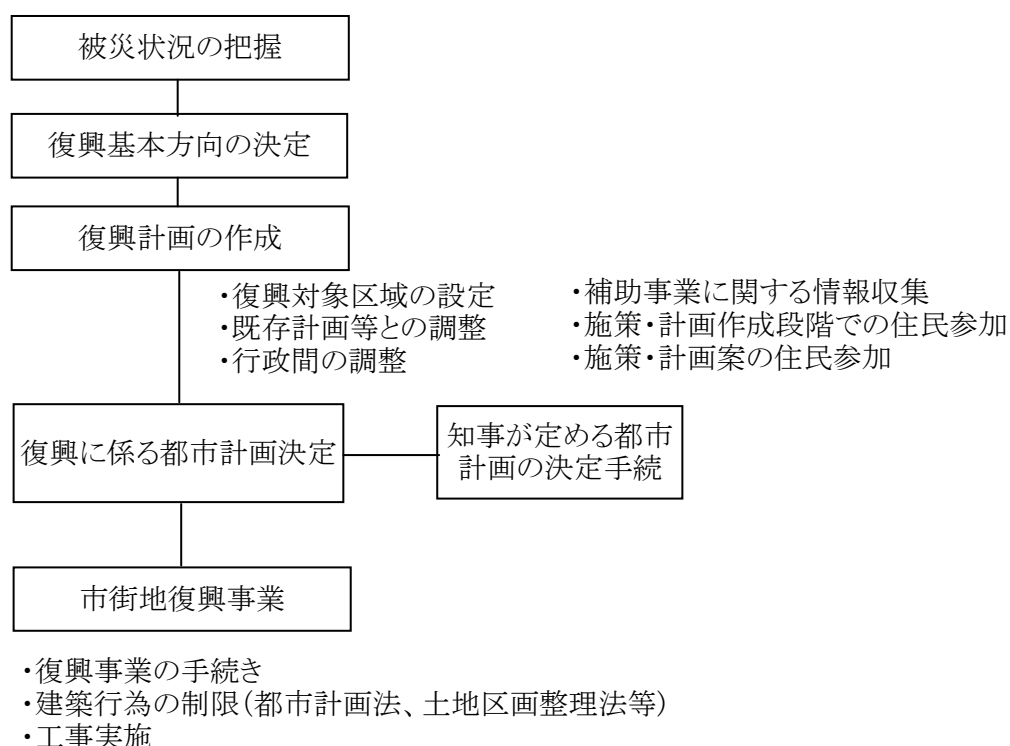
1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市は、民間事業者及び施設管理者等との連携並びに地域の自然・社会条件を踏まえ、住民参加による復興計画の策定及び復興事業の実施を図る。計画の策定に当たっては、広く住民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女両性の視点から見て妥当なものとなるよう配慮し、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成するものとする。

さらに市及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な住居環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急を実施するものとする。

2 復興対策の手順



3 復興のグランドデザインの構築及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

ア 組織体制の整備

被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図るものとする。

イ 復興計画作成のための検討組織設置

復興対策の円滑な実施を期すため、市は、市庁舎内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図るものとする。

ウ 他自治体等からの職員派遣

復興対策の遂行にあたり、市は、必要に応じ県、国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得るものとする。

(2) 復興基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

被災地の復旧・復興は市が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。

(3) 復興計画の作成

ア 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市は、県と連携して復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

イ 将来を見据えた復興計画の作成

市は、再度災害防止と快適な住居環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成するものとし、その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、市街地のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのない計画とすることとし、住民の理解を得るよう努めるものとする。

ウ 上位計画や他の総合計画等との調整

復興計画作成にあたり、市は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図るものとする。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4 防災まちづくり

市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクト

な都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。

また、市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(1) 住民の合意形成

ア 住民参加による施策・計画の策定

市は、復興施策や復興計画の早期実施のためには、施策・計画に対する住民の合意形成を図ることが必要となる。円滑な合意形成のために、住民参加による施策・計画の策定を行うものとする。

イ 迅速な合意形成のための情報提供

市は、新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、迅速な合意形成に努めるものとする。

ウ 防災まちづくりのコンセンサスの確保

復興計画における住民の迅速な合意形成を図るために、市は、普段から地域住民と災害の起きないまちづくりについて話し合い、住居環境に配慮した防災まちづくりのコンセンサスを得るよう努めるものとする。

エ 復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの計画については、市は、民主的な計画決定のプロセスを確保するとともに事業着手までの間の建築規制などの住民の協力を得るため、都市計画決定を行うものとする。

(2) 防災性向上のための公共施設等の整備

市及び公共施設管理者等は、防災まちづくりにあたり、必要に応じて、防災性向上のための公共施設等の整備を図るものとする。

ア 骨格的な都市基盤施設の整備

災害時に緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤施設の整備を図るものとする。

この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るよう努めるものとする。

イ 耐水性のあるライフラインの整備

ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

ウ 建築物や公共施設の耐震不燃化の促進に努めるものとする。

エ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

5 災害復旧に関する情報の整備

(1) 災害記録の整理と保管

被災した箇所等の災害記録を整理し、いつでも参照できるよう形式を整えて保管する。

(2) 災害要因の確認点検(災害箇所の確認調査)

被災した箇所等の情報を整理し、災害要因の確認及び点検を行う。

6 災害復旧に関する支援体制の整備

(1) 避難所管理運営マニュアルの整備

避難所を管理運営する中で、又災害ボランティアからの助言等、ノウハウとして活用できる事項について整理しマニュアル化する。

(2) 仮設住宅入居及び住宅移転等の相談体制

被災により住居での生活が困難になった住民に対して、仮設住宅入居及び住宅移転等の相談窓口を設置し、対応にあたる。

(3) 被災箇所の点検と修繕体制の整備

住宅、公共施設だけでなく、市内の建物の被災箇所に関する総点検を実施し、修繕体制を整え原状復帰を推進する。

(4) 被災後の防犯体制の整備

被災後の復興時期に乗じた犯罪を防ぐため、地域住民と連携した防災体制の整備を実施する。

(5) 被災後の高齢者等に対する支援体制の整備

いわゆる災害時要援護者に対して、被災後の生活を支援する体制を整備する。